

第三次阿武町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

阿 武 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
5	計画の位置づけ	4

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1	人口の推移・合計特殊出生率の推移	5
2	出生数の推移と推計児童数	7
3	未婚率の推移	8
4	子育て家庭の状況	10
5	アンケート調査からみる町の状況	12

第3章 子ども・子育て支援法に基づく事業実績と実施状況について

1	地域子ども・子育て支援事業の実績について	66
2	基本施策の実施状況・評価	67

第4章 課題のまとめ（現状に対する今後の方針）

第5章 量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域設定	76
2	教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	77
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	78

第6章 計画の概要

1	計画の基本目標	82
2	目指す姿と取り組みの方向	82
3	計画の体系	83

第7章 施策の具体的な展開

1	結婚の希望を叶えるための支援	84
2	妊娠・出産の希望を叶えるための支援	86
3	安心して子育てできる環境づくり	88
4	困難を有する子どもへの支援	92
5	働き方改革の推進	94
6	子どもと子育てにやさしい社会づくり	95

第8章 計画の推進

1	計画の周知	97
2	関係機関との連携・協働	97
3	計画の実施状況の点検・評価	97

資料

阿武町子ども・子育て会議設置要綱	98
阿武町子ども・子育て会議委員名簿	100

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

わが国は急速な少子・高齢化に伴い、令和5年には全国の出生数が75万人を割り込みました。前年比としては6.3%の減となり急激な落ち込みとなります。

その背景には、未婚化・晩婚化の進展や核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加に子どもを取り巻く環境は以前にも増して厳しくなり、子を産み、育てることに対しての不安や負担はより大きくなっています。

このような社会の変化に対応するため、令和6年4月には「児童福祉法」が改正され、こども家庭センター設置や身近な子育て支援の場における相談機関などによる包括的な支援体制の強化・拡充、一時保護所の設備・運営基準の策定による環境改善等が盛り込まれました。

経済面においても、令和6年10月に「児童手当法」が改正され、所得制限の撤廃や支給期間の延長、第3子以降の支給額の増額等、子育て世帯を対象とする支援を拡充する政策が打ち出されました。

このような時代の変化を受けて、本町においても、子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子どもや子育て家庭を地域全体で支え、子育て家庭を包括的に支援していくために、「第三次阿武町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に本町がこれから進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

子ども・子育て支援の考え方のもとに、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子育てができるよう地域全体で子どもと子育て家庭を包括して支援するまちづくりを推進していくためのものです。

さらに、本町の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、本計画に基づいて町民各人をはじめ各家庭や学校・地域社会・職場での積極的な取り組みを促進するものです。

3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、子育て家庭の現状や意向を把握するとともに、役場内及び関係機関、関係者との協議を行い、幅広い意見を計画に反映できるよう連携を図りました。

○こども・子育て会議による協議

計画策定の審議機関として、関係機関・団体の代表などで構成する「阿武町子ども・子育て会議」を設置し、課題の検討や計画策定に向け意見を伺いました。

なお、役場内関係各課との協議を踏まえた上で本計画を策定しています。

○アンケート調査の実施

0 歳から小学校 6 年生までの児童のいる家庭を対象に、各サービスの利用意向などを把握するため、令和 6 年度にアンケート調査を実施し、分析を行いました。

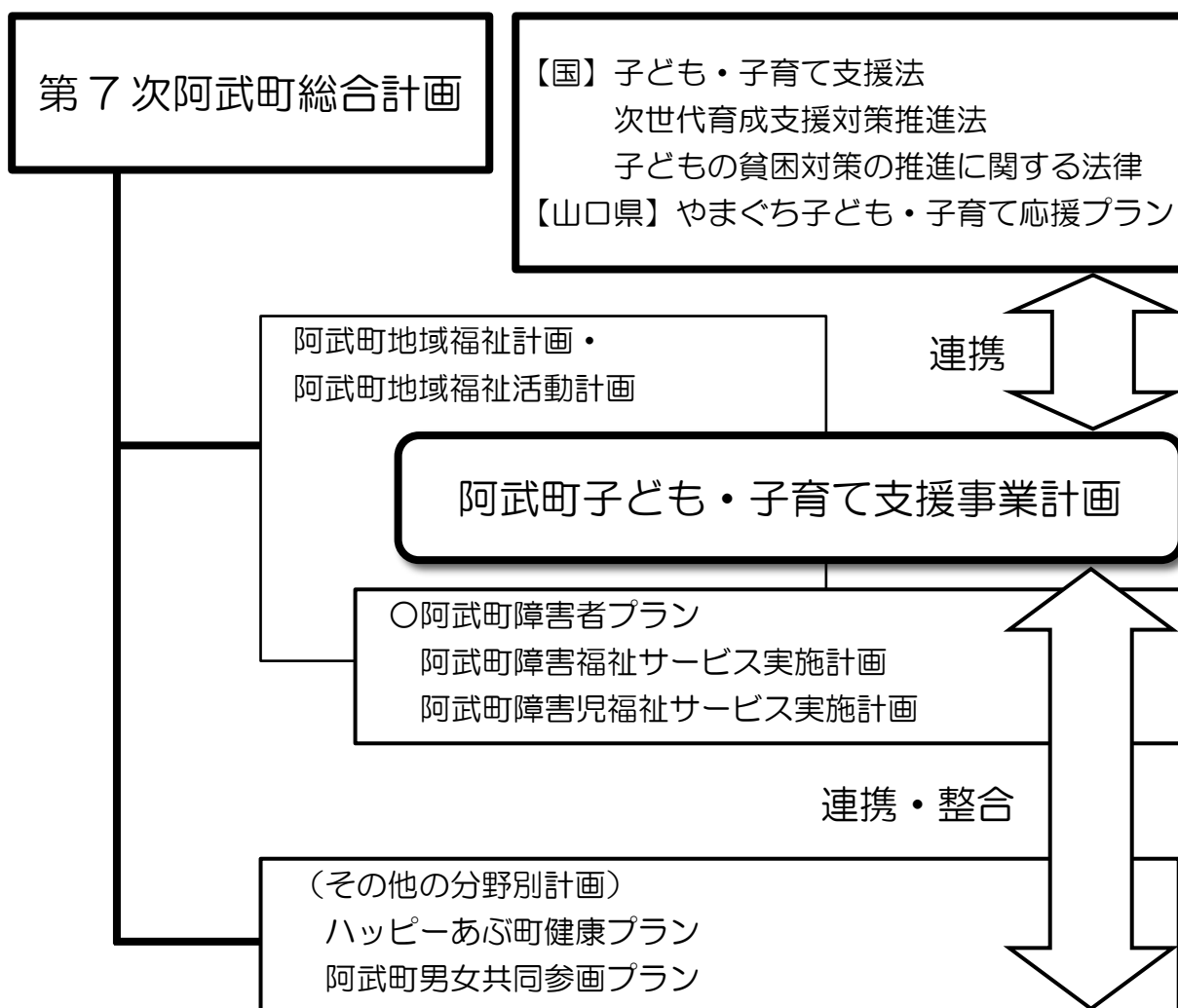
5 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく市町村こども計画として位置づけ、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。

「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条に基づく「市町村計画」の内容を包含した計画です。

「第二次阿武町子ども・子育て支援事業計画」は町の最上位計画である「第 7 次阿武町総合計画」の個別計画として位置づけ、さらに、他の教育・健康・福祉分野の各種計画と整合性を図り計画的に実施するためのものです。

■計画の位置づけ

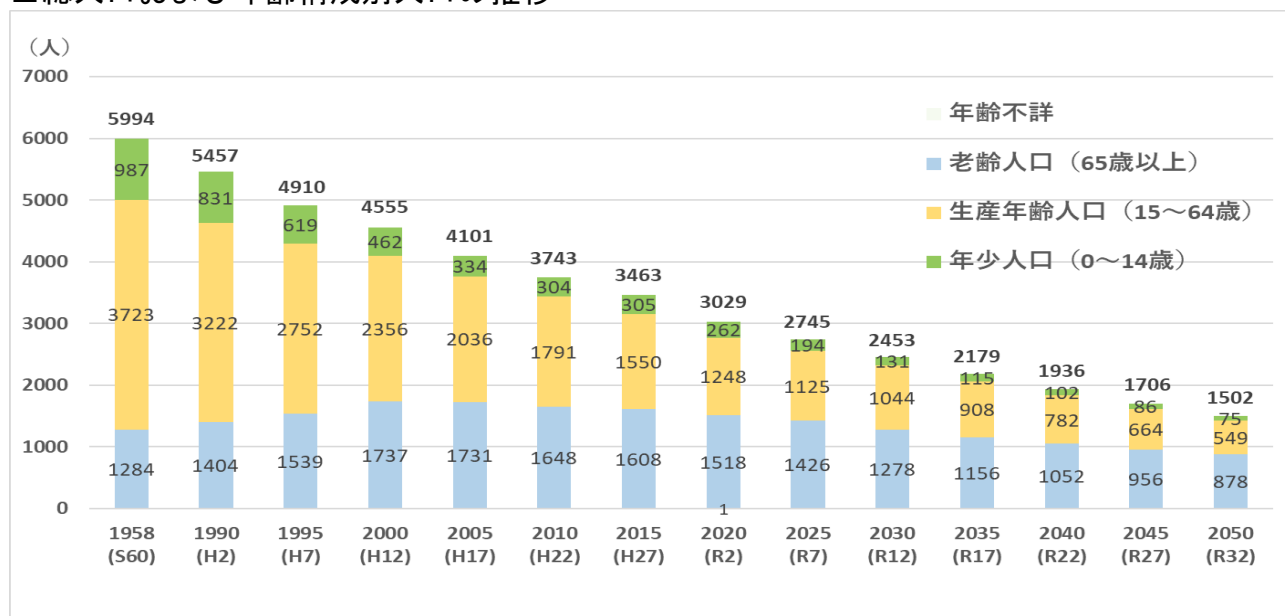


第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の推移・合計特殊出生率の推移

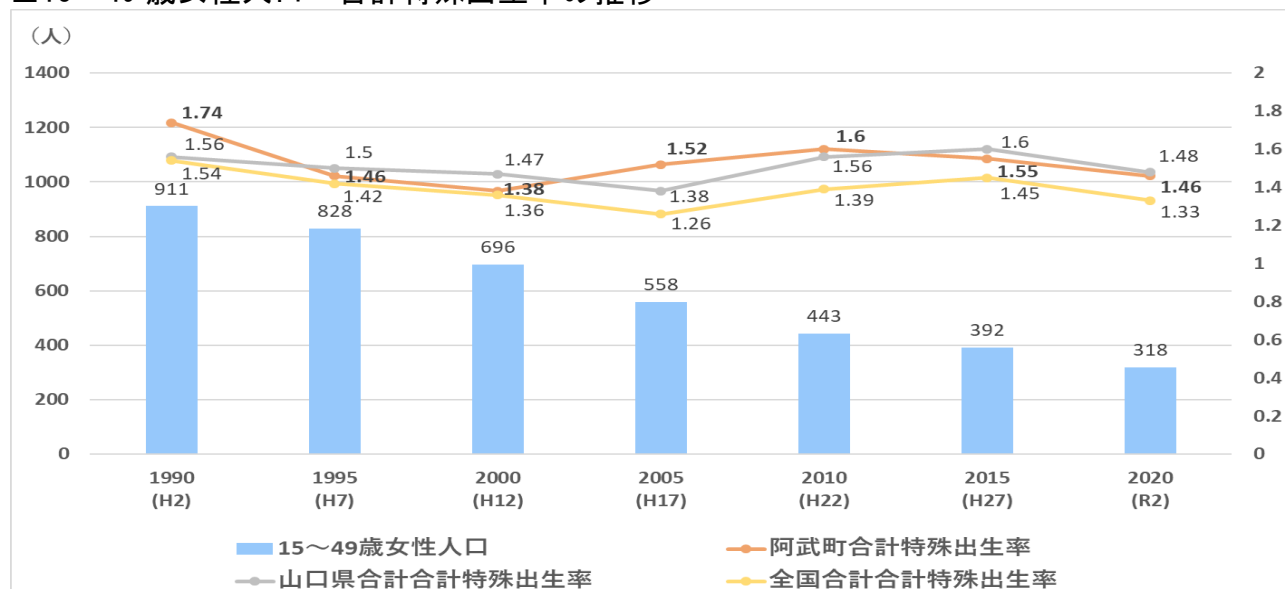
阿武町における人口推移をみると総人口は年々減少し、年齢3区分別では年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少しています。また、人口ピラミッドから令和2年の人口、令和17年の人口（推計値）が20～30歳代の男女において減少していることがわかります。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数値）は、1.46と全国を上回っているものの、山口県を下回っており、日本人口を維持していくために必要とされる人口置換水準の出生率（2.07）を大幅に下回っています。

■総人口および年齢構成別人口の推移



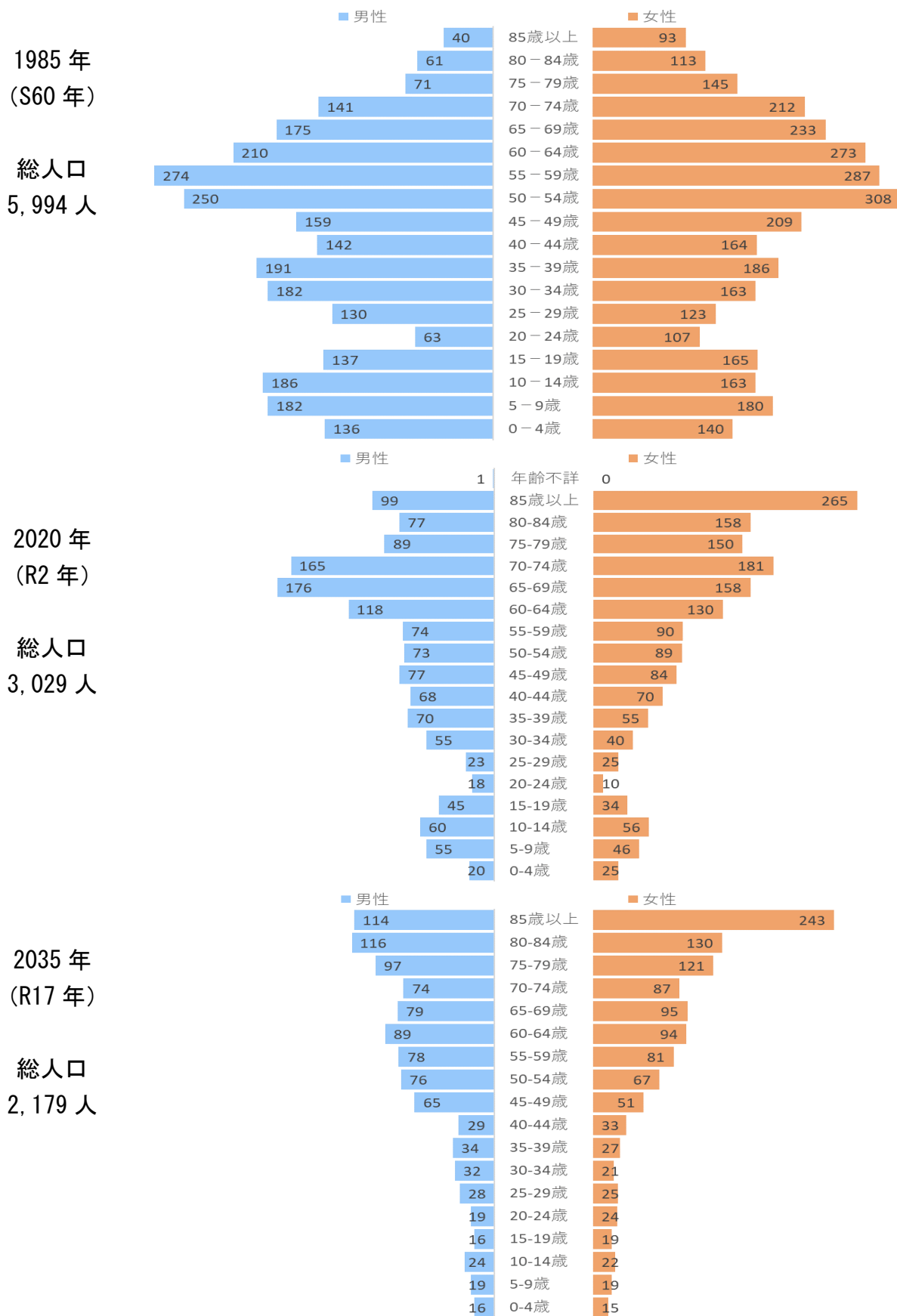
資料：～2020 (R2) 年…国勢調査、2025 (R7) 年～国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推測人口」

■15～49歳女性人口・合計特殊出生率の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」

■人口ピラミッド

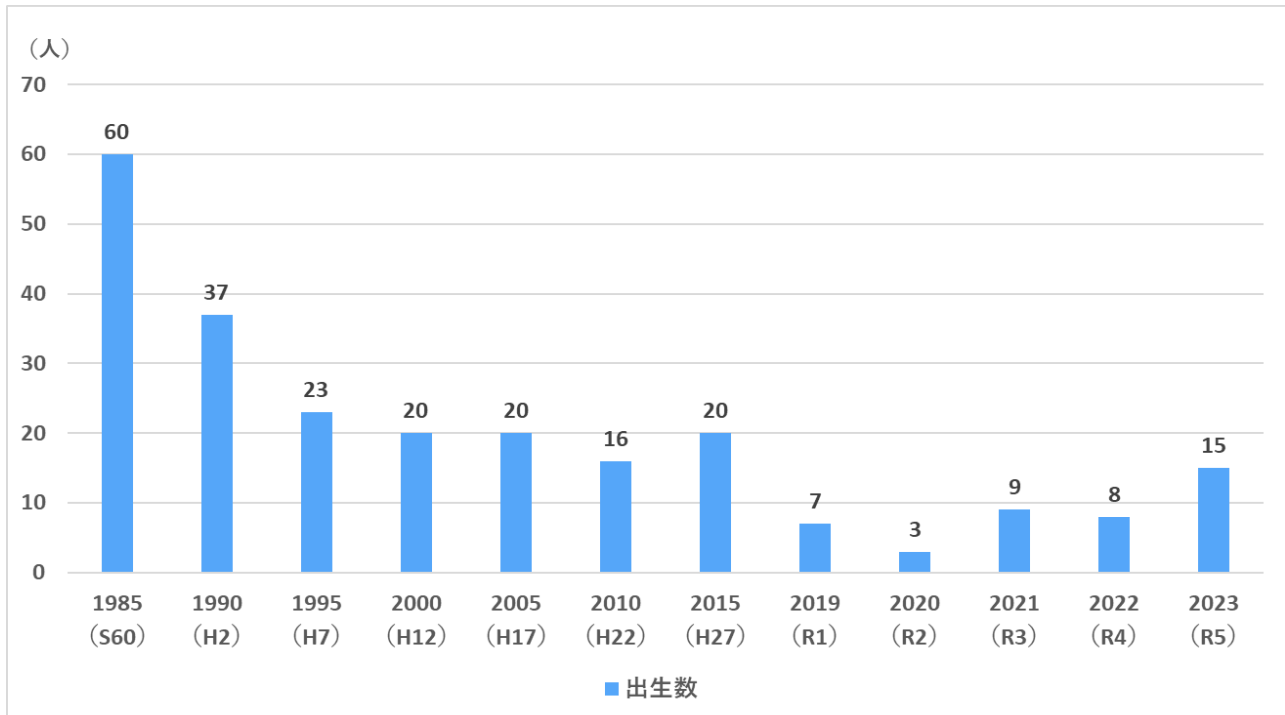


資料：1985 (S60) 年、2020 (R2) 年…国勢調査 2035 (R17) 年…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 出生数の推移と推計児童数

出生数は減少傾向にありますますが、近年において出生数は回復傾向にあります。本計画期間内における推計児童数は以下のとおりです。今後、出生数の減少により児童数の減少に拍車がかかることが予測されます。

■出生数の推移



資料：山口県人口移動統計調査

■推計児童数



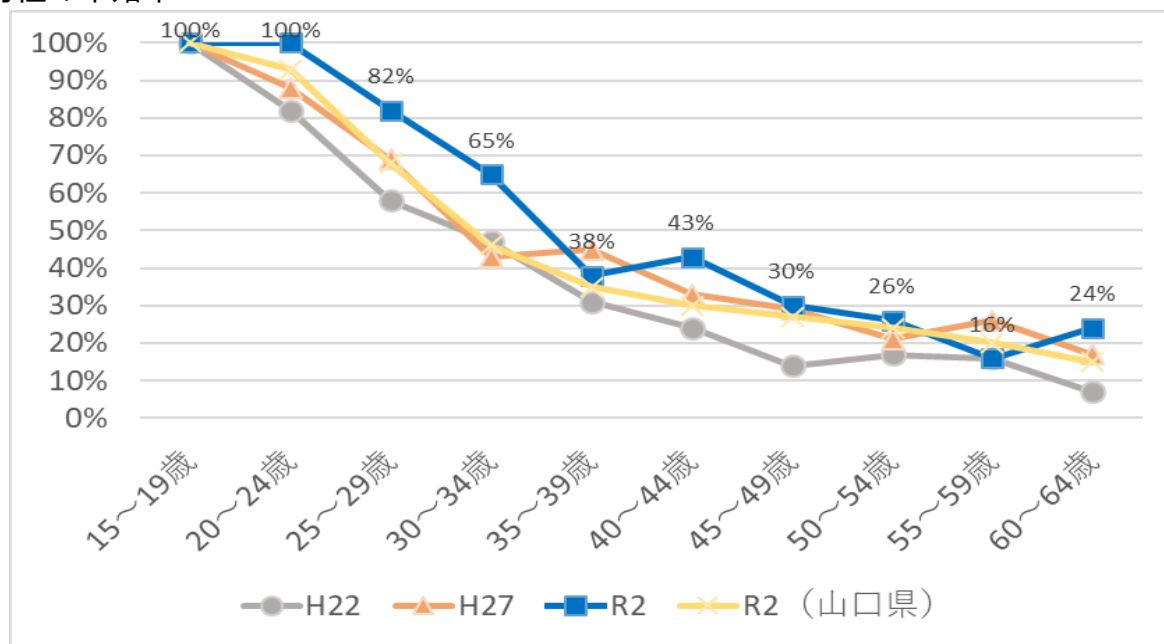
資料：山口県子ども・子育て支援事業計画「保育の量の見込みとその確保方策」

3 未婚率の推移

国勢調査による本町の未婚率をみると、令和2年では山口県と比べると、男性・女性ともに高くなっています。特に男性は30～49歳までが高く、女性は30～34歳が高くなっています。

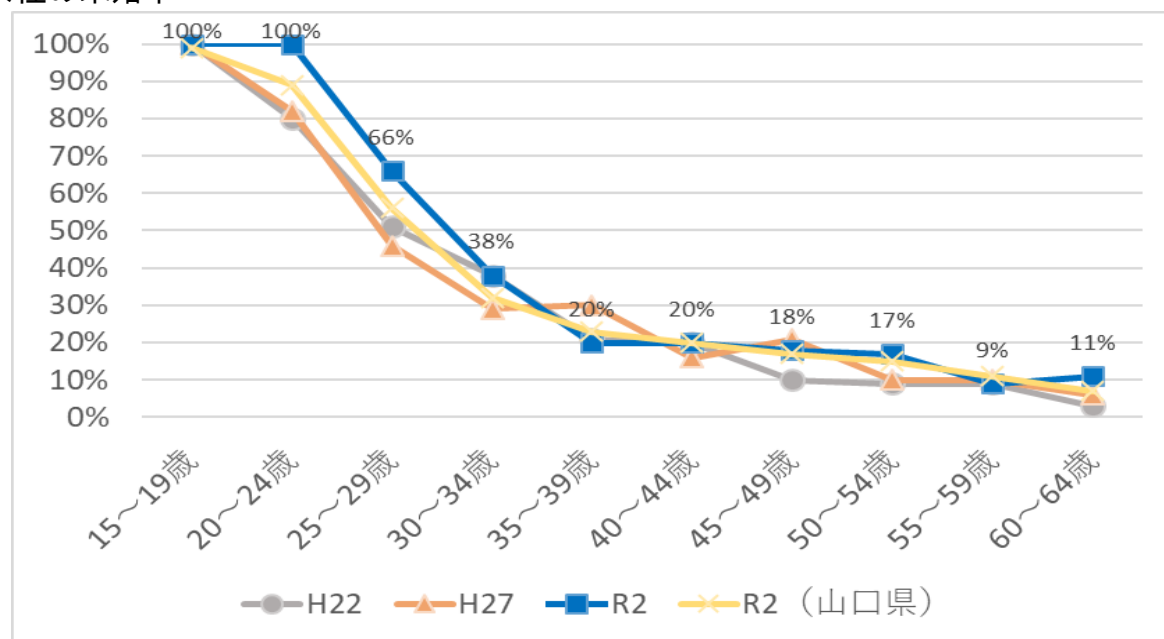
全国の出生動向基本調査（独身者調査結果）によると、30歳～40歳代の独身の理由としては、男女とも「適当な相手にまだめぐり会わない」と回答している方が多いことがわかります。

■男性の未婚率



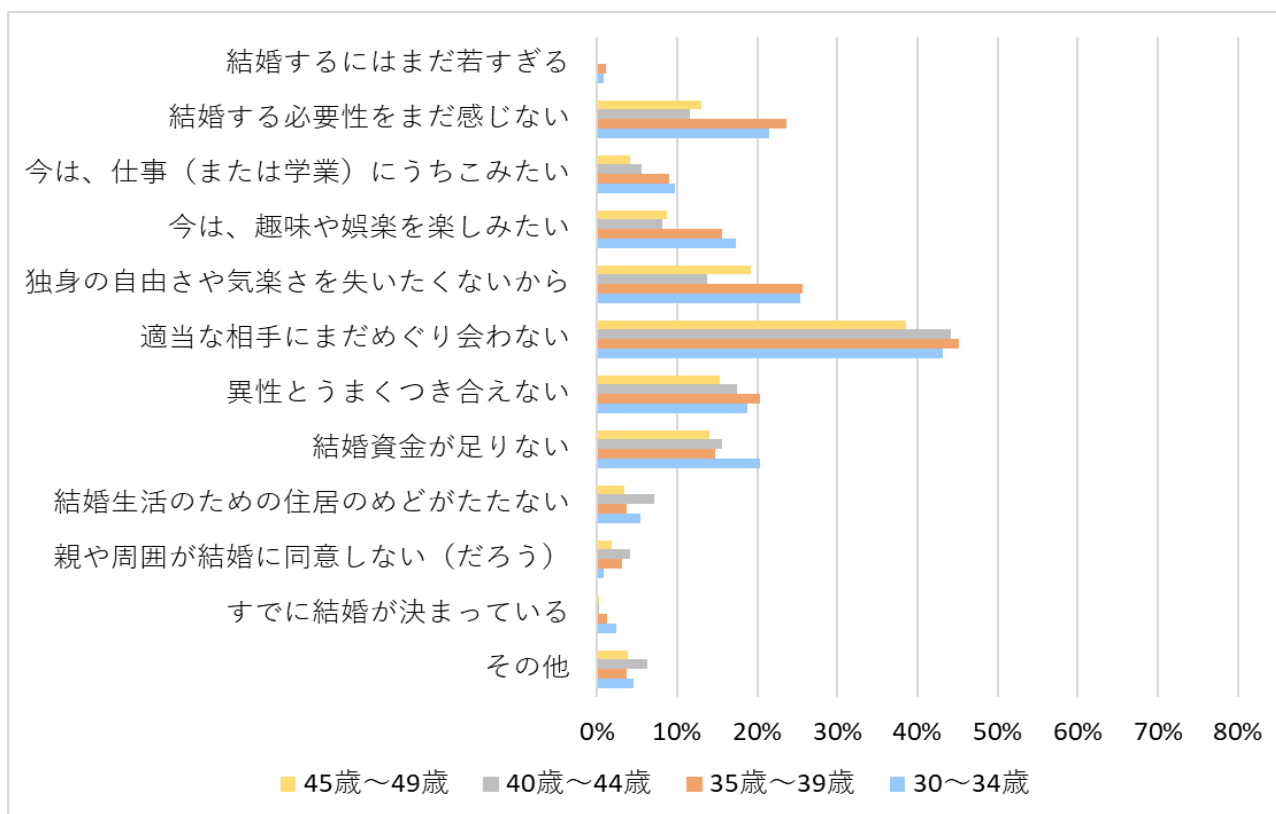
資料：国勢調査

■女性の未婚率

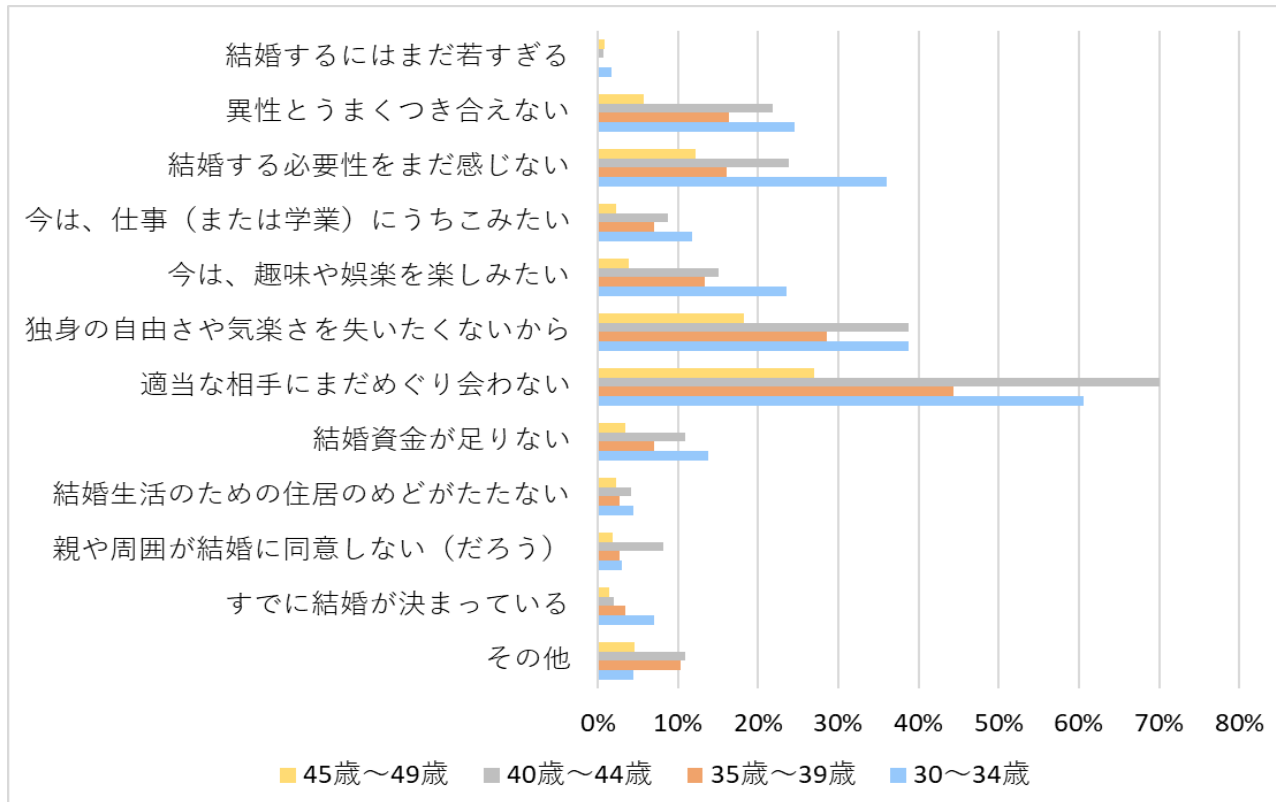


資料：国勢調査

■独身の理由（男性）



■独身の理由（女性）



資料：国立社会保障・人口問題研究所 第16回出生動向基本調査 独身調査結果

各項目を独身の理由として選択（最大三つまで）した未婚者数を各年齢階級の未婚者数で割ったもの

4 子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

国勢調査によると阿武町の世帯数は年々減少しており、令和2年では1,360世帯となっています。平均世帯人員も年々減少し、令和2年の平均世帯人員は2.16人となっています。

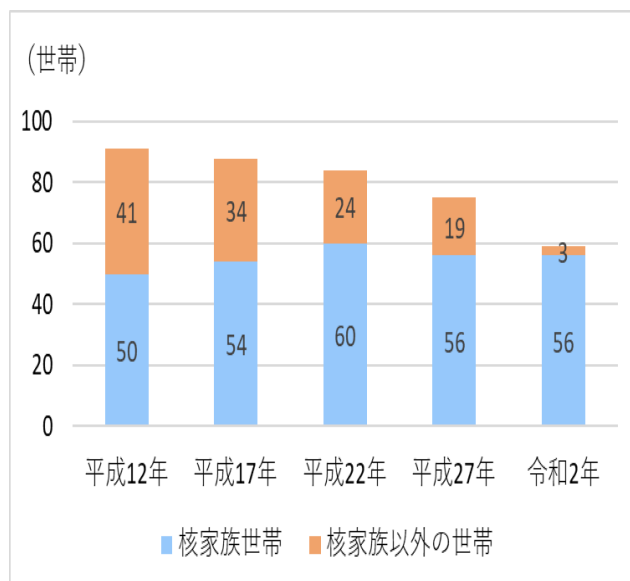
また、子どものいる世帯は著しく減少しており、6歳未満のいる世帯は一般世帯のうち3.5%、18歳未満のいる世帯の割合は12.7%となっています。とくに子どものいる世帯において、核家族世帯が増加しており、子育て家庭内において子育てを行うものが限られる家庭が増えていることをあらわしています。

■世帯構造の推移

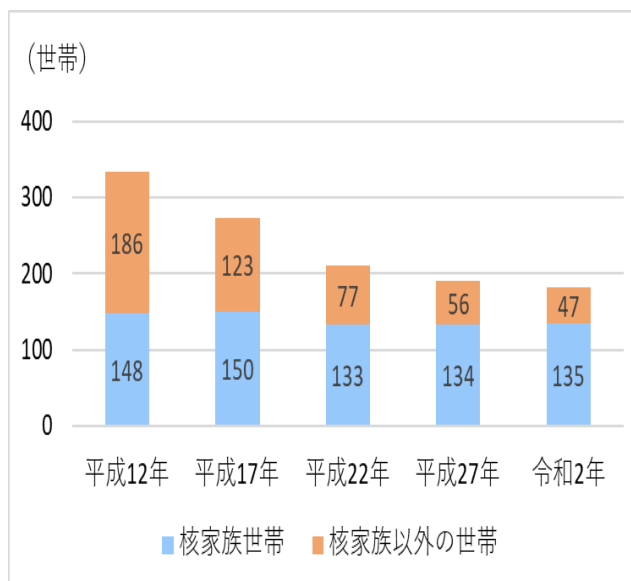
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	世帯数	1,673	1,605	1,575	1,488	1,360
	世帯人員	4,555	4,101	3,743	3,350	2,933
	平均世帯人員	2.72	2.56	2.38	2.25	2.16
6歳未満のいる一般世帯数		91	88	84	59	48
割合(%)		5.4	5.5	5.3	4.0	3.5
(再掲) うち核家族世帯数		50	54	60	56	39
割合(%)		55.0	61.4	71.4	94.9	81.3
18歳未満のいる一般世帯数		336	256	211	191	173
割合(%)		20.1	16.0	13.4	12.8	12.7
(再掲) うち核家族世帯数		150	133	134	135	126
割合(%)		44.6	51.9	63.5	70.7	72.8

資料：国勢調査

■6歳未満のいる世帯数



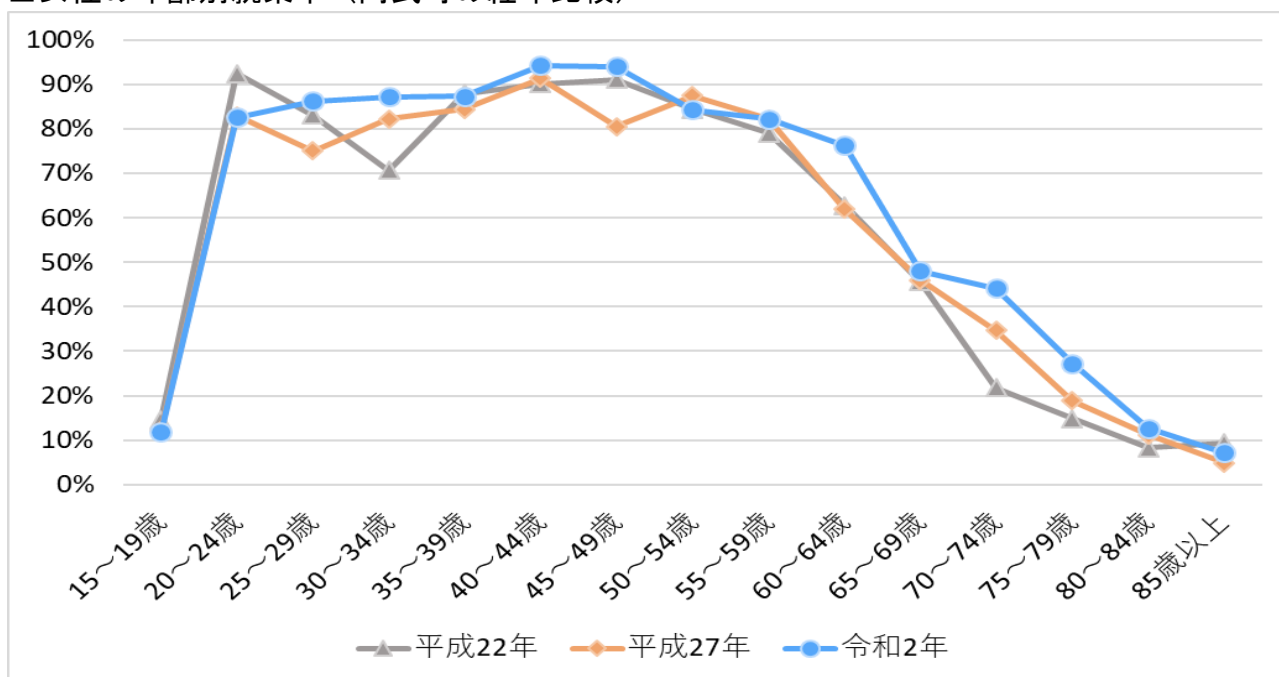
■18歳未満のいる世帯数



(2) 女性の就労状況

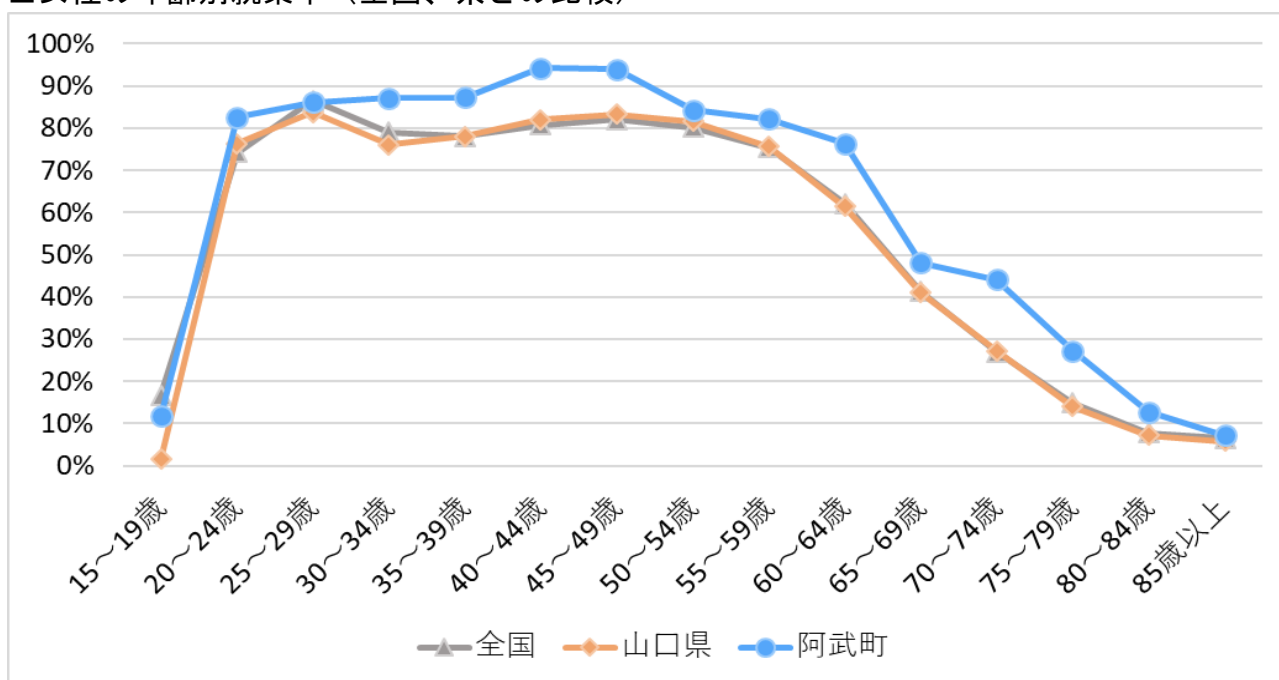
国勢調査による阿武町の年齢別就業率をみると、令和2年では、平成22年・平成27年に比べ、30～44歳までの就業率が高くなっています。また、全国や県の実業率と比べると、全年齢でほぼ高く、特に20～49歳までの就業率が高くなっており、子育てしながら働く女性が多いことがわかります。

■女性の年齢別就業率（阿武町の経年比較）



資料：国勢調査

■女性の年齢別就業率（全国、県との比較）



資料：国勢調査

5 アンケート調査からみる町の状況

(1) 調査方法

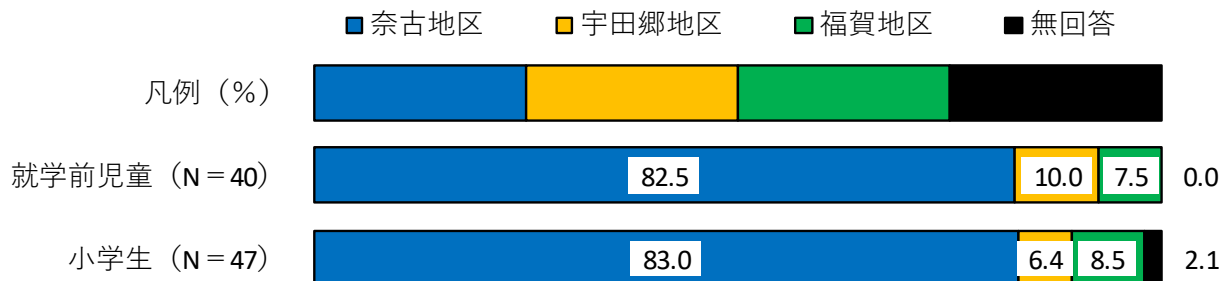
本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、令和6年7月に町内の小学校6年生までの子どものいる世帯に「阿武町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

- ・調査地域：阿武町
- ・調査対象者：令和6年5月1日現在、阿武町にお住まいで0歳から小学校6年生までの児童のいる保護者
※同一保護者で対象児童が2人以上いる場合は、年齢の低い方1人を対象とする。(就学前児童、小学生児童各1人が対象)
- ・対象数：121人(就学前児童：49人、小学生児童：72人)
- ・回収数：87件(回収率：71.9%(就学前児童：81.6%、小学生児童：65.3%))
- ・調査期間：令和6年7月29日～8月16日まで
- ・調査方法：保育園を通じて配布・回収
一部郵送による配布

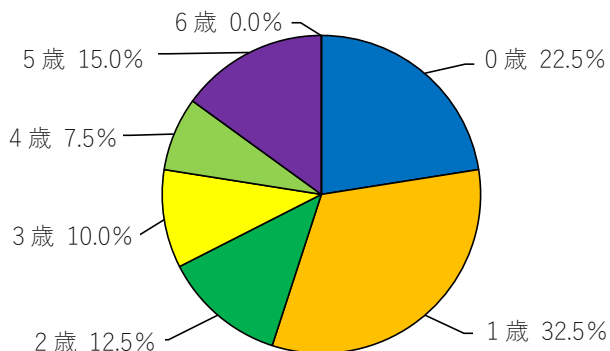
(2) 調査結果の概要 (Nは全標本数、nは該当数の数)

①回答者の状況

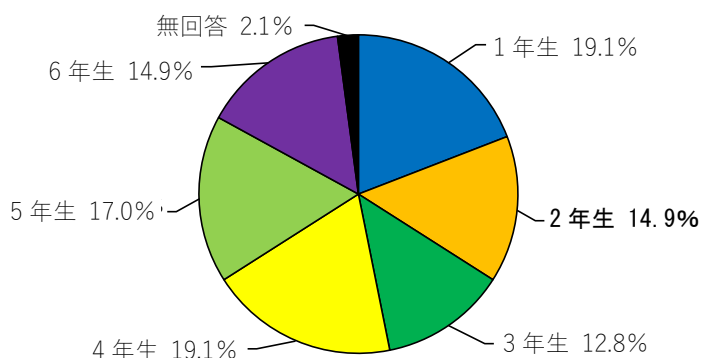
【居住地区】



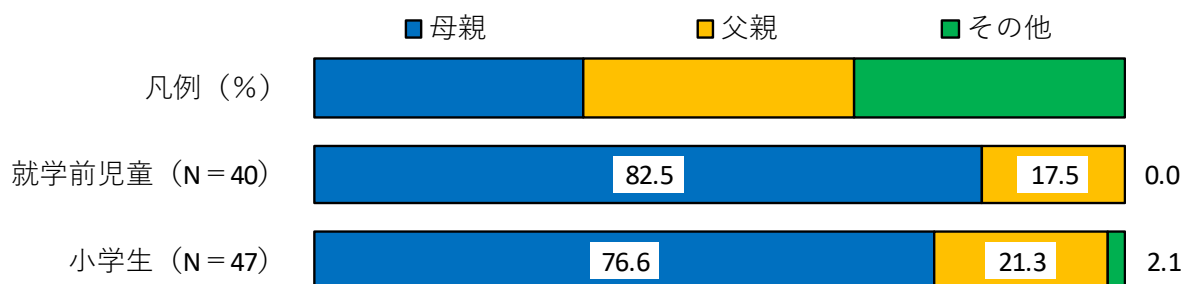
【就学前児童】(N=40)



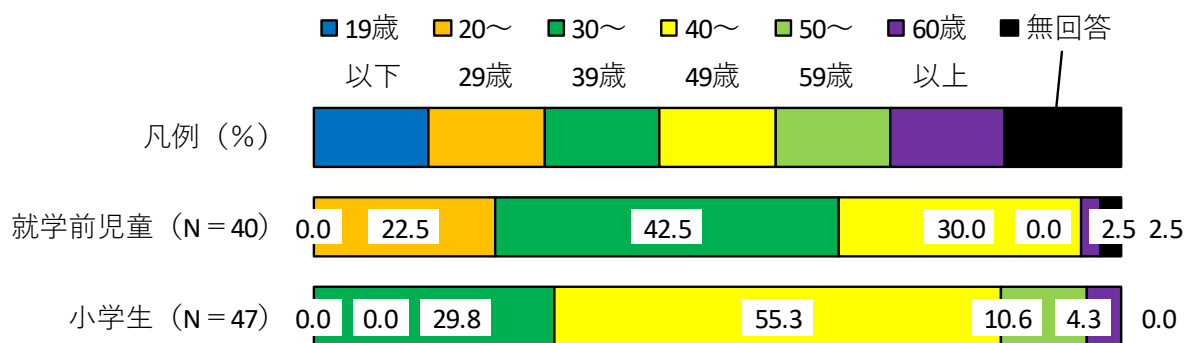
【小学生】(N=47)



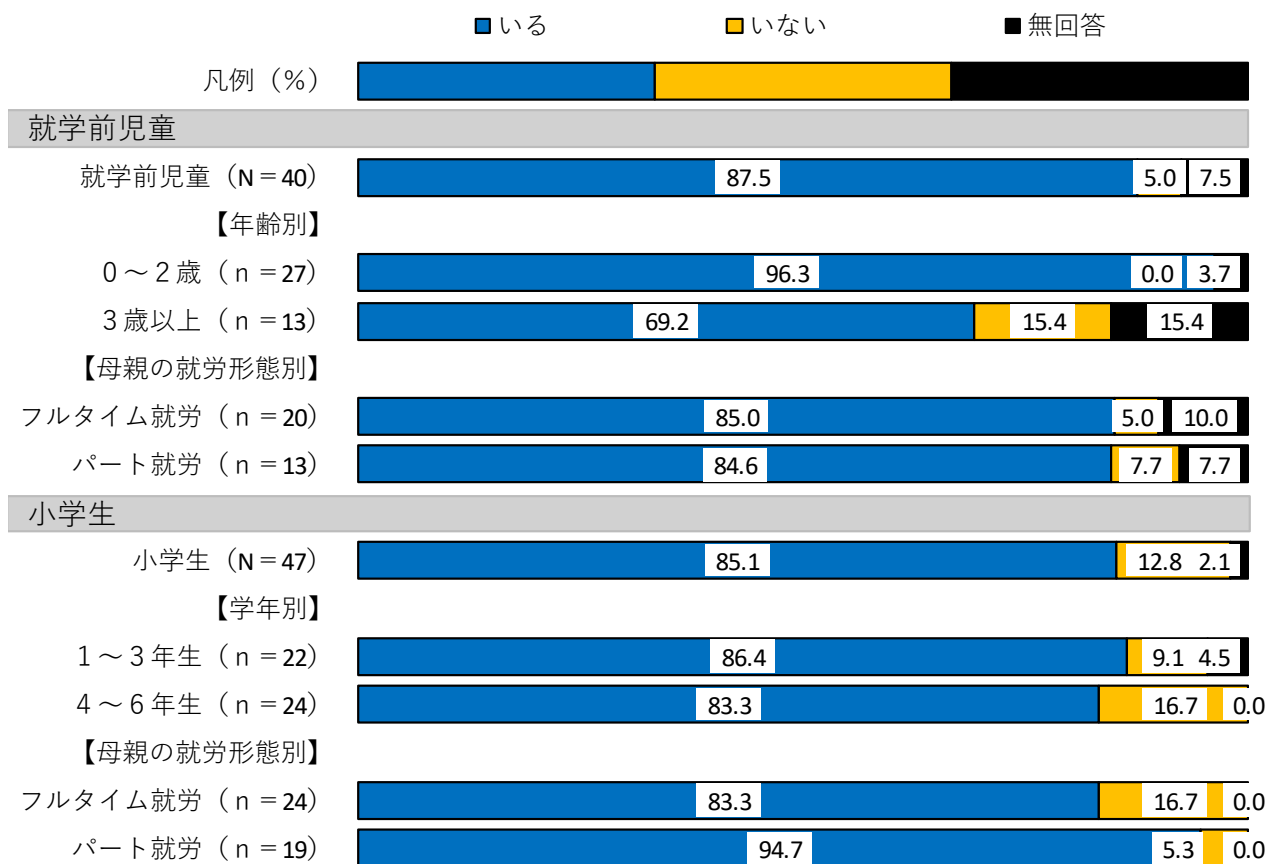
【回答者の続柄】



【回答者の年齢】



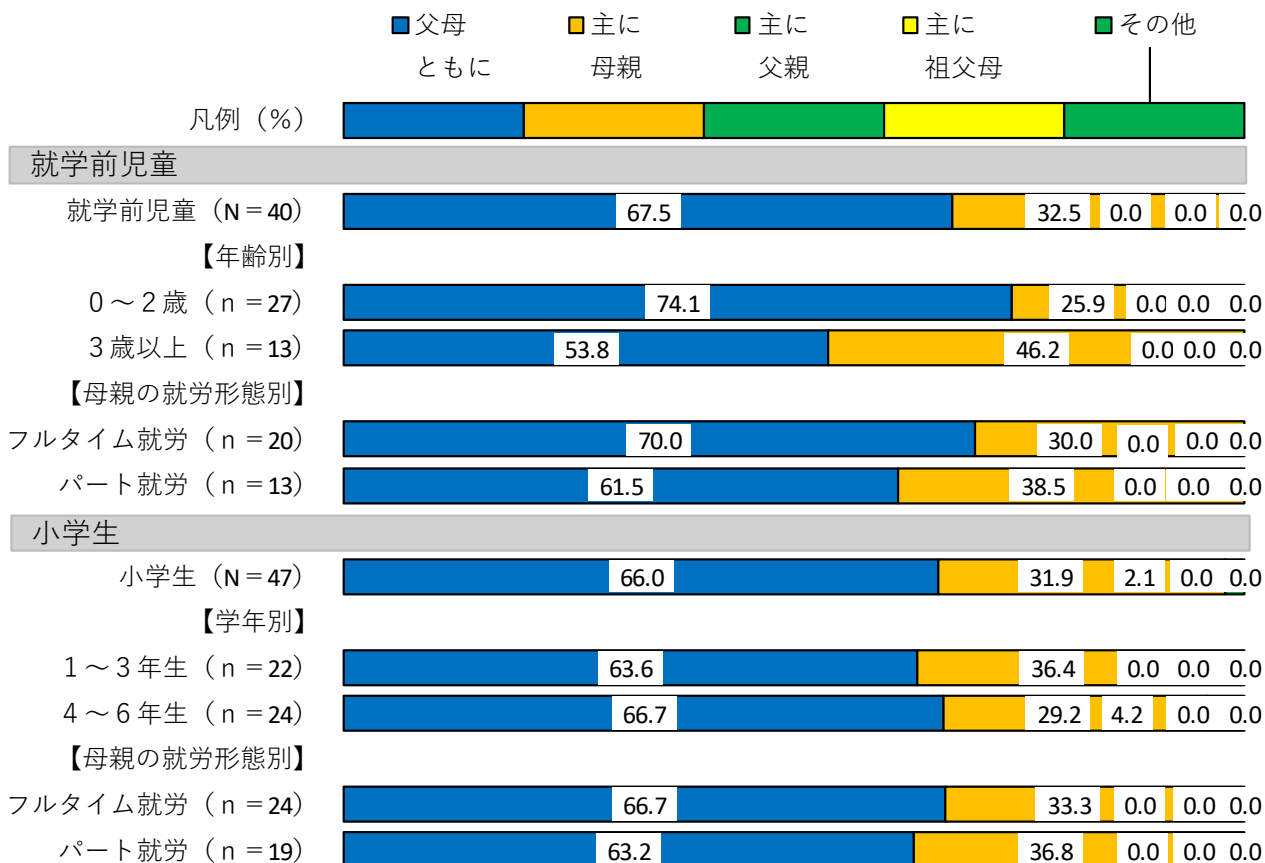
【配偶者・パートナーの有無】



②主に、子育て（教育を含む）をしている人

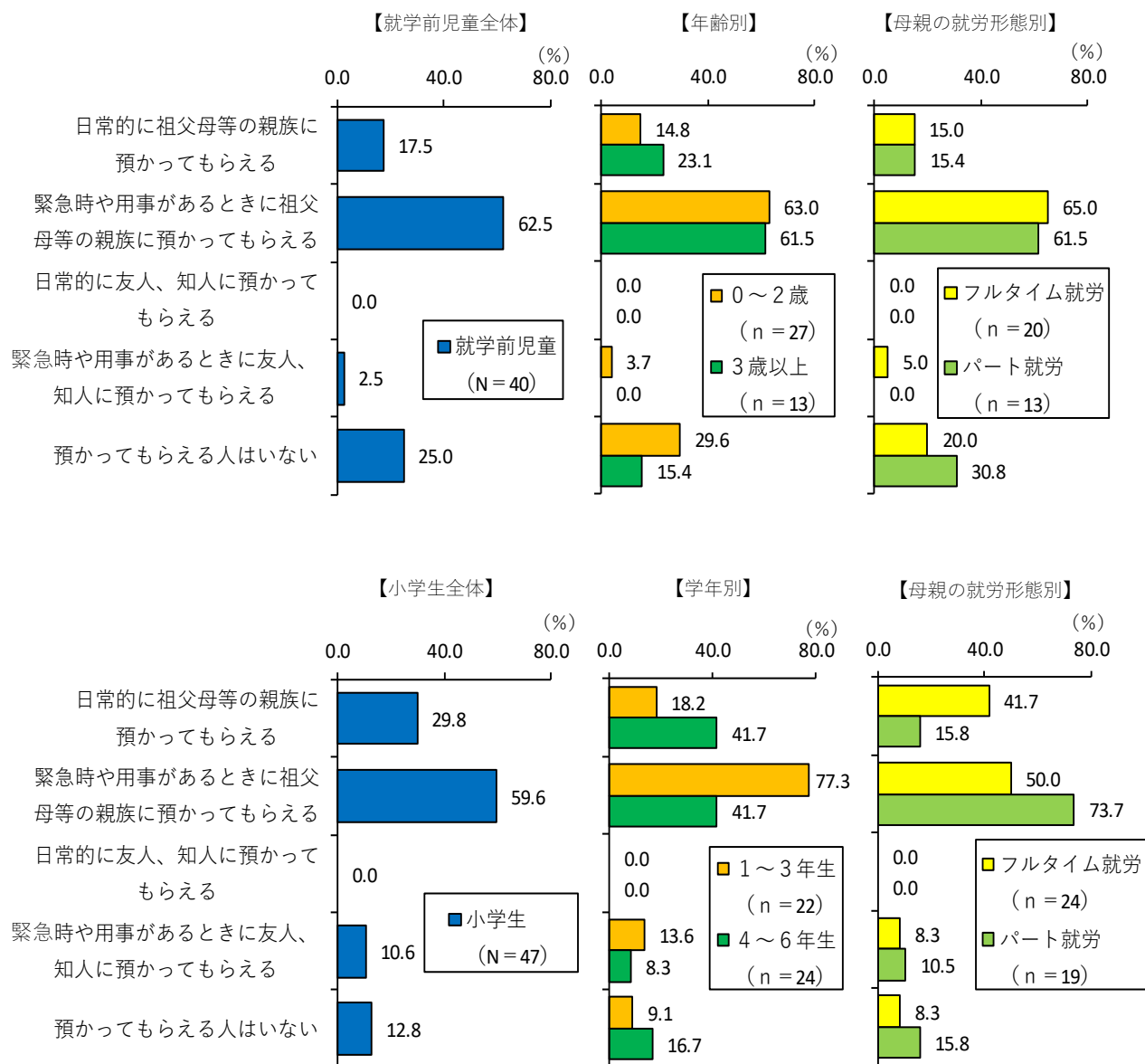
主に子育て（教育を含む）をしている人について、就学前児童全体・小学生全体ともに、『父母ともに』の割合が65%を超えており、次いで『主に母親』（32.5%）となっています。

【主に子育て（教育を含む）をしている人】



③子どもを預けられる人の状況

就学前児童全体・小学生全体ともに『緊急時や用事があるときに祖父母等の親族に預かってもらえる』の割合が最も高く約6割となっています。就学前児童全体では次いで『預かってもらえる人はいない』(25.0%)、小学生全体では次いで『日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる』(29.8%)となっています。

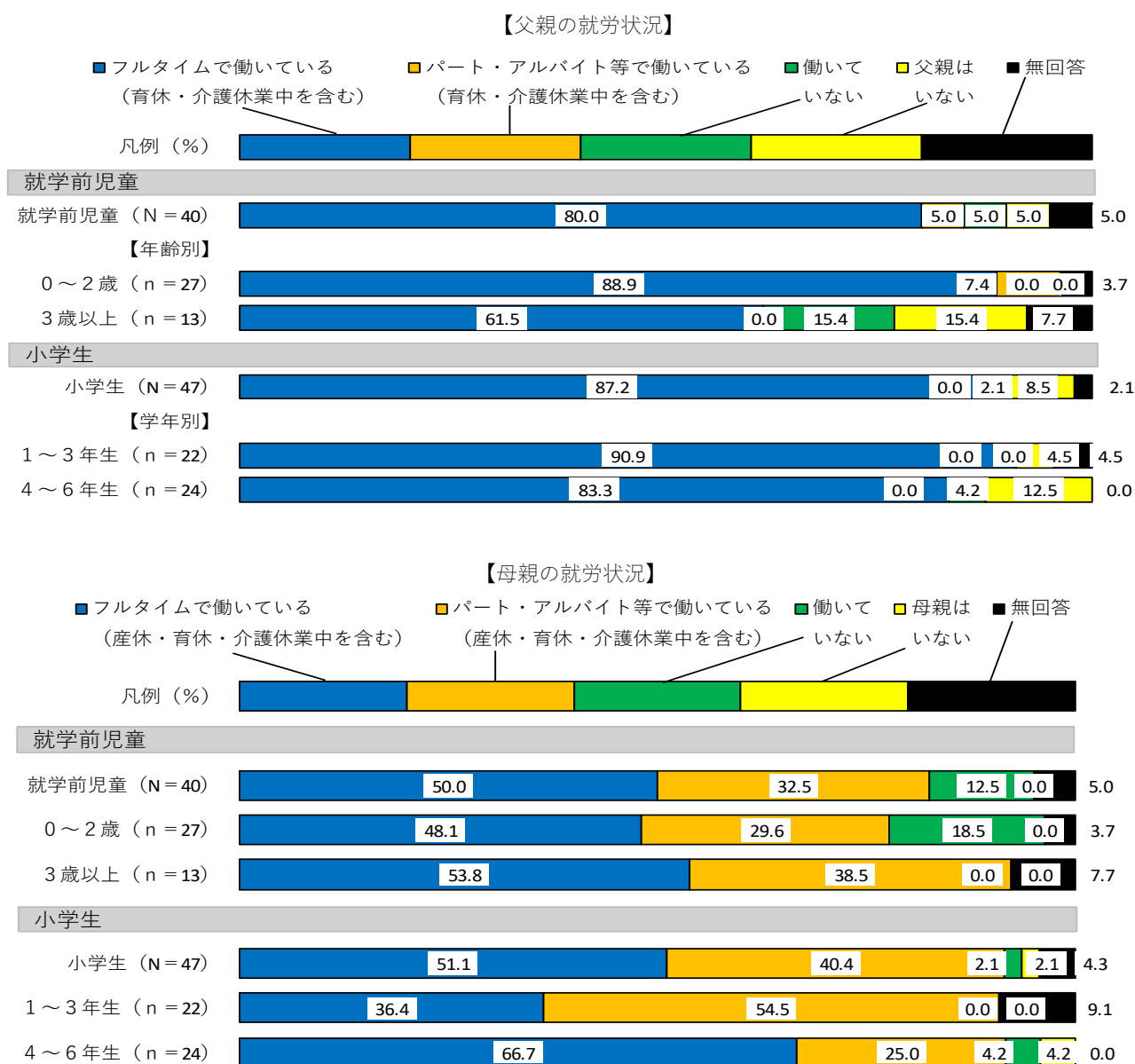


④両親の就労状況

(1) 現在の就労状況

父親の就労状況について、就学前児童全体・小学生全体ともに『働いている』（「フルタイムで働いている（産休・育休・介護休暇中を含む）」「パート・アルバイト等で働いている（産休・育休・介護休業中を含む）」の合計）の割合が8割を超えており、約2～5%の方が、『働いていない』と回答しています。

母親の就労状況について、就学前児童全体・小学生全体ともに『働いている』（「フルタイムで働いている（産休・育休・介護休暇中を含む）」「パート・アルバイト等で働いている（産休・育休・介護休業中を含む）」の合計）の割合が8割を超えており、小学生全体だけを見ると、9割を超えています。『働いていない』と答えた割合は、就学前児童全体の方が高くなっています。



(2) 就労日数、就労時間

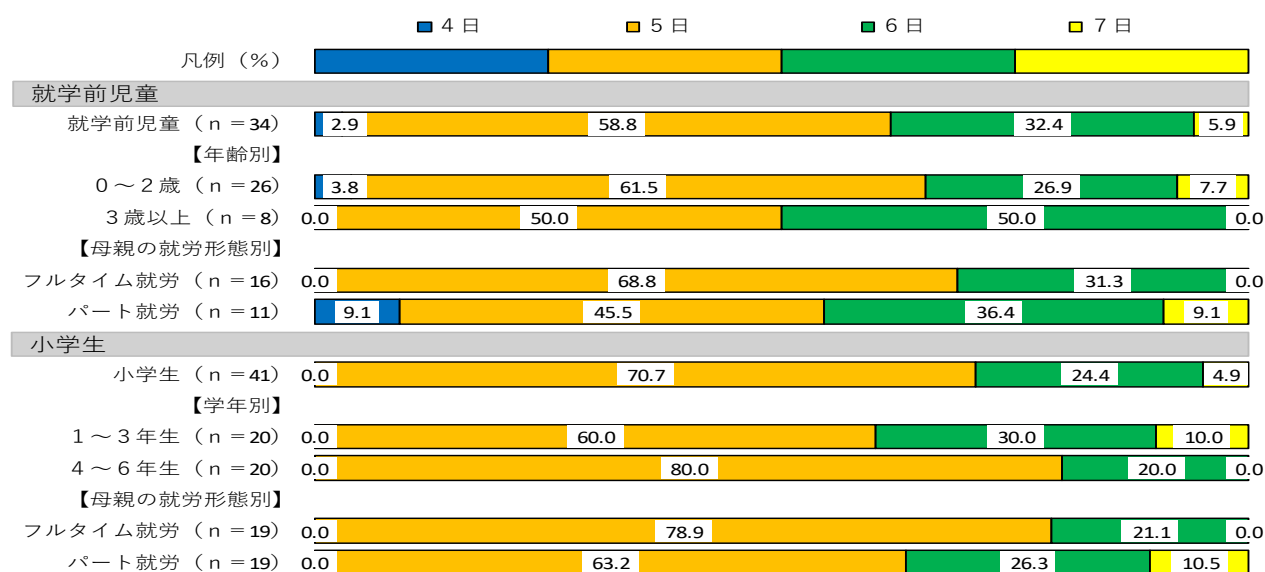
父親の1週当たりの就労日数について、就学前児童全体では『5日』の割合が58.8%と最も高く、次いで『6日』(32.4%)となっています。

小学生全体では、『5日』の割合が7割以上となっており、次いで『6日』(24.4%)となっています。

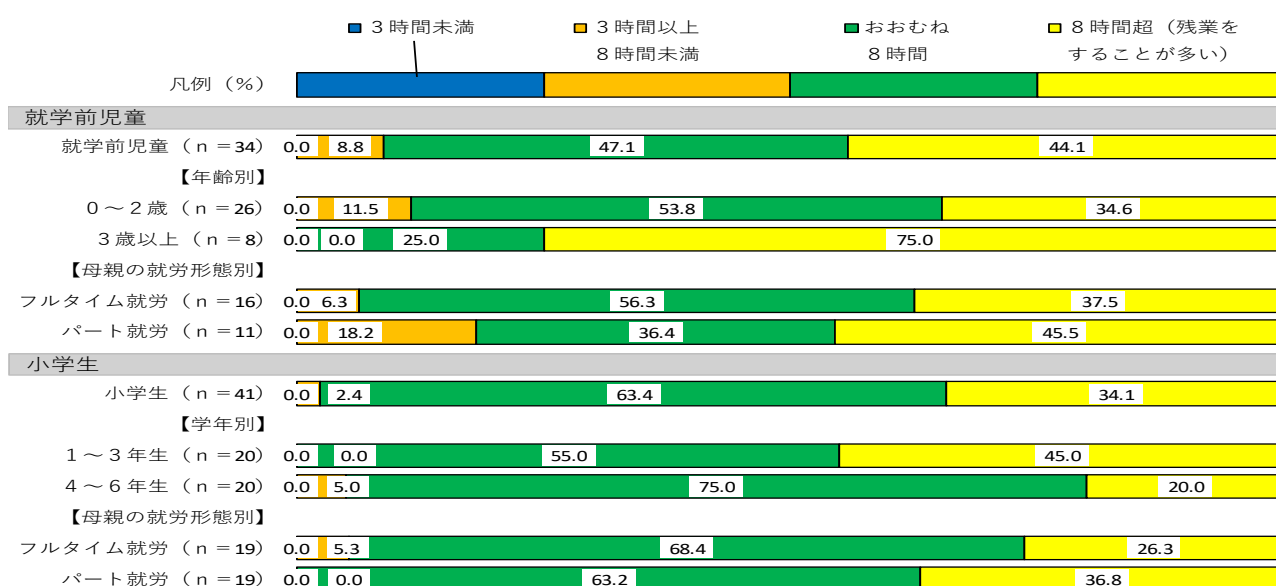
父親の就労時間について、就学前児童全体では『おおむね8時間』と『8時間超(残業をすることが多い)』がほぼ同じ割合となっています。

小学生全体では、『おおむね8時間』の割合が6割を超えており、次いで『8時間超(残業をすることが多い)』(34.1%)となっています。

【父親の1週当たりの就労日数】



【父親の1日当たりの就労日数】



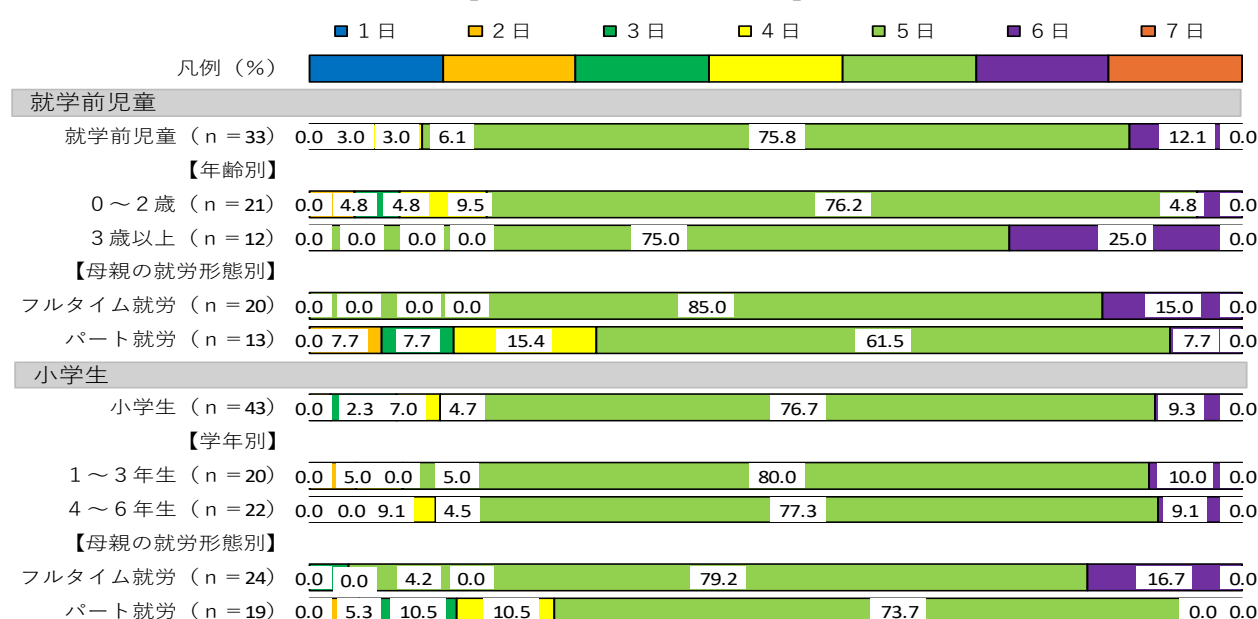
母親の1週当たりの就労日数について、就学前児童全体では『5日』の割合が75.8%と最も高く、次いで『6日』(12.1%)となっています。

小学生全体では、『5日』の割合が76.7%と最も高く、次いで『6日』(9.3%)となっています。

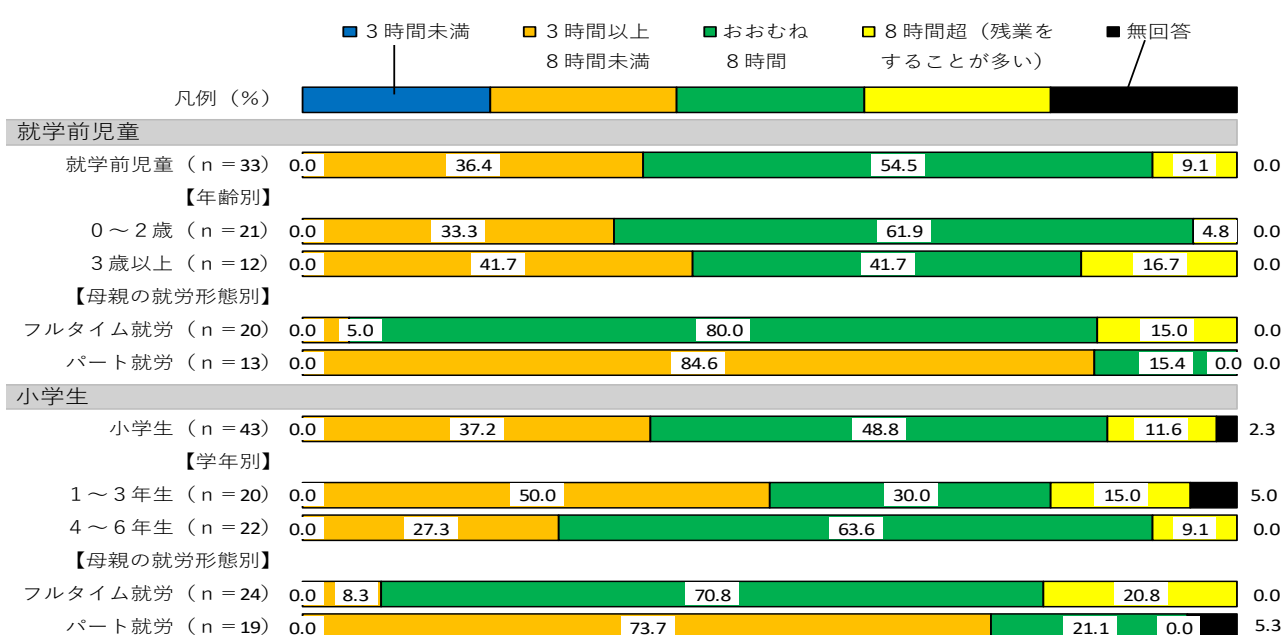
母親の就労時間について、就学前児童全体では『おおむね8時間』の割合が54.5%と最も高く、次いで『3時間以上8時間未満』(36.4%)となっています。

小学生全体では、『おおむね8時間』の割合が48.8%と最も高く、次いで『3時間以上8時間未満』(37.2%)となっています。

【母親の1週当たりの就労日数】



【母親の1日当たりの就労日数】



(3) フルタイムへの転換希望

父親のフルタイムへの転換希望について、就学前児童では「0～2歳」で『希望があり、フルタイムになれる見込みがある』と『希望はない（パート・アルバイト等のままで良い）』と回答した方がそれぞれ1名となっています。

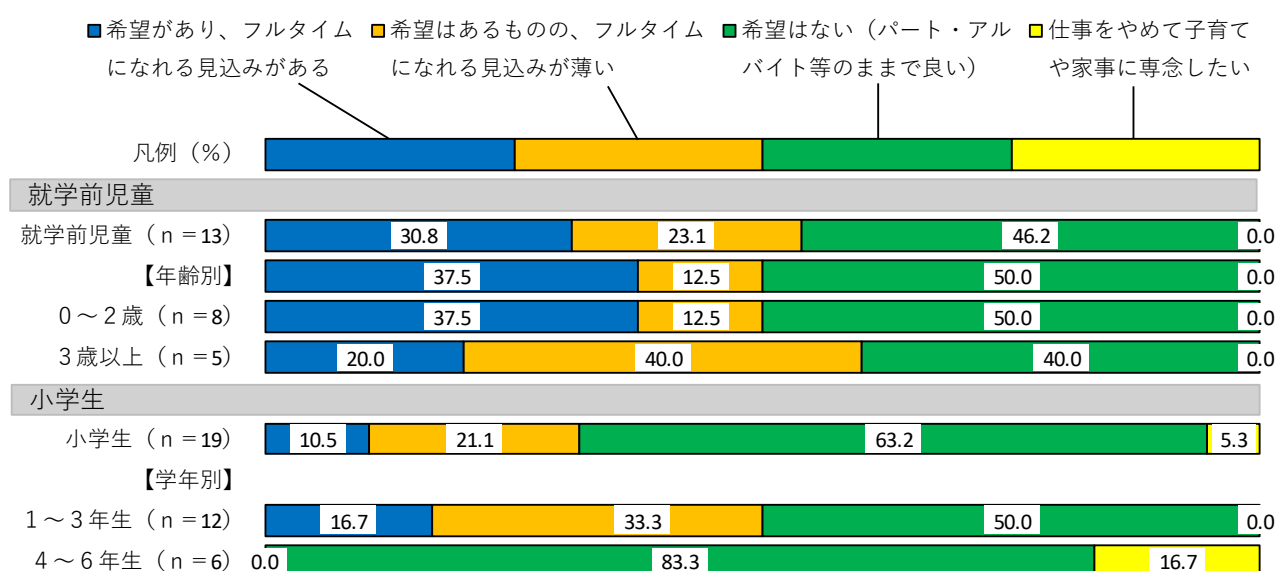
(単位:人)

		希望があり、フルタイム になれる見込みがある	希望はあるものの、 フルタイムになれる 見込みが薄い	希望はない(パート・ アルバイト等のままで 良い)	仕事をやめて子育て や家事に専念したい
就学前児童	全体(n=2)	1	0	1	0
	年齢別	0～2歳(n=2)	1	0	0
		3歳以上(n=0)	0	0	0
小学生	全体(n=0)	0	0	0	0
	学年別	1～3年生(n=0)	0	0	0
		4～6年生(n=0)	0	0	0

母親のフルタイムへの転換希望について、就学前児童全体では『希望はない（パート・アルバイト等のままで良い）』の割合が46.2%と最も高く、次いで『希望があり、フルタイムになれる見込みがある』の割合が高くなっています。

小学生全体では、『希望はない（パート・アルバイト等のままで良い）』の割合が6割以上となっており、次いで『希望はあるものの、フルタイムになれる見込みが薄い』の割合が高くなっています。

【母親のフルタイムへの転換希望】



(4) 就労希望と希望する就労形態

父親の今後の就労意向と就労形態について、就学前児童の「3歳以上」で『すぐにでも、又は1年以内にフルタイムで働きたい』と『すぐにでも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい』と回答した方がそれぞれ1名となっています。

小学生では「4～6年生」で『すぐにでも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい』と回答した方が1名となっています。

(単位：人)

			すぐにでも、又は1年以内にフルタイムで働きたい	すぐにでも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい	働く予定はない
就学前児童	全体(n=2)		1	1	0
	年齢別	0～2歳(n=0)	0	0	0
		3歳以上(n=2)	1	1	0
小学生	全体(n=1)		0	1	0
	学年別	1～3年生(n=0)	0	0	0
		4～6年生(n=1)	0	1	0

母親の今後の就労意向と就労形態について、就学前児童では「0～2歳」で『すぐにでも、又は1年以内にフルタイムで働きたい』と『すぐにでも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい』と回答した方がそれぞれ2名、『働く予定はない』が1名となっています。

小学生では「4～6年生」で『すぐにでも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい』と回答した方が1名となっています。

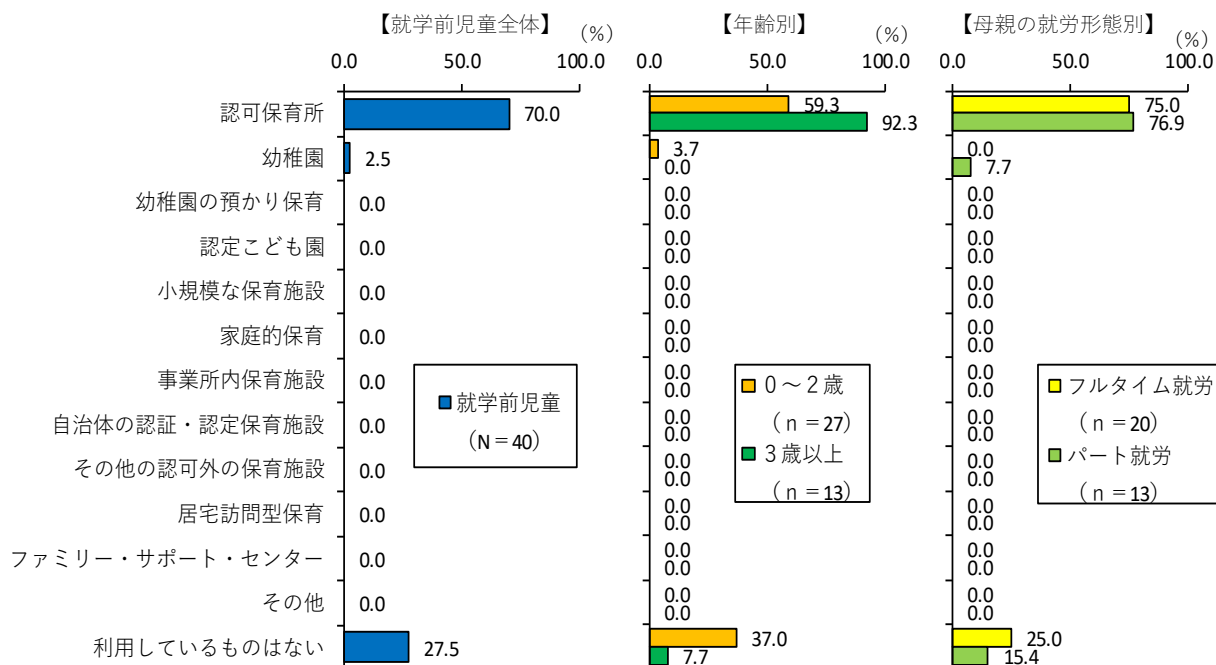
(単位：人)

			すぐにでも、又は1年以内にフルタイムで働きたい	すぐにでも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい	働く予定はない
就学前児童	全体(n=5)		2	2	1
	年齢別	0～2歳(n=5)	2	2	1
		3歳以上(n=0)	0	0	0
小学生	全体(n=1)		0	1	0
	学年別	1～3年生(n=0)	0	0	0
		4～6年生(n=1)	0	1	0

⑤就学前児童の教育・保育サービスの利用状況

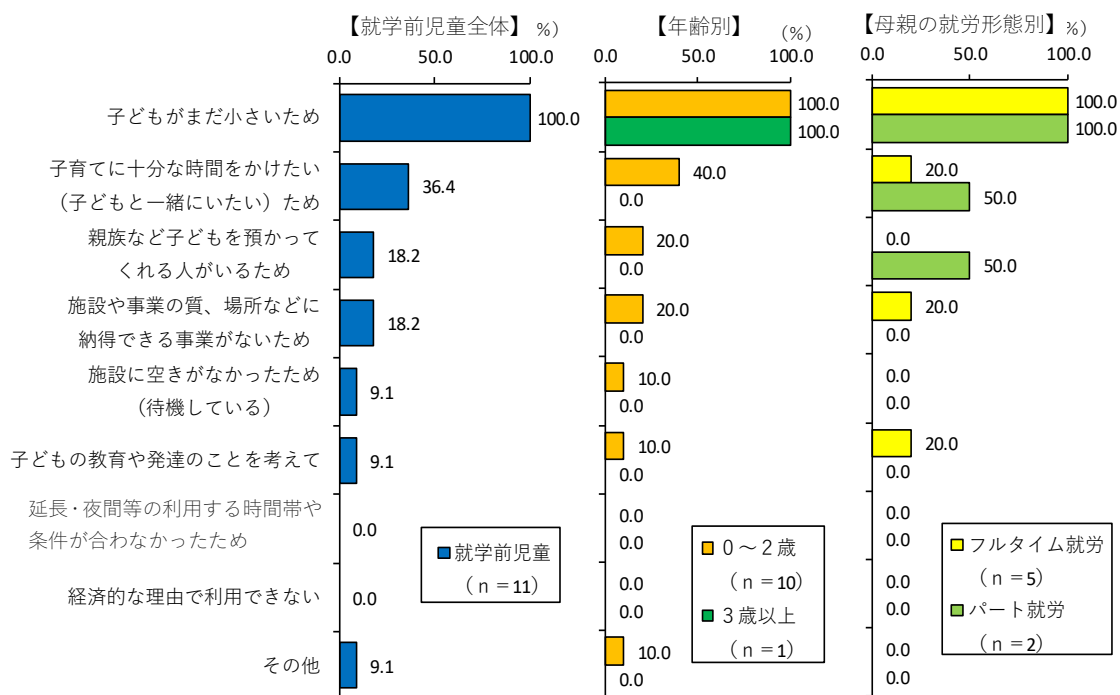
(1) 定期的な教育・保育サービスの利用状況

定期的な教育・保育サービスの利用状況については、『認可保育所』の割合が70.0%と最も高く、次いで『利用しているものはない』(27.5%)となっています。



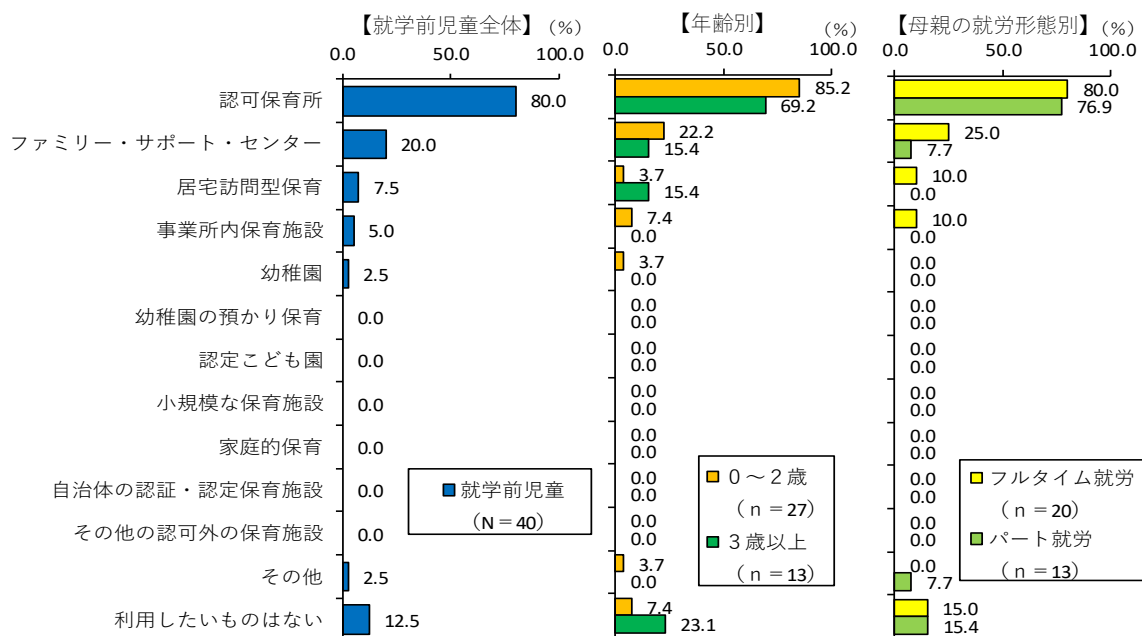
(2) 定期的な教育・保育サービスを利用していない理由

サービスを利用していない理由について、『子どもがまだ小さいため』の割合が100.0%となっており、次いで『子育てに十分な時間をかけたい(子どもと一緒にいたい)ため』(36.4%)となっています。



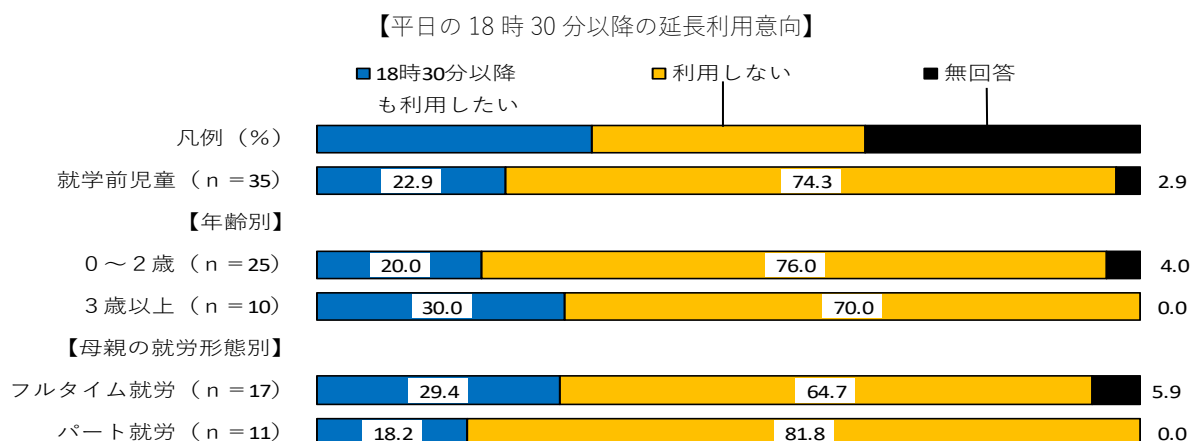
(3) 今後、平日に利用したい教育・保育サービス

今後、平日に定期的にご利用してみたい教育・保育サービスについて、『認可保育所』の割合が80.0%と最も高く、次いで『ファミリー・サポート・センター』(20.0%)となっています。



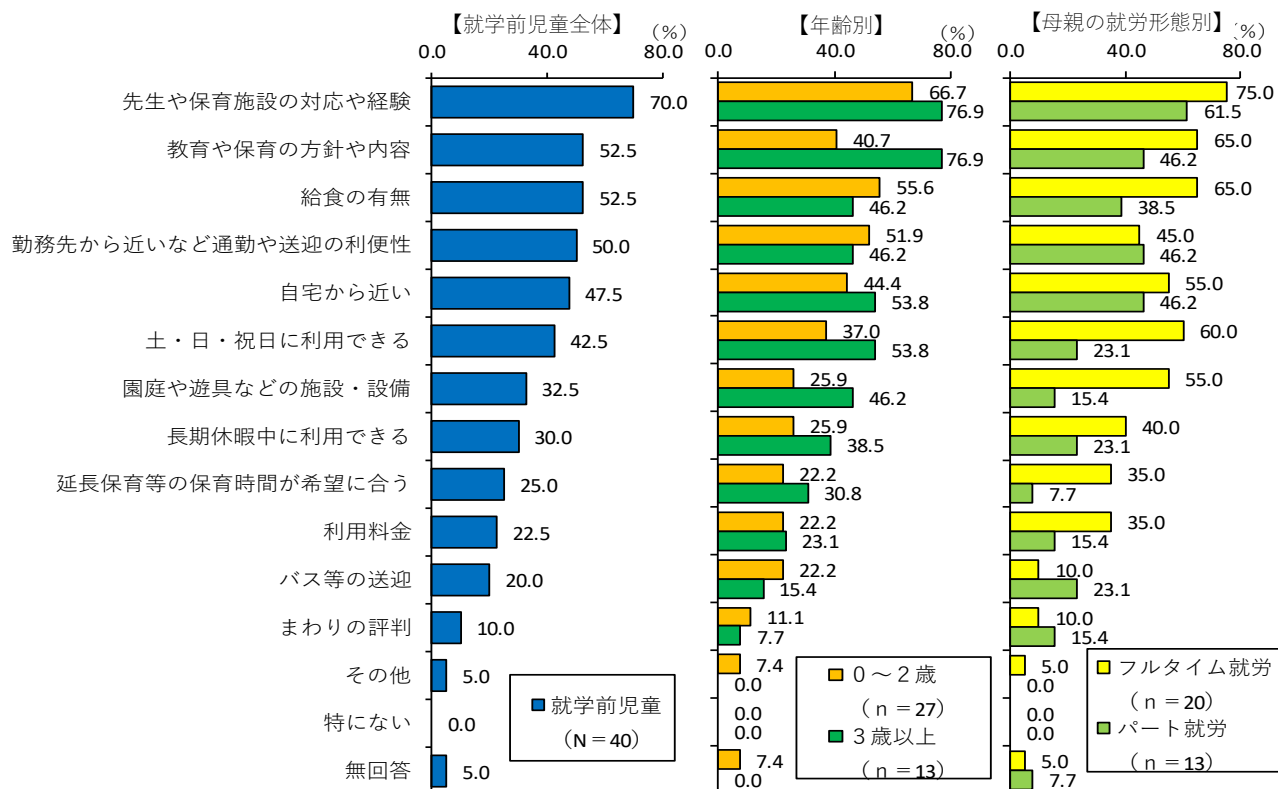
(4) 18時30分以降の延長利用希望

平日に18時30分以降の延長利用について、『18時30分以降も利用したい』の割合が22.9%、『利用しない』が74.3%となっています。



(5) 教育・保育サービスを利用する際に重視すること

教育・保育サービスを利用する際に重視することについて、『先生や保育施設の対応や経験』の割合が70.0%と最も高く、次いで『教育や保育の方針や内容』及び『給食の有無』（いずれも52.5%）となっています。

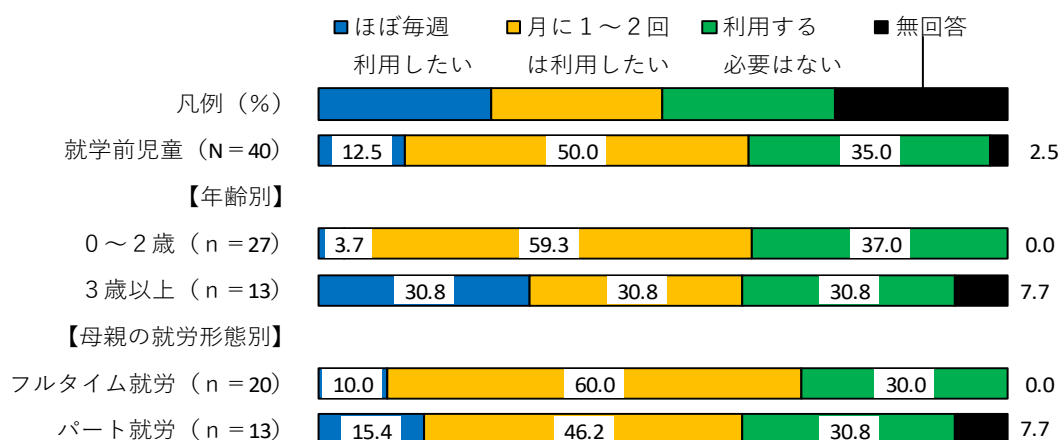


⑥土・日・祝日や長期休暇中の認定こども園等の利用希望

(1) 土曜日

土曜日の施設やサービスの利用希望について、『月に1～2回は利用したい』が50.0%で最も高く、次いで『利用する必要はない』(35.0%)となっています。

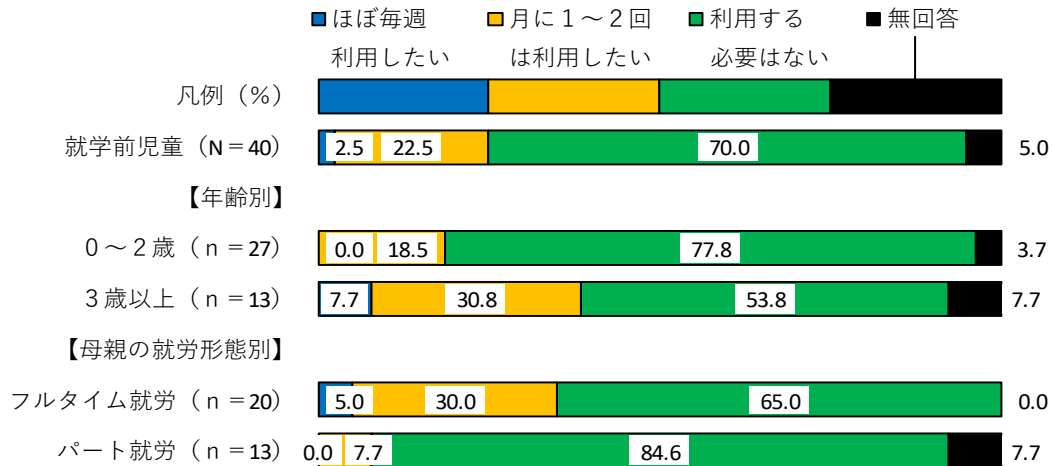
【保育所等の施設やサービスの利用希望（土曜日）】



(2) 日曜日・祝日

日曜日・祝日の施設やサービスの利用希望について、『利用する必要はない』が70.0%で最も高く、次いで『月に1～2回は利用したい』(22.5%)となっています。

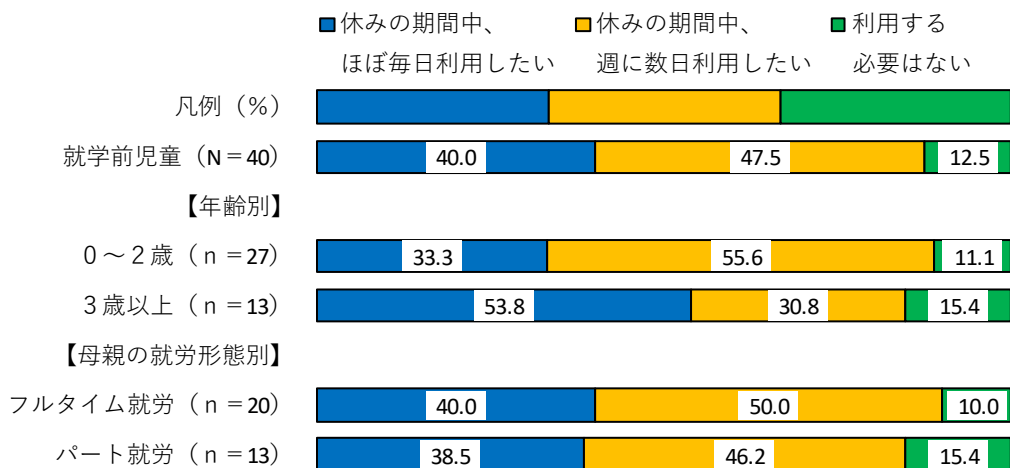
【保育所等の施設やサービスの利用希望（日曜日・祝日）】



(3) 長期休暇中

長期休暇中の施設やサービスの利用希望について、『休みの期間中、週に数日利用したい』が47.5%でもっと高く、次いで『休みの期間中、ほぼ毎日利用したい』(40.0%)となっています。

【保育所等の施設やサービスの利用希望（長期休暇中）】



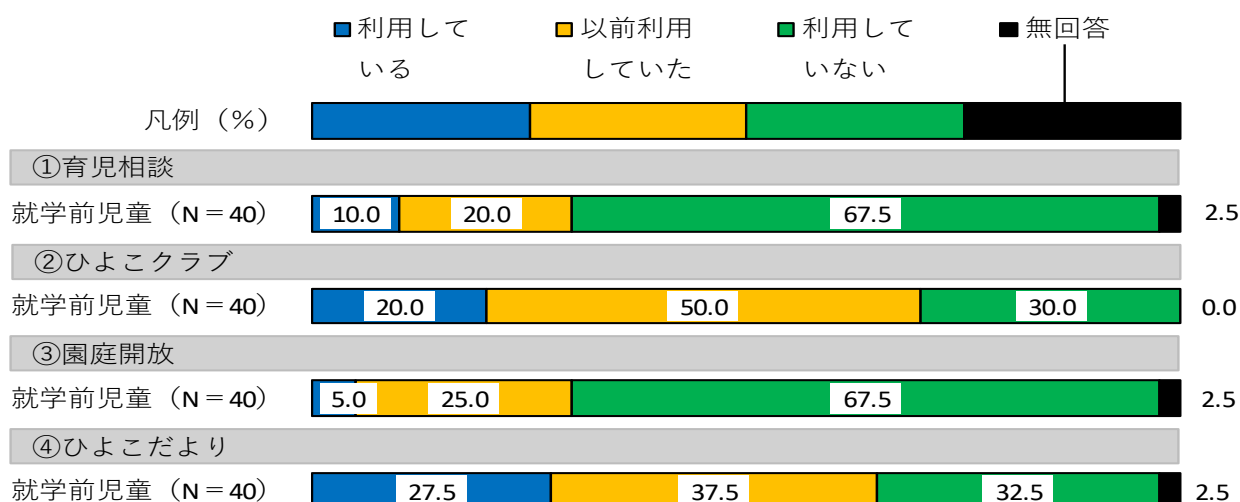
⑦地域の子育て支援事業の利用状況

(1) 地域の子育て支援事業の利用状況

利用状況について、『利用している』（「利用している」と「以前利用していた」の合計）と回答した割合は、就学前児童全体で「①育児相談」が30.0%、「②ひよこクラブ」が70.0%、「③園庭開放」が30.0%、「④ひよこだより」が65.0%となっています。

一方、『利用していない』と回答した割合は、「①育児相談」が67.5%、「②ひよこクラブ」が30.0%、「③園庭開放」が67.5%、「④ひよこだより」が32.5%となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



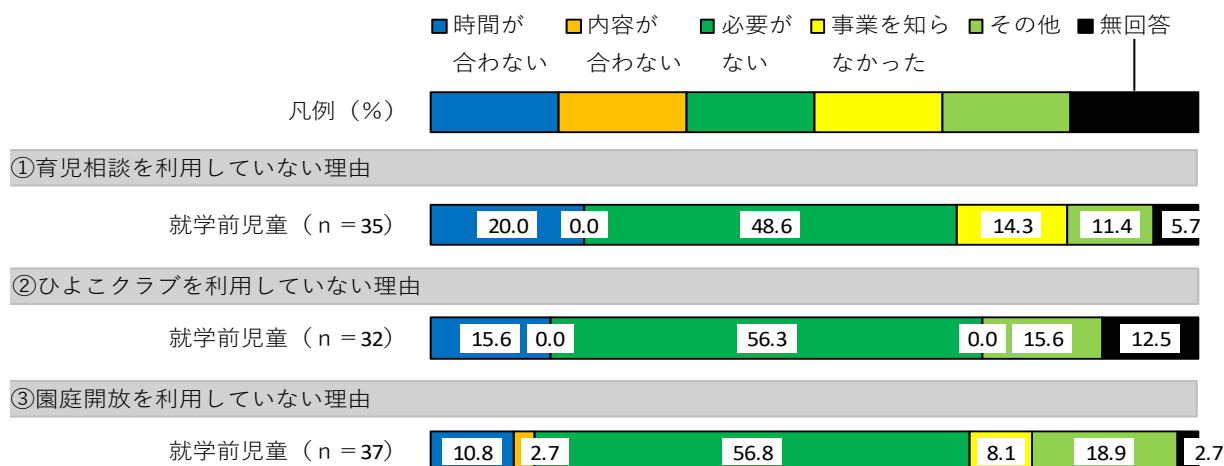
(2) 地域の子育て支援事業を利用していない理由

利用していない理由について、「①育児相談」では『必要がない』が48.6%で最も高く、次いで『時間が合わない』(20.0%)となっています。

「②ひよこクラブ」では、『必要がない』が56.3%で最も高く、次いで『時間が合わない』(15.6%)となっています。

「③園庭開放」では、『必要がない』が56.8%で最も高く、次いで『時間が合わない』(10.8%)となっています。

【地域子育て支援拠点事業を利用していない理由】

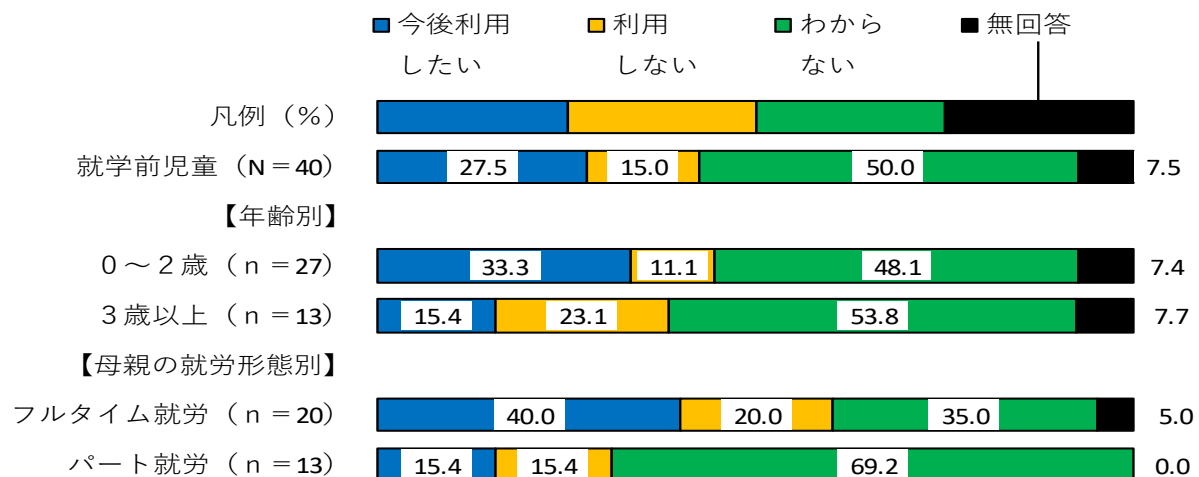


(3) 今後の地域子育て支援拠点事業の利用意向

今後の地域の子育て支援拠点事業の利用意向について、『今後利用したい』と回答した割合が27.5%、『利用しない』が15.0%、『わからない』が50.0%となっています。

「利用したい」1月当たりの回数の平均について、2.8回となっています。

【今後の地域子育て支援拠点事業の利用意向】



【利用したい回数】

(単位:回/月)

			平均	最小値	最大値
就学前児童	全体(n=10)		2.8	1.0	15.0
	年齢別	0～2歳(n=9)	3.0	1.0	15.0
		3歳以上(n=1)	1.0	1.0	1.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=8)	3.1	1.0	15.0
		パート就労(n=1)	2.0	2.0	2.0

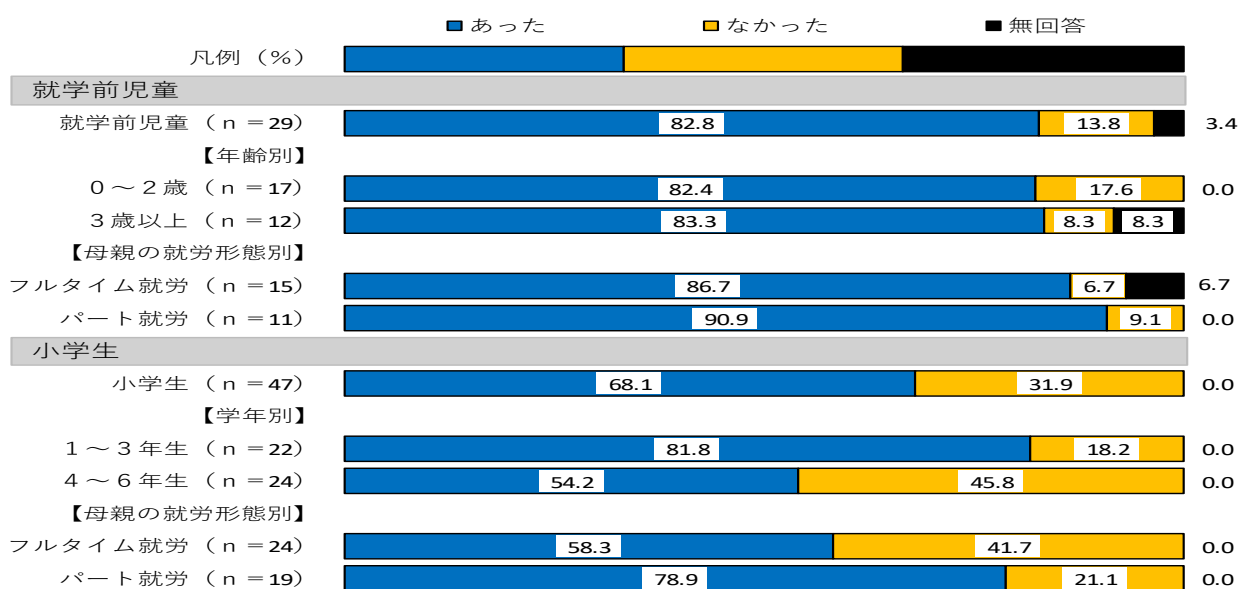
⑧子どもが病気のときの対応

(1) 1年間で子どもが病気等で認定こども園等を利用できなかったことや学校等に通学できなかったこと

利用・通学できなかったことについて、就学前児童で全体では『あった』と回答した割合が82.8%、『なかった』が13.8%となっています。

小学生で全体では『あった』と回答した割合が68.1%、『なかった』が31.9%となっています。

【病気やけがで通園・通学できなかった経験】

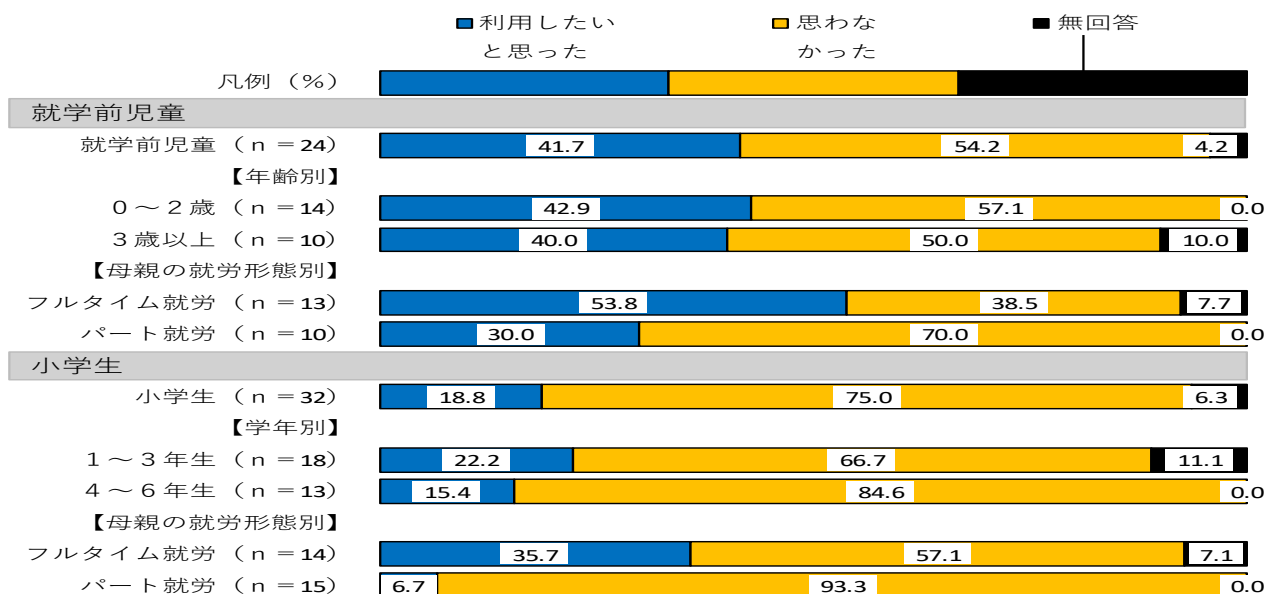


(2) 病児・病後児保育施設等の利用意向

利用意向について、就学前児童で全体では『利用したいと思った』と回答した割合が41.7%、『思わなかった』が54.2%となっています。

小学生で全体では『利用したいと思った』と回答した割合が18.8%、『思わなかった』が75.0%となっています。

【病児・病後児保育施設等の利用意向】



希望利用日数の平均について、就学前児童全体では 11.4 日となっています。
小学生全体では 7.2 日となっています。

【利用希望日数】

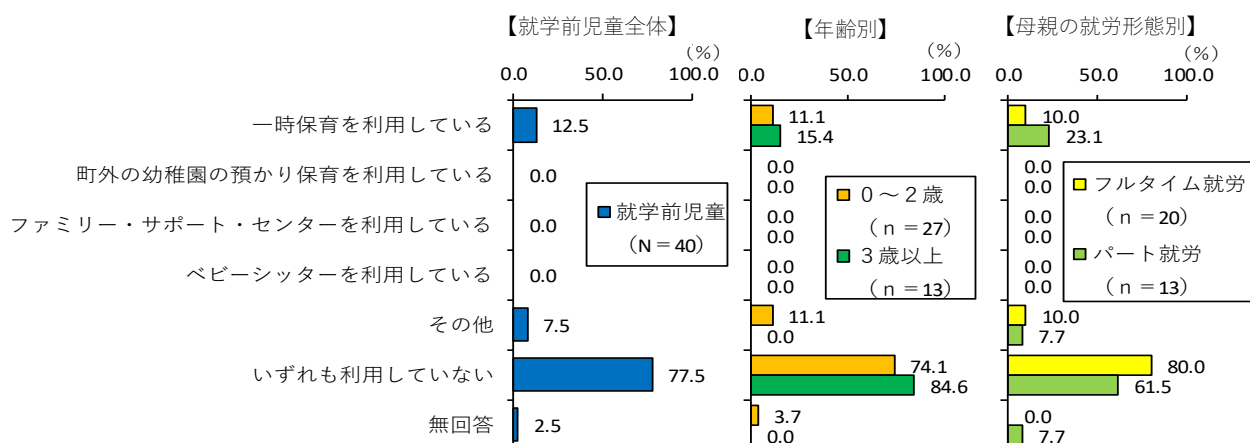
(単位:日/年)

			平均	最小値	最大値
就学前児童	全体(n=8)		11.4	3.0	30.0
	年齢別	0～2歳(n=4)	16.8	7.0	30.0
		3歳以上(n=4)	6.0	3.0	10.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=5)	9.4	3.0	20.0
		パート就労(n=3)	14.7	4.0	30.0
小学生	全体(n=6)		7.2	4.0	10.0
	学年別	1～3年生(n=4)	6.5	4.0	10.0
		4～6年生(n=2)	8.5	7.0	10.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=5)	7.8	5.0	10.0
		パート就労(n=1)	4.0	4.0	4.0

⑨子どもの一時預かりなどについて

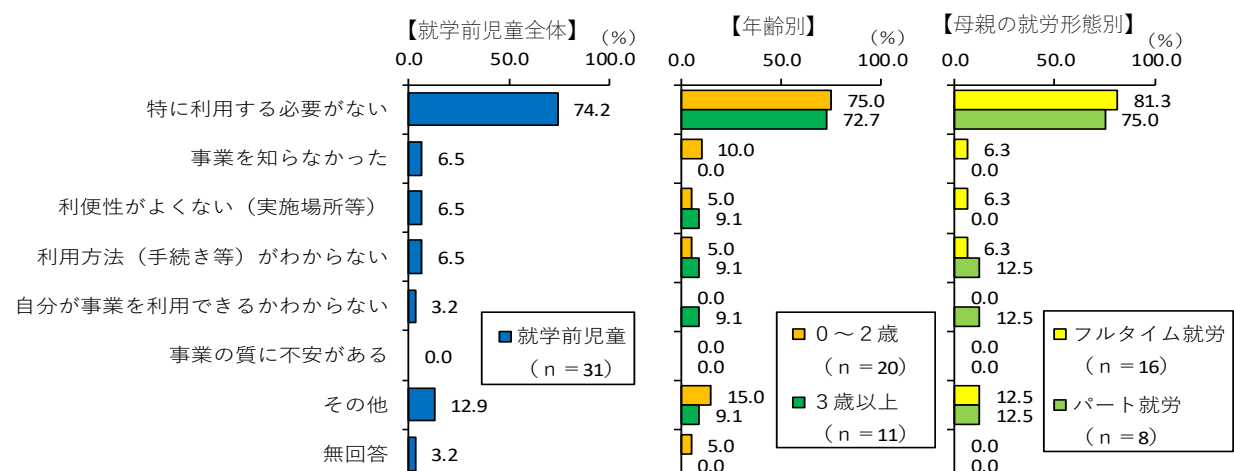
(1) 一時預かりなどの利用状況

利用状況について、『いずれも利用していない』が 77.5%で最も高く、次いで『一時保育』(12.5%)となっています。

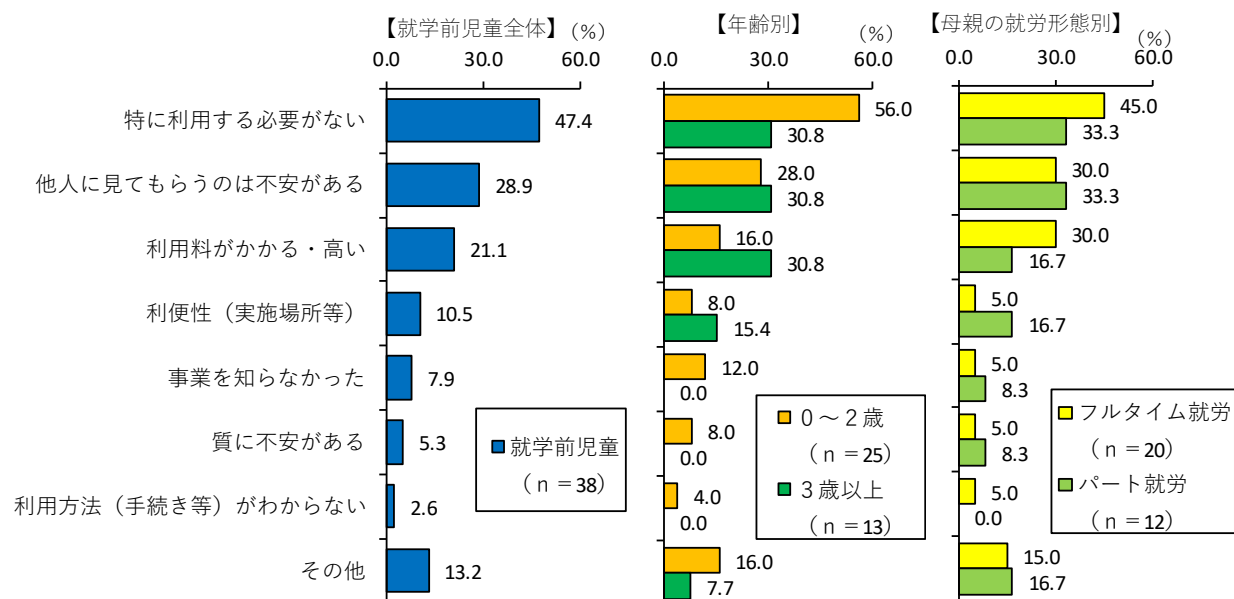


(2) 一時保育・ファミリー・サポート・センターを利用していない理由

一時保育を利用していない理由について、就学前児童全体では『特に利用する必要がない』と回答した割合が 74.2%となっています。



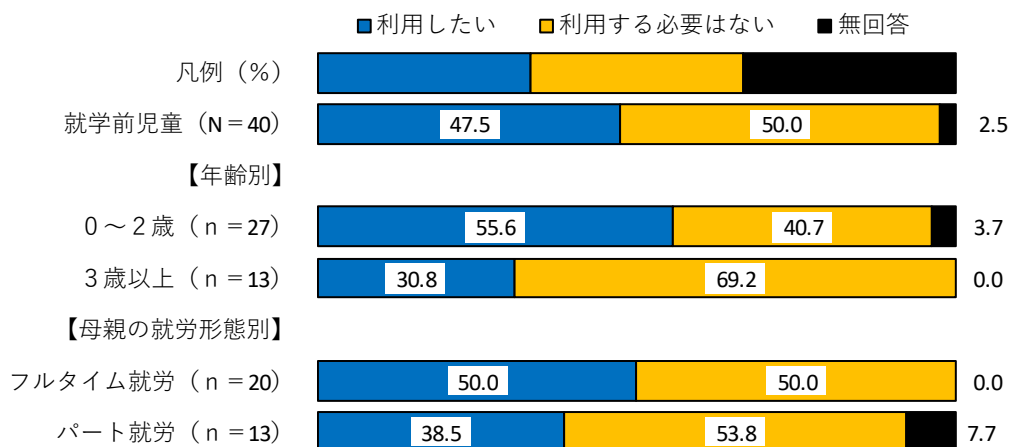
ファミリー・サポート・センターを利用していない理由について、就学前児童全体では『特に利用する必要がない』と回答した割合が47.4%と最も高く、次いで『他人に見てもらうのは不安がある』（28.9%）となっています。



(3) 一時預かりなどの利用希望

利用希望について、就学前児童全体では『利用したい』と回答した割合が47.5%、『利用する必要はない』が50.0%となっています。

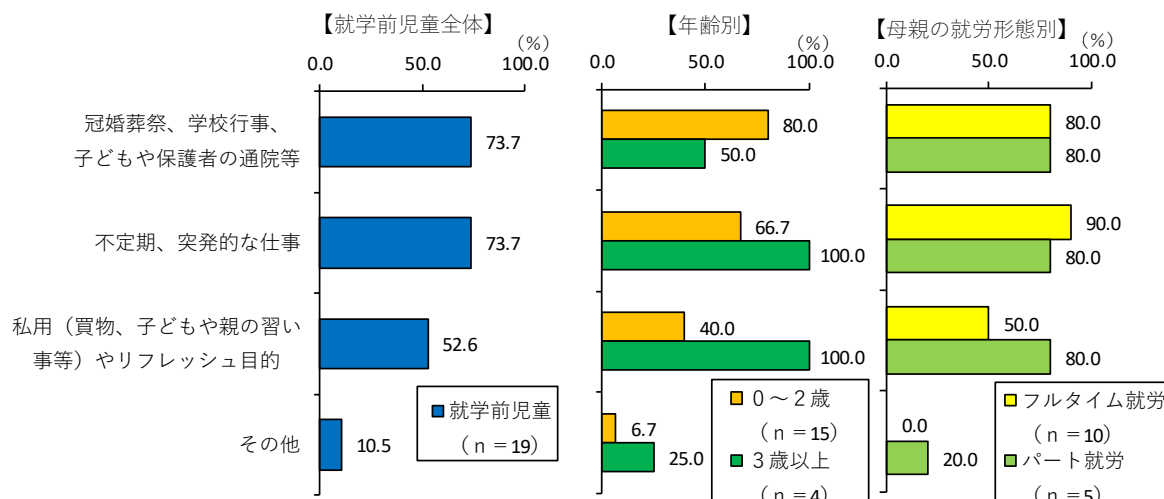
【一時保育事業の利用希望】



(4) 一時預かりなどが必要となる場面と利用想定日数

必要となる場面について、就学前児童全体では『冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等』及び『不定期、突発的な仕事』と回答した割合がいずれも73.7%、『私用（買物、子どもや親の習い事等）やリフレッシュ目的』が52.6%となっています。

利用想定日数の平均については、6.5日となっています。



【年間の合計利用日数】

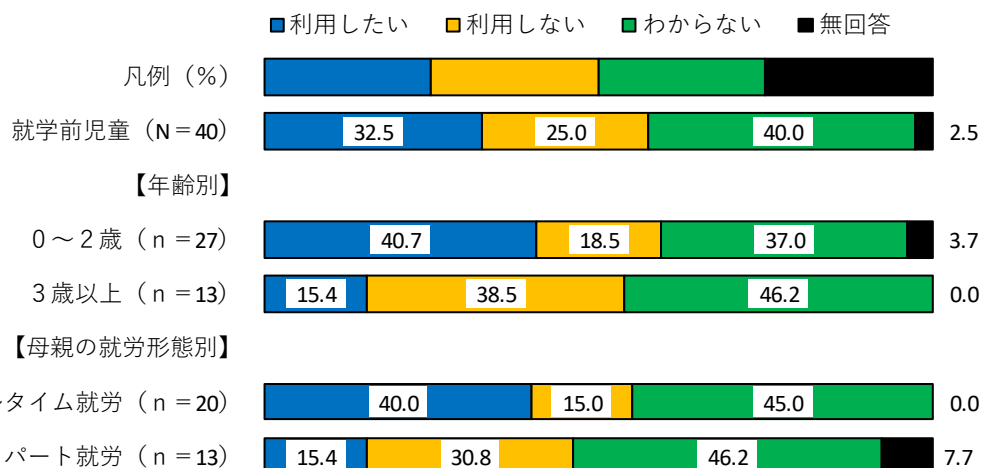
(単位:日/年)

			平均	最小値	最大値
就学前児童	全体(n=13)		6.5	2.0	12.0
	年齢別	0～2歳(n=11)	6.3	2.0	12.0
		3歳以上(n=2)	7.5	5.0	10.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=7)	5.7	2.0	12.0
		パート就労(n=4)	9.3	5.0	12.0

(5) 「こども誰でも通園制度（仮称）」の利用希望

利用希望について、就学前児童全体では『利用したい』と回答した割合が32.5%、『利用しない』が25.0%、『わからない』が40.0%となっています。

【こども誰でも通園制度（仮称）の利用意向】



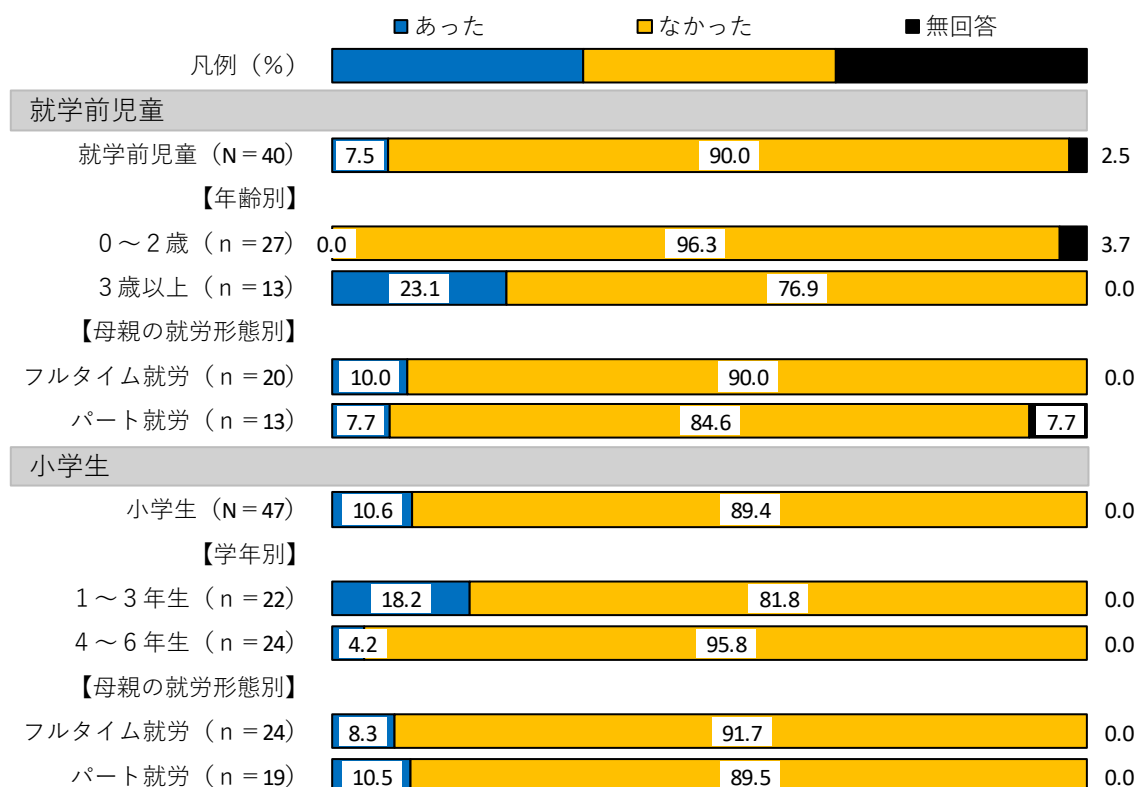
(6) 突発的な理由による宿泊を伴う預かりの有無と宿泊数

泊りがけで子どもをみてもらった経験について、就学前児童では全体で『あった』と回答した割合が 7.5%、『なかった』が 90.0%となっています。

小学生では全体で『あった』が 10.6%、『なかった』が 89.4%となっています。

年間の宿泊日数の平均について、就学前児童全体では 3.7 泊、小学生全体では 3.6 泊となっています。

【泊りがけで子どもをみてもらった経験】



【年間の宿泊日数】

(単位:泊/年)

			平均	最小値	最大値
就学前児童	全体(n=3)		3.7	3.0	5.0
	年齢別	0～2歳(n=0)	0.0	0.0	0.0
		3歳以上(n=3)	3.7	3.0	5.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=2)	3.0	3.0	3.0
		パート就労(n=1)	5.0	5.0	5.0
小学生	全体(n=5)		3.6	2.0	5.0
	学年別	1～3年生(n=4)	3.3	2.0	5.0
		4～6年生(n=1)	5.0	5.0	5.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=2)	4.0	3.0	5.0
		パート就労(n=2)	3.5	2.0	5.0

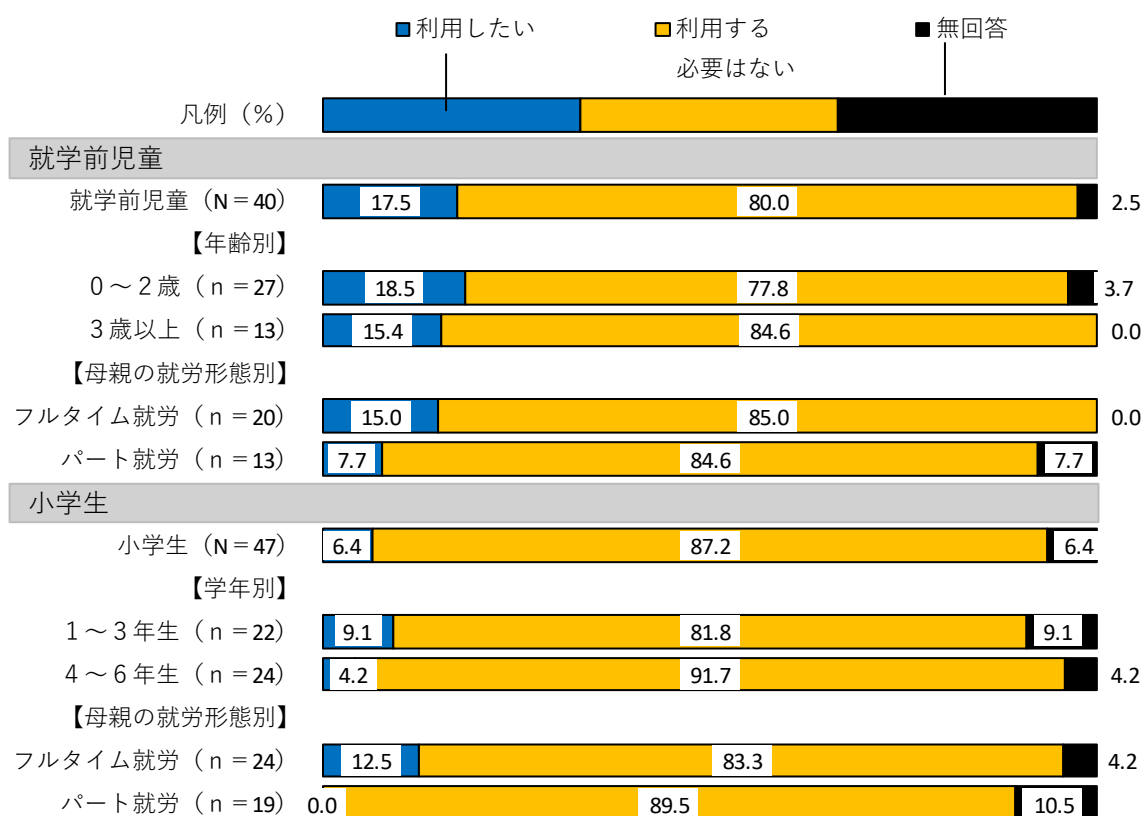
(7) 児童養護施設等の事業の利用希望と年間の想定宿泊数

利用希望について、就学前児童全体では『利用したい』と回答した割合が 17.5%、『利用する必要はない』が 80.0%となっています。

小学生全体では『利用したい』と回答した割合が 6.4%、『利用する必要はない』が 87.2%となっています。

年間の合計想定宿泊数の平均について、就学前児童全体では 2.0 泊、小学生全体では 4.0 泊となっています。

【児童養護施設等で一定期間子どもを保護する事業の利用意向】



【年間の宿泊日数】

(単位:泊/年)

			平均	最小値	最大値
就学前児童	全体(n=6)		2.0	1.0	3.0
	年齢別	0～2 歳(n=4)	2.0	1.0	3.0
		3歳以上(n=2)	2.0	2.0	2.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=2)	2.5	2.0	3.0
		パート就労(n=1)	2.0	2.0	2.0
小学生	全体(n=3)		4.0	2.0	7.0
	学年別	1～3 年生(n=2)	4.5	2.0	7.0
		4～6 年生(n=1)	3.0	3.0	3.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=3)	4.0	2.0	7.0
		パート就労(n=0)	0.0	0.0	0.0

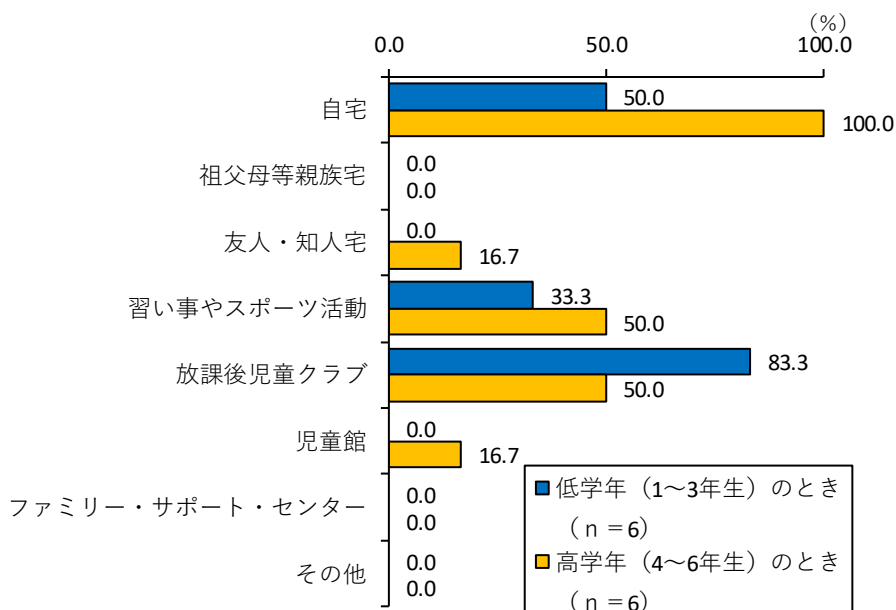
⑩就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方

(1) 小学校就学後に希望する放課後の過ごし方

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について、低学年（1～3年生）の場合は『放課後児童クラブ』（83.3%）、『自宅』（50.0%）、『習い事やスポーツ活動』（33.3%）の順となっています。

高学年（4～6年生）の場合は『自宅』（100.0%）、『習い事やスポーツ活動』及び『放課後児童クラブ』（いずれも 50.0%）の順となっています。

【小学校入学後に放課後を過ごさせたい場所】

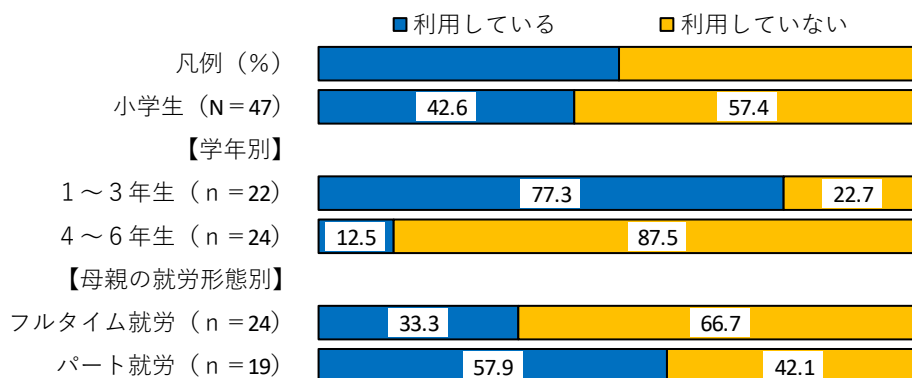


⑪学童保育（児童クラブ）事業について

(1) 学童保育（児童クラブ）事業の利用の有無

事業の利用について、『利用している』と回答した割合が 42.6%、『利用していない』が 57.4%となっています。

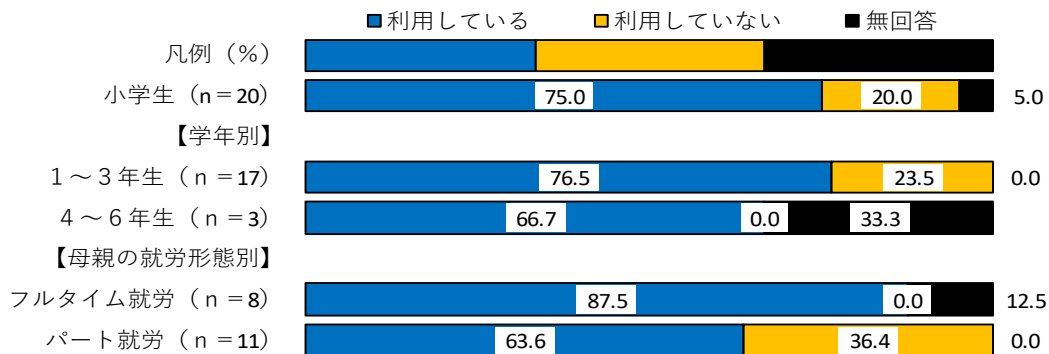
【学童保育（児童クラブ）事業の利用状況】



(2) 学童保育（児童クラブ）事業の利用状況

平日の利用について、小学生全体では『利用している』と回答した割合が75.0%となっています。1週当たりの利用日数の平均は、4.67日、利用終了時間について最も多い時間帯は、17時台となっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用状況（平日）】



【平日の1週当たりの利用日数】

(単位:人、日/週)

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	平均
小学生	全体(n=15)		0	0	1	3	11	0	0	4.67
	学年別	1～3年生(n=13)	0	0	0	3	10	0	0	4.77
		4～6年生(n=2)	0	0	1	0	1	0	0	4.00
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=7)	0	0	1	2	4	0	0	4.43
		パート就労(n=7)	0	0	0	0	7	0	0	5.00

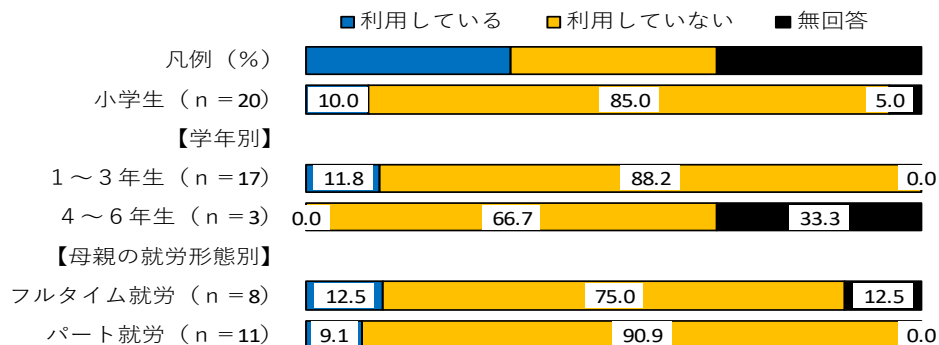
【平日の利用の終了時間】

(単位:人)

			終了時間		
			16時台	17時台	18時台
小学生	全体(n=15)		3	8	3
	学年別	1～3年生(n=13)	2	8	2
		4～6年生(n=2)	1	0	1
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=7)	2	1	3
		パート就労(n=7)	1	6	0

土曜日の利用について、『利用している』と回答した割合が10.0%、『利用していない』が85.0%となっています。1月当たりの利用日数の平均は、1.00日、利用時間については、開始時間は8時台が2人、終了時間は14時台と17時台がそれぞれ1人となっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用状況（土曜日）】



【土曜日の1月当たりの利用日数】

(単位:人、日/月)

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	平均
小学生	全体(n=2)		2	0	0	0	0	0	0	1.00
	学年別	1～3年生(n=2)	2	0	0	0	0	0	0	1.00
		4～6年生(n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0.00
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=1)	1	0	0	0	0	0	0	1.00
		パート就労(n=1)	1	0	0	0	0	0	0	1.00

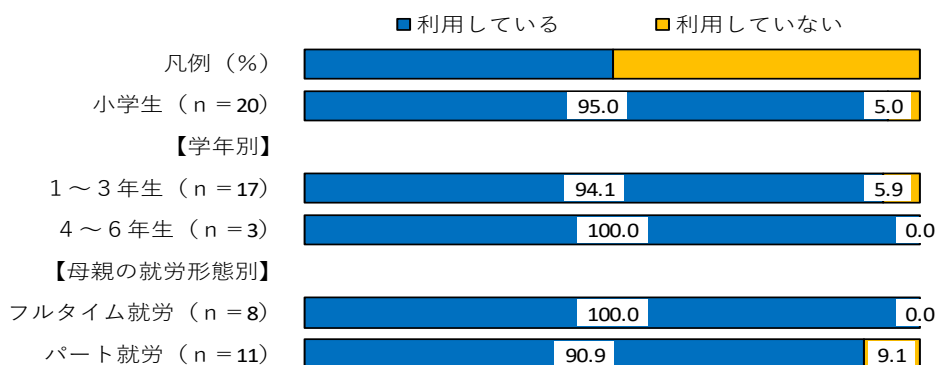
【土曜日の利用時間】

(単位:人)

			開始時間			終了時間			
			8時台	9時台	10時台	14時台	15時台	16時台	17時台
小学生	全体(n=2)		2	0	0	1	0	0	1
	学年別	1～3年生(n=2)	2	0	0	1	0	0	1
		4～6年生(n=0)	0	0	0	0	0	0	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=1)	1	0	0	1	0	0	0
		パート就労(n=1)	1	0	0	0	0	0	1

長期休暇中の利用について、『利用している』と回答した割合が95.0%となっています。1週当たりの利用日数の平均は、4.42日、利用時間については、開始時間は8時台、終了時間は18時台が最も多くなっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用状況（長期休暇中）】



【長期休暇中の1週当たりの利用日数】

(単位:人、日/週)

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	平均
小学生	全体(n=19)		0	1	1	6	11	0	0	4.42
	学年別	1～3年生(n=16)	0	1	0	5	10	0	0	4.50
		4～6年生(n=3)	0	0	1	1	1	0	0	4.00
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=8)	0	0	1	4	3	0	0	4.25
		パート就労(n=10)	0	1	0	1	8	0	0	4.60

【長期休暇中の利用時間】

(単位:人)

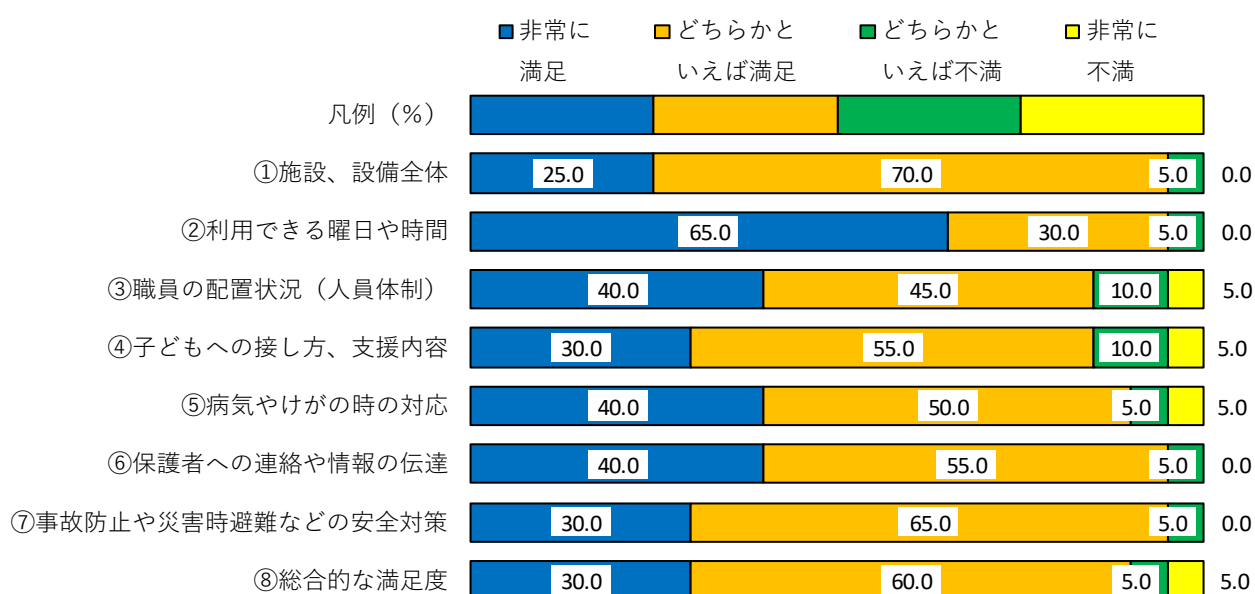
			開始時間			終了時間							
			7時台	8時台	9時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台
小学生	全体(n=19)		2	14	3	1	0	0	0	0	0	6	9
	学年別	1～3年生(n=16)	2	11	3	1	0	0	0	0	5	8	2
		4～6年生(n=3)	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=8)	1	5	2	1	0	0	0	0	3	1	3
		パート就労(n=10)	1	9	0	0	0	0	0	0	3	7	0

(3) 学童保育（児童クラブ）事業に対する満足度

満足度について、『満足』（「非常に満足」と「どちらかといえば満足」の合計）と回答した割合は、「①施設、設備等」、「②利用できる曜日や時間について」、「③職員の配置状況（人員体制）」について、「⑥保護者への連絡や情報の伝達について」及び「⑦事故防止や災害時避難などの安全対策について」で 95.0%となっています。特に「②利用できる曜日や時間について」では、「非常に満足」の割合が 65.0%となっており、他の項目に比べて非常に高くなっています。

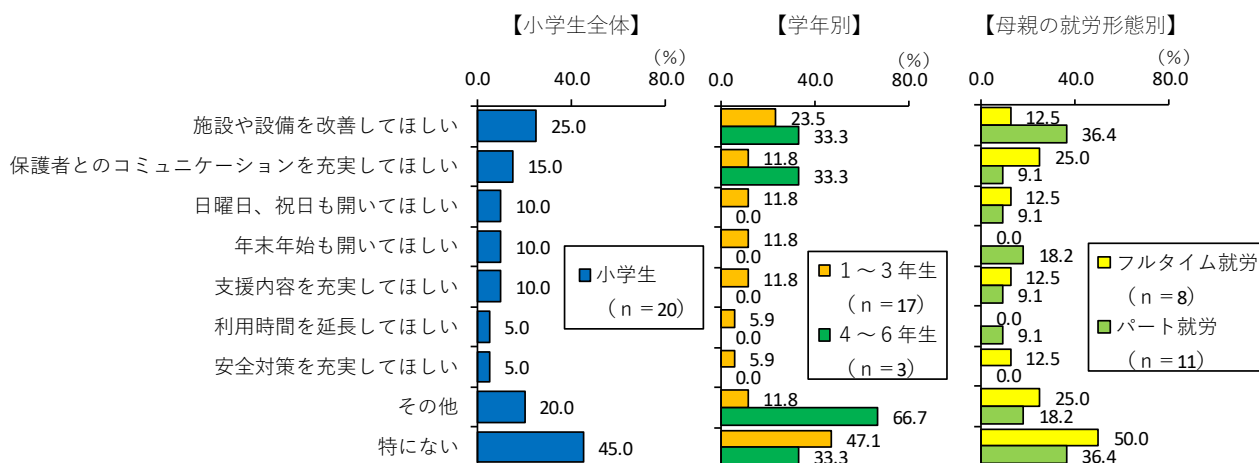
一方、『不満』（「どちらかというといえは不満」と「非常に不満」の合計）と回答した割合は、「③職員の配置状況（人員体制）」について及び「④子どもへの接し方、支援内容について」で 15.0%と他の項目に比べてやや高くなっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の満足度】（小学生（n = 20））



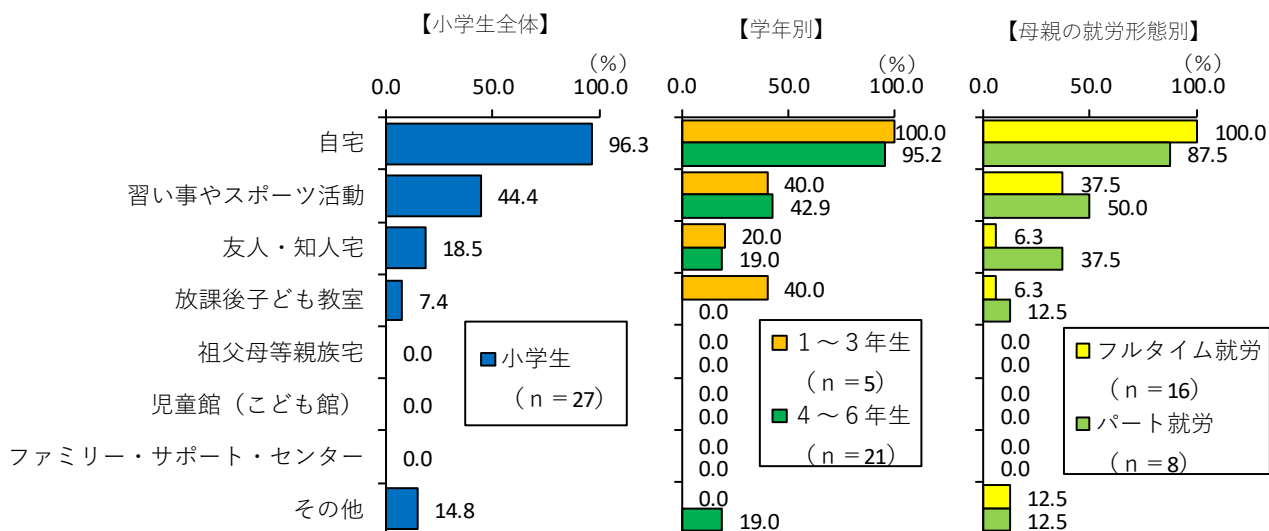
(4) 学童保育（児童クラブ）事業への要望

要望について、『施設や設備を改善してほしい』と回答した割合が 25.0%と最も高く、次いで『保護者とのコミュニケーションを充実してほしい』（15.0%）となっています。一方、『特にない』は 45.0%となっています。



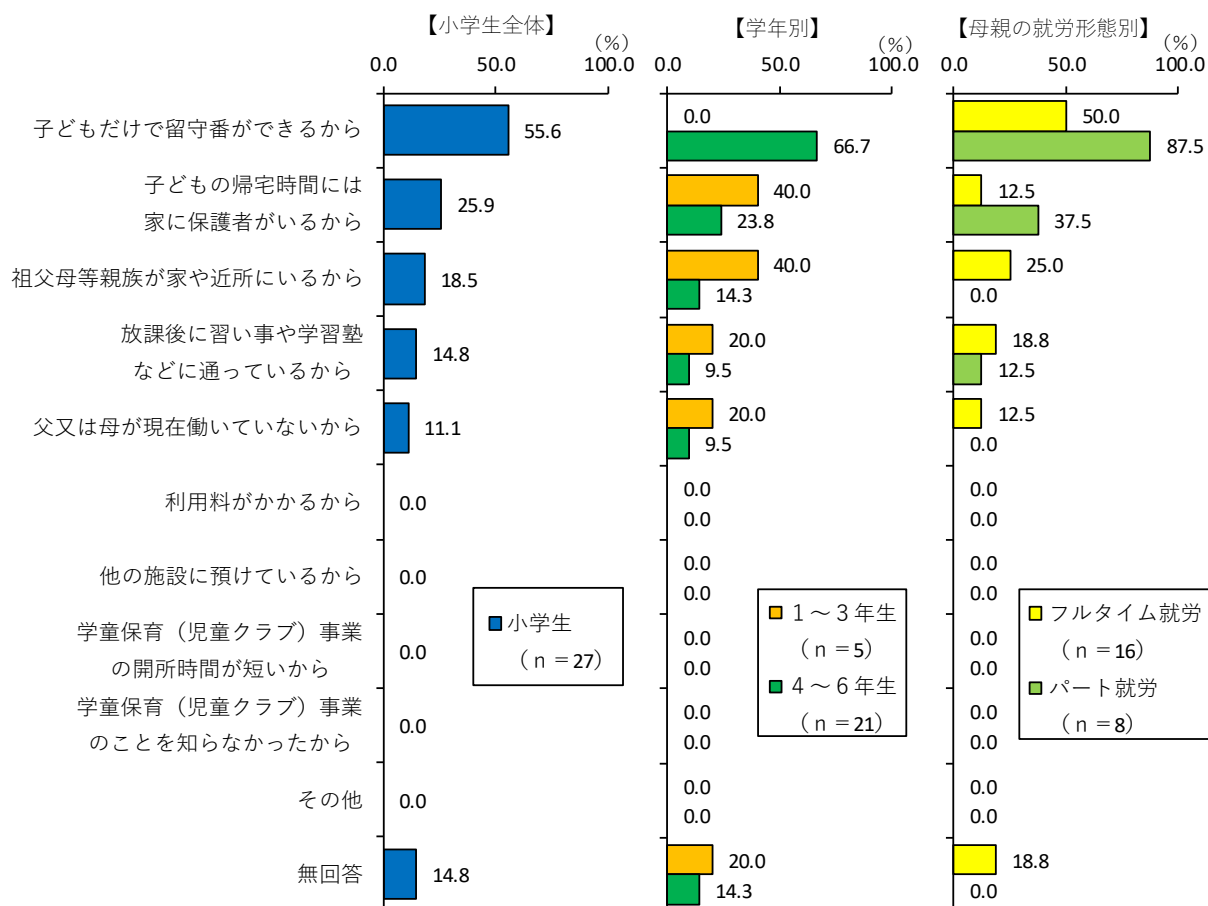
(5) 小学校終了後（放課後）の時間を過ごす場所

学童保育（児童クラブ）事業を利用していない子どもが平日の小学校終了後（放課後）の時間を過ごす場所について、『自宅』と回答した割合が96.3%と最も高く、次いで『習い事やスポーツ活動』（44.4%）となっています。



(6) 学童保育（児童クラブ）事業を利用していない理由

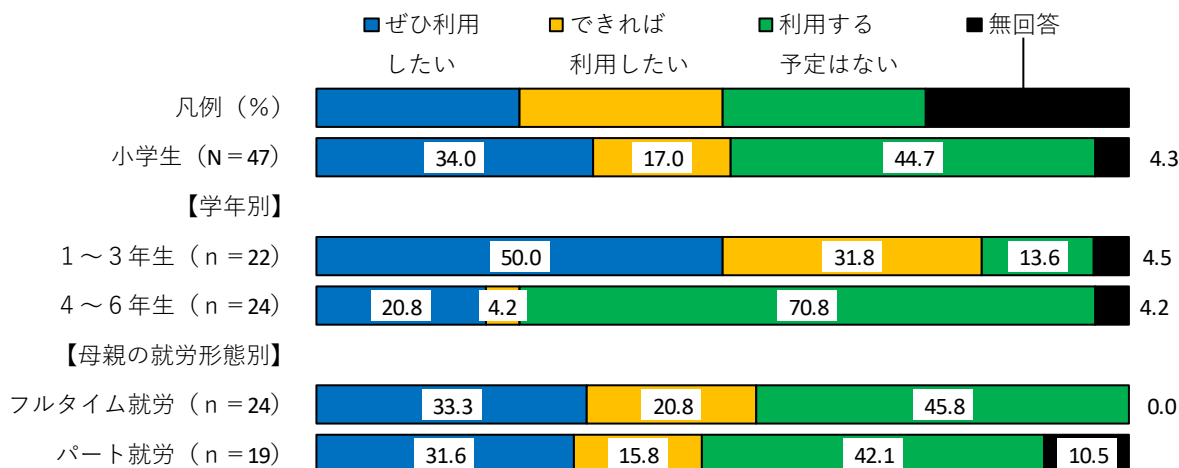
利用していない理由について、『子どもだけで留守番ができるから』と回答した割合が55.6%と最も高く、次いで『子どもの帰宅時には家に保護者がいるから』（25.9%）、となっています。



(7) 学童保育（児童クラブ）事業の利用希望

今後の利用希望について、『利用したい』（「ぜひ利用したい」と「できれば利用したい」の合計）と回答した割合が51.0%、『利用する予定はない』（44.7%）となっています。

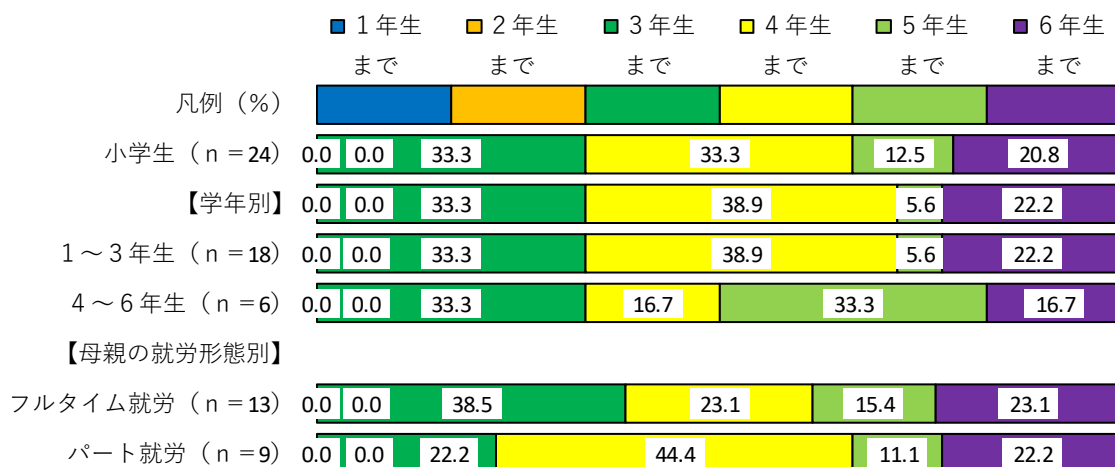
【今後の学童保育（児童クラブ）事業の利用意向】



(8) 学童保育（児童クラブ）事業を利用したい学年

利用したい学年について、小学生全体では『3年生まで』及び『4年生まで』と回答した割合がいずれも33.3%と最も高く、次いで『6年生まで』（20.8%）、『5年生まで』（12.5%）の順となっています。

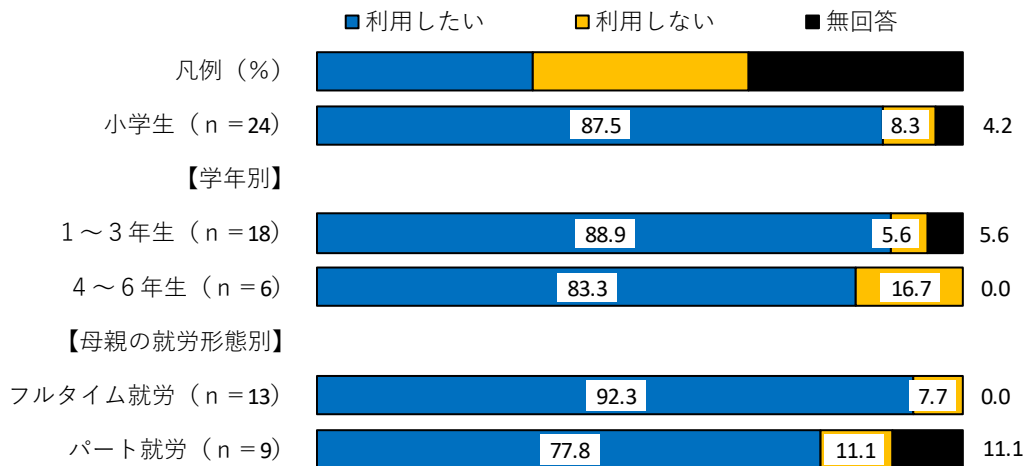
【学童保育（児童クラブ）事業を利用したい学年】



(9) 平日、土・日・祝日、長期休暇中の学童保育（児童クラブ）事業の利用希望

平日の利用希望について、『利用したい』と回答した割合が87.5%、『利用しない』が8.3%となっています。1週当たりの希望利用日数について、『5日』と回答した方が最も多く、平均では4.75日、希望終了時間について、『17時台』と回答した方が最も多く、次いで『18時台』となっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用希望（平日）】



【平日の1週当たりの希望利用日数】

(単位:人、日/週)

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答	平均
小学生	全体(n=21)		0	0	1	3	16	0	0	1	4.75
	学年別	1～3年生(n=16)	0	0	0	3	12	0	0	1	4.80
		4～6年生(n=5)	0	0	1	0	4	0	0	0	4.60
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=12)	0	0	1	2	8	0	0	1	4.64
		パート就労(n=7)	0	0	0	0	7	0	0	0	5.00

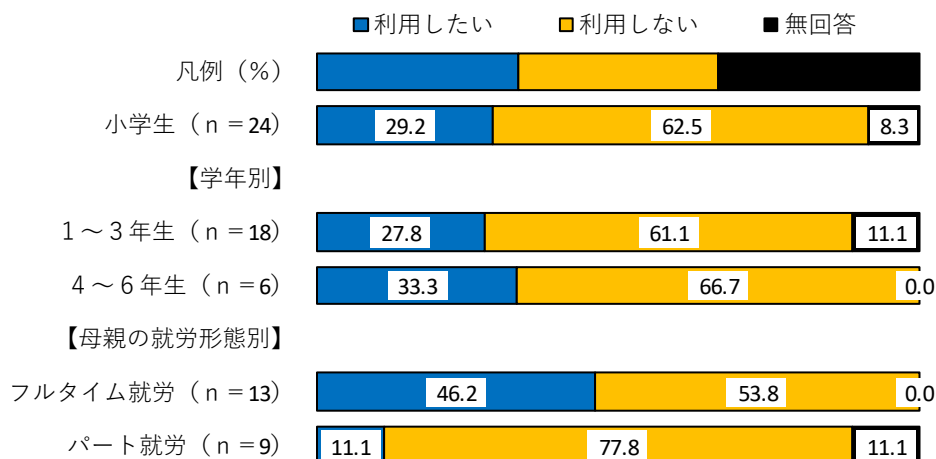
【平日の利用の希望終了時間】

(単位:人)

			終了時間			
			16時台	17時台	18時台	19時台
小学生	全体(n=21)		2	10	8	1
	学年別	1～3年生(n=16)	2	8	5	1
		4～6年生(n=5)	0	2	3	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=12)	0	4	8	0
		パート就労(n=7)	1	5	0	1

土曜日の利用希望について、『利用したい』と回答した割合が29.2%、『利用しない』が62.5%となっています。1月当たりの希望利用日数の平均について、2.43日、希望利用時間について、開始時間は『8時台』、終了時間は『18時台』と回答した方が最も多くなっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用希望（土曜日）】



【土曜日の1月当たりの希望利用日数】

(単位:人、日/月)

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	平均
小学生	全体(n=7)		2	3	0	1	1	0	0	2.43
	学年別	1～3年生(n=5)	2	3	0	0	0	0	0	1.60
		4～6年生(n=2)	0	0	0	1	1	0	0	4.50
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=6)	2	2	0	1	1	0	0	2.50
		パート就労(n=1)	0	1	0	0	0	0	0	2.00

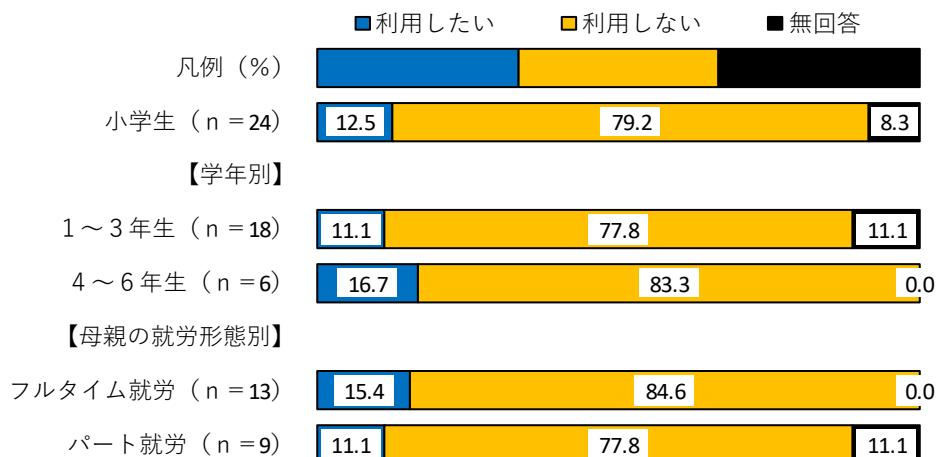
【土曜日の希望利用時間】

(単位:人)

			開始時間			終了時間						
			7時台	8時台	9時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台
小学生	全体(n=7)		2	3	2	1	0	1	0	0	2	3
	学年別	1～3年生(n=5)	1	2	2	1	0	1	0	0	1	2
		4～6年生(n=2)	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=6)	1	3	2	1	0	1	0	0	2	2
		パート就労(n=1)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

日曜日・祝日の利用希望について、『利用したい』と回答した割合が12.5%、『利用しない』が79.2%となっています。1月当たりの希望利用日数の平均について、3.00日、希望利用時間について、開始時間は『7時台』、終了時間は『18時台』と回答した方が多くなっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用希望（日曜日・祝日）】



【日曜日・祝日の1月当たりの希望利用日数】

(単位:人、日/月)

			1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	平均
小学生	全体(n=3)		0	1	1	1	0	0	0	3.00
	学年別	1～3年生(n=2)	0	1	1	0	0	0	0	2.50
		4～6年生(n=1)	0	0	0	1	0	0	0	4.00
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=2)	0	0	1	1	0	0	0	3.50
		パート就労(n=1)	0	1	0	0	0	0	0	4.00

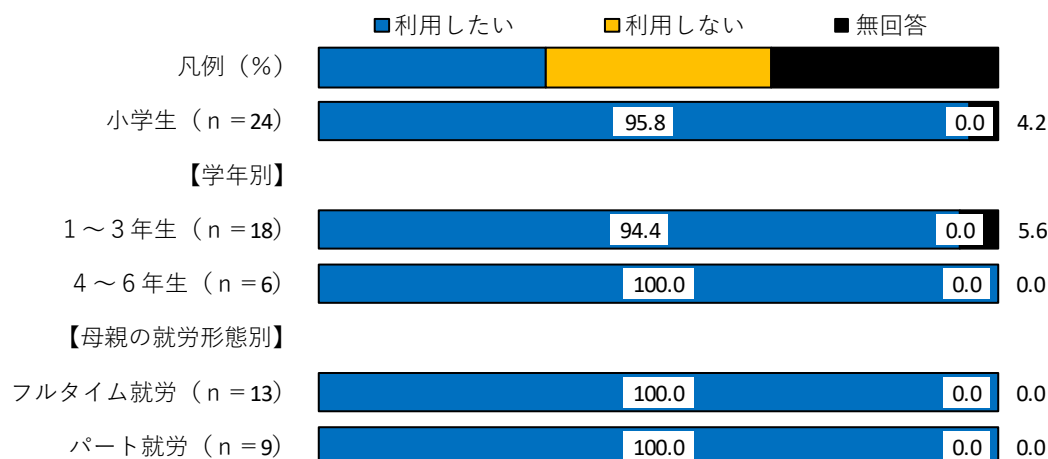
【日曜日・祝日の希望利用時間】

(単位:人)

			開始時間		終了時間	
			7時台	8時台	17時台	18時台
小学生	全体(n=3)		2	1	1	2
	学年別	1～3年生(n=2)	2	0	0	2
		4～6年生(n=1)	0	1	1	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=2)	1	1	1	1
		パート就労(n=1)	1	0	0	1

長期休暇中の利用希望について、小学生全体では『利用したい』と回答した割合が95.8%、『利用しない』が0.0%となっています。1月当たりの希望利用日数の平均について、小学生全体では11.9日、希望利用時間について、開始時間は『8時台』、終了時間は『17時台』と回答した方が多くなっています。

【学童保育（児童クラブ）事業の利用希望（長期休暇中）】



【長期休暇中の1月当たりの希望利用日数】

(単位:日/月)

			平均	最小値	最大値
小学生	全体(n=22)		11.9	3.0	25.0
	学年別	1～3年生(n=16)	12.6	3.0	25.0
		4～6年生(n=6)	9.8	3.0	22.0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=12)	11.4	3.0	22.0
		パート就労(n=9)	12.1	3.0	25.0

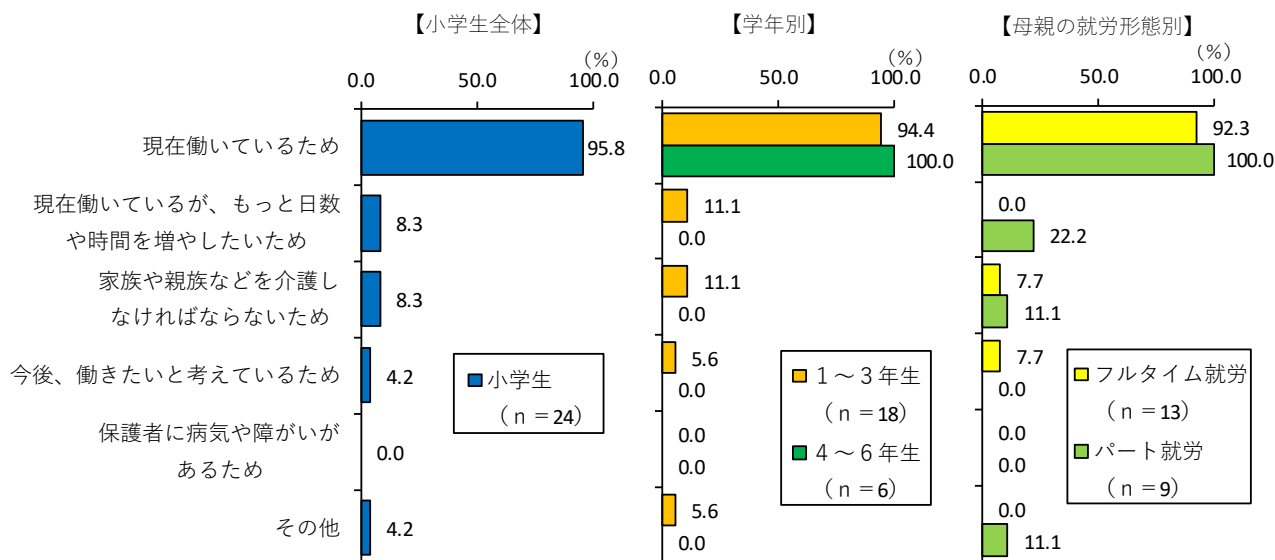
【長期休暇中の希望利用時間】

(単位:人)

			開始時間				終了時間			
			7時台	8時台	9時台	無回答	16時台	17時台	18時台	無回答
小学生	全体(n=23)		5	15	2	1	3	11	8	1
	学年別	1～3年生(n=17)	3	11	2	1	3	8	5	1
		4～6年生(n=6)	2	4	0	0	0	3	3	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=13)	3	8	1	1	0	5	7	1
		パート就労(n=9)	2	7	0	0	3	5	1	0

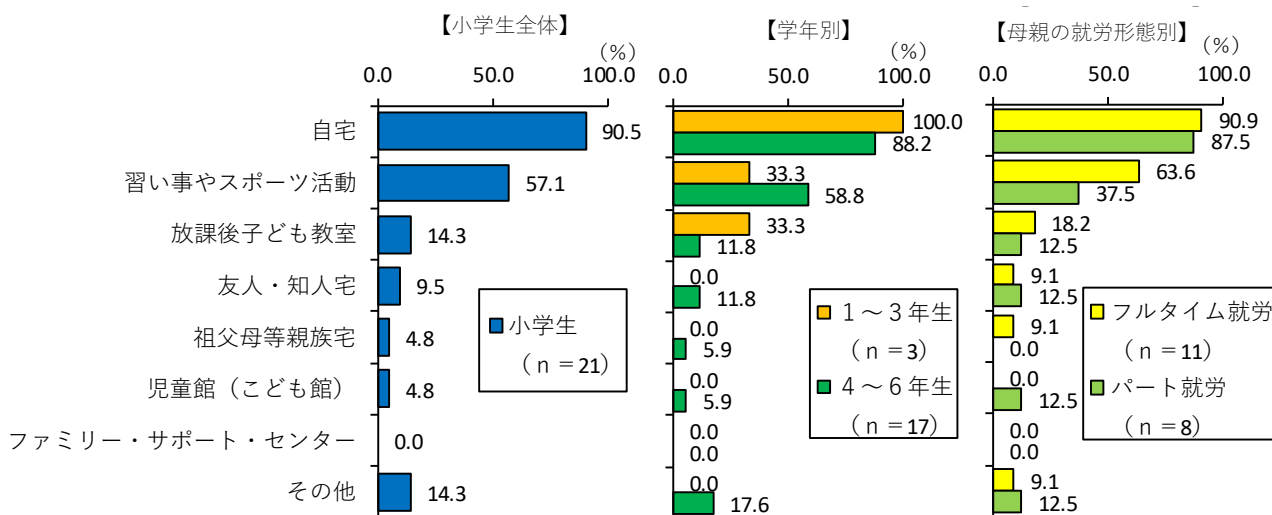
(10) 学童保育（児童クラブ）事業を利用したい理由

利用したい理由について、小学生全体では『現在働いているため』と回答した割合が95.8%と最も高く、次いで『現在働いているが、もっと日数や時間を増やしたいため』及び『家族や親族などを介護しなければならないため』（いずれも8.3%）となっています。



(11) 小学校終了後（放課後）の時間を過ごさせたい場所

子どもを過ごさせたい場所について、『自宅』と回答した割合が90.5%と最も高く、次いで『習い事やスポーツ活動』（57.1%）となっています。

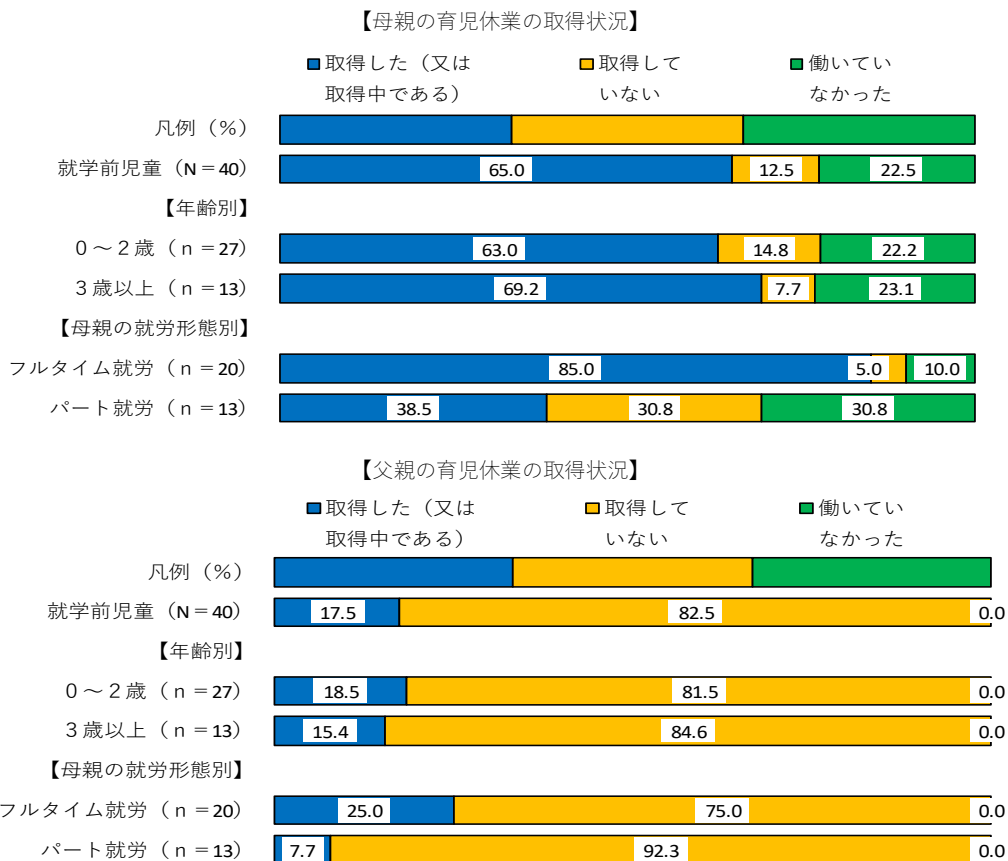


⑪育児休業や短時間勤務など職場の両立支援制度

(1) 育児休業の取得

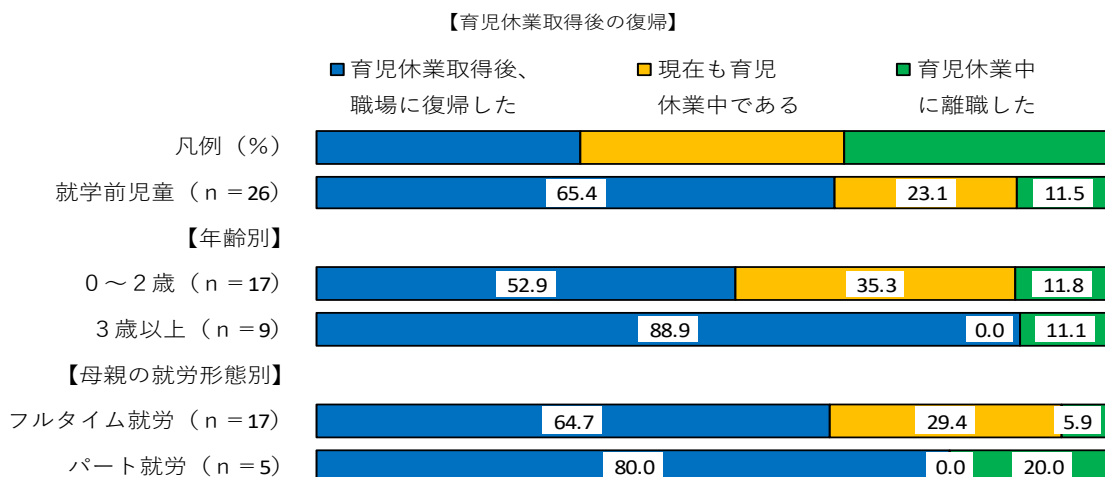
母親の育児休業の取得について、『取得した（又は取得中である）』と回答した割合が65.0%、『取得していない』が12.5%、『働いていなかった』が22.5%となっています。

父親の育児休業の取得について、『取得した（又は取得中である）』と回答した割合が17.5%、『取得していない』が82.5%、『働いていなかった』が0.0%となっています。



(2) 母親の育児休業取得後の職場復帰

母親の育児休業取得後の職場復帰について、『育児休業取得後、職場に復帰した』と回答した割合が65.4%、『現在も育児休業中である』が23.1%、『育児休業中に離職した』が11.5%となっています。



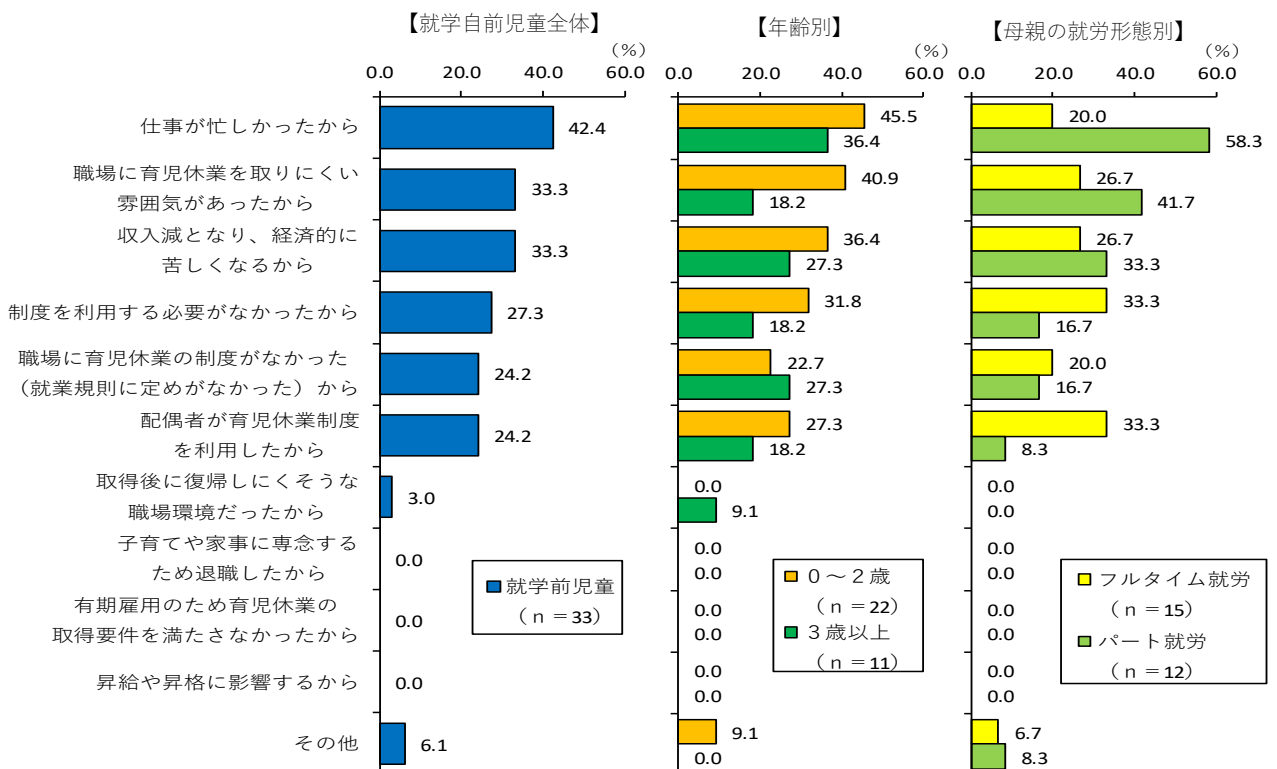
(3) 育児休業を取得していない理由

母親が育児休業を取得しなかった理由について、『職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）から』と回答した方が3人となっています。

(単位:人)

			制度を利用する 必要がなかったか ら	産休取得後に退 職したから	職場に育児休業 の制度がなかった (就業規則に定め がなかった)から	職場に育児休業 を取りにくい雰囲 気があったから	取得後に復帰し にくそうな職場 環境だったから	子育てや家事に 専念するため退 職したから
就学前児童	全体(n=5)		1	0	3	1	0	1
	年齢別	0～2歳(n=4)	1	0	2	0	0	1
		3歳以上(n=1)	0	0	1	0	0	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=1)	0	0	1	0	0	0
		パート就労(n=4)	1	0	2	0	0	1
			有期雇用のため 育児休業の取得 要件を満たさな かったから	仕事が忙しかっ たから	収入減となり、 経済的に苦しく なるから	昇給や昇格に影 響するから	配偶者が育児休 業制度を利用し たから	その他
就学前児童	全体(n=5)		1	1	0	0	0	0
	年齢別	0～2歳(n=4)	1	0	0	0	0	0
		3歳以上(n=1)	0	1	0	0	0	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=1)	0	1	0	0	0	0
		パート就労(n=4)	1	0	0	0	0	0

父親が育児休業を取得しなかった理由について、『仕事が忙しかったから』と回答した割合が42.4%と最も高く、次いで『職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから』及び『収入減となり、経済的に苦しくなるから』（いずれも33.3%）となっています。



⑫妊娠期からの母子保健事業について

(1) 妊娠中からの母子保健事業の利用状況と今後の利用意向

利用状況と今後の利用意向について、『利用したことがあり、事業に満足している』と回答した割合は、「⑨おひさま通信」が 77.5%と最も高く、次いで「④おむつ定期便」(72.5%)、となっています。

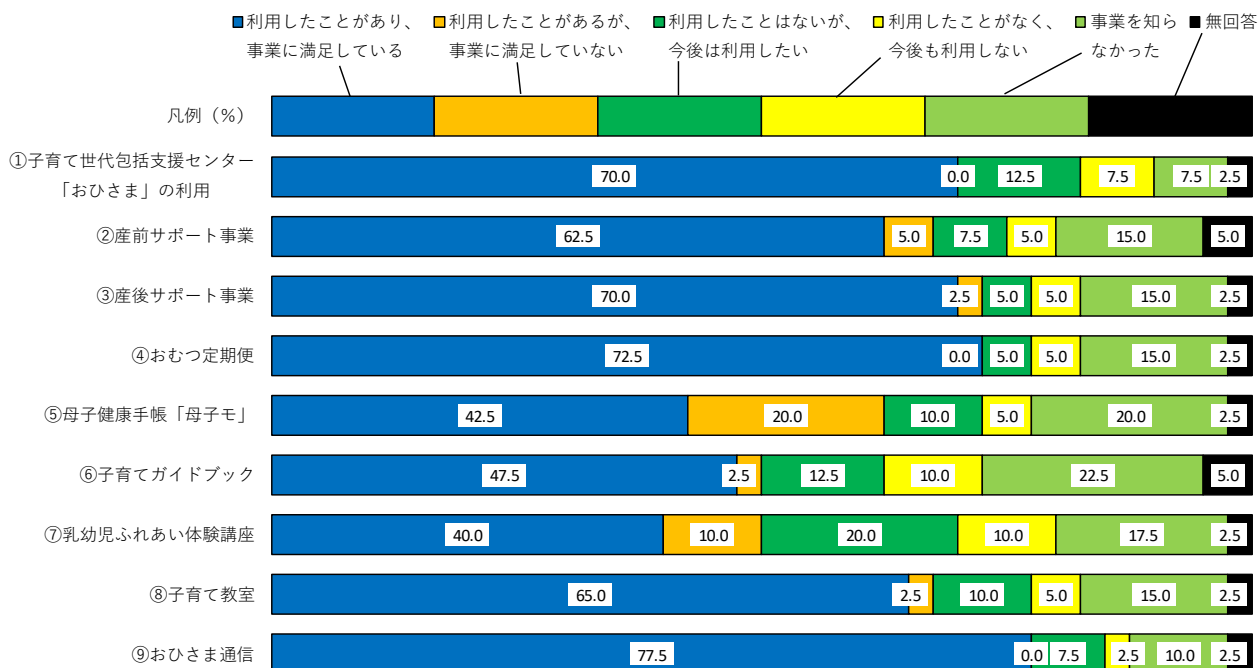
『利用したことがあるが、事業に満足していない』と回答した割合は、「⑤母子健康手帳『母子モ』」(20.0%)の割合が最も高く、次いで「⑦乳幼児ふれあい体験講座」(10.0%)となっています。

『利用したことはないが、今後は利用したい』と回答した割合は、「⑦乳幼児ふれあい体験講座」が 20.0%と最も高く、次いで「①子育て世代包括支援センター『おひさま』の利用」及び「⑥子育てガイドブック」(いずれも 12.5%)、となっています。

『利用したことがなく、今後もしない』と回答した割合は、「⑥子育てガイドブック」及び「⑦乳幼児ふれあい体験講座」がいずれも 10.0%と最も高くなっています。

『事業を知らなかった』と回答した割合は、「⑥子育てガイドブック」が 22.5%と最も高く、次いで「⑤母子健康手帳『母子モ』」(20.0%)、となっています。

【母子保健事業の利用状況】(就学前児童 (N=40))



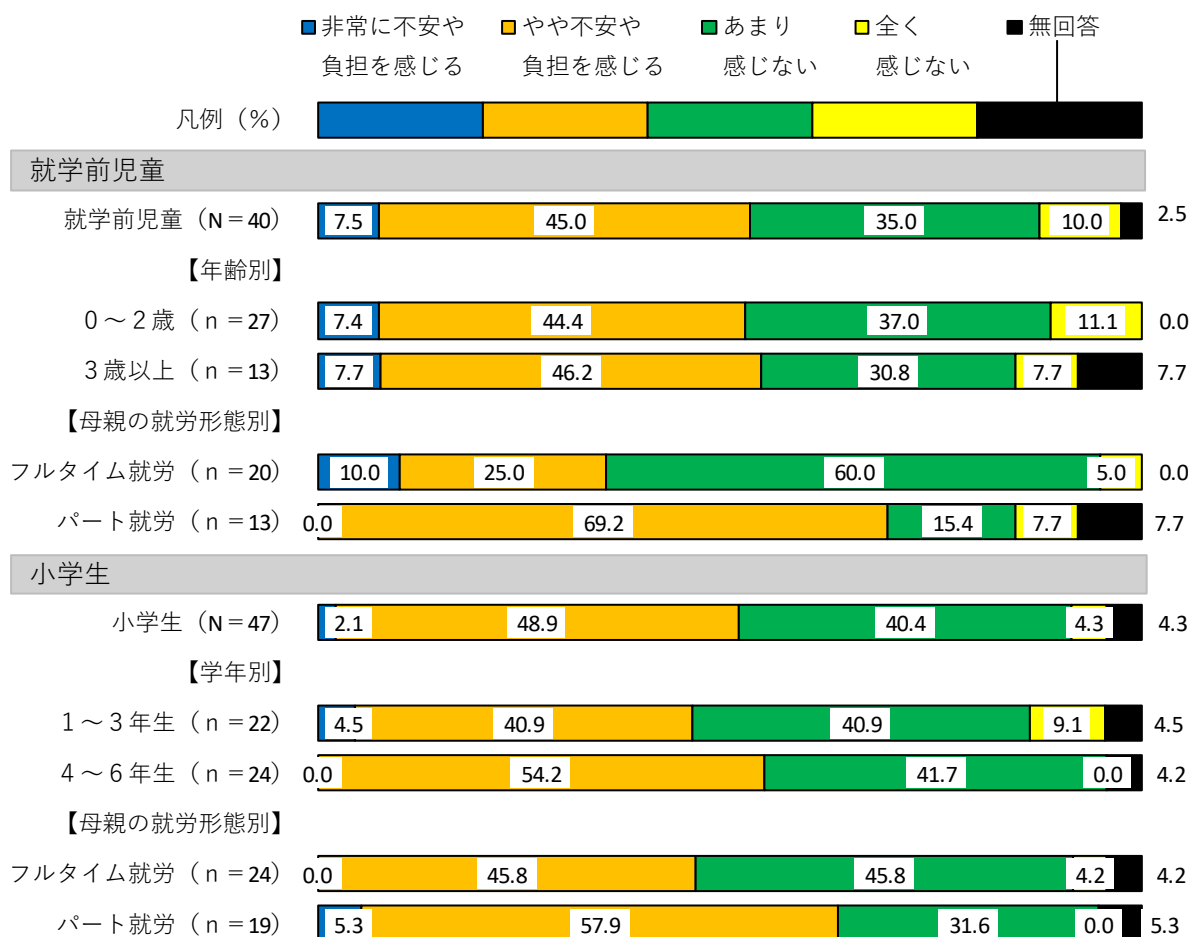
⑬子育て全般について

(1) 子育てで感じる不安や負担感

不安や負担を感じることにについて、就学前児童全体では『感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「やや不安や負担を感じる」の合計）と回答した割合は 52.5%、『感じない』（「あまり感じない」と「全く感じない」の合計）が 45.0%となっています。

小学生全体では『感じる』と回答した割合は 51.0%、『感じない』が 44.7%となっています。

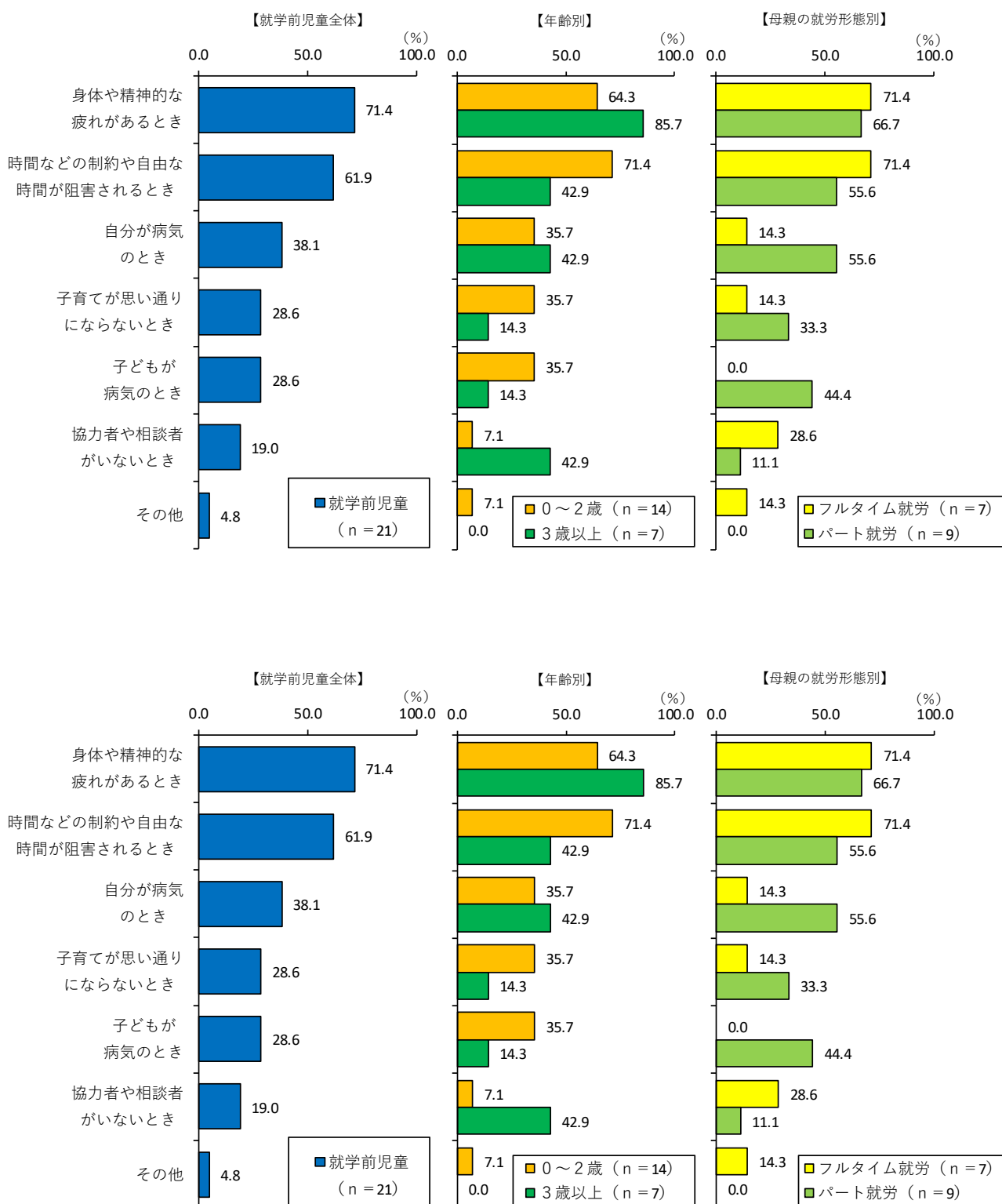
【子育てに関して不安や負担を感じること】



(2) 子育てに関して不安や負担を感じる時

不安や負担を感じる時について、就学前児童全体では『身体や精神的な疲れがあるとき』と回答した割合が71.4%と最も高く、次いで『時間などの制約や自由な時間が阻害されるとき』(61.9%)、となっています。

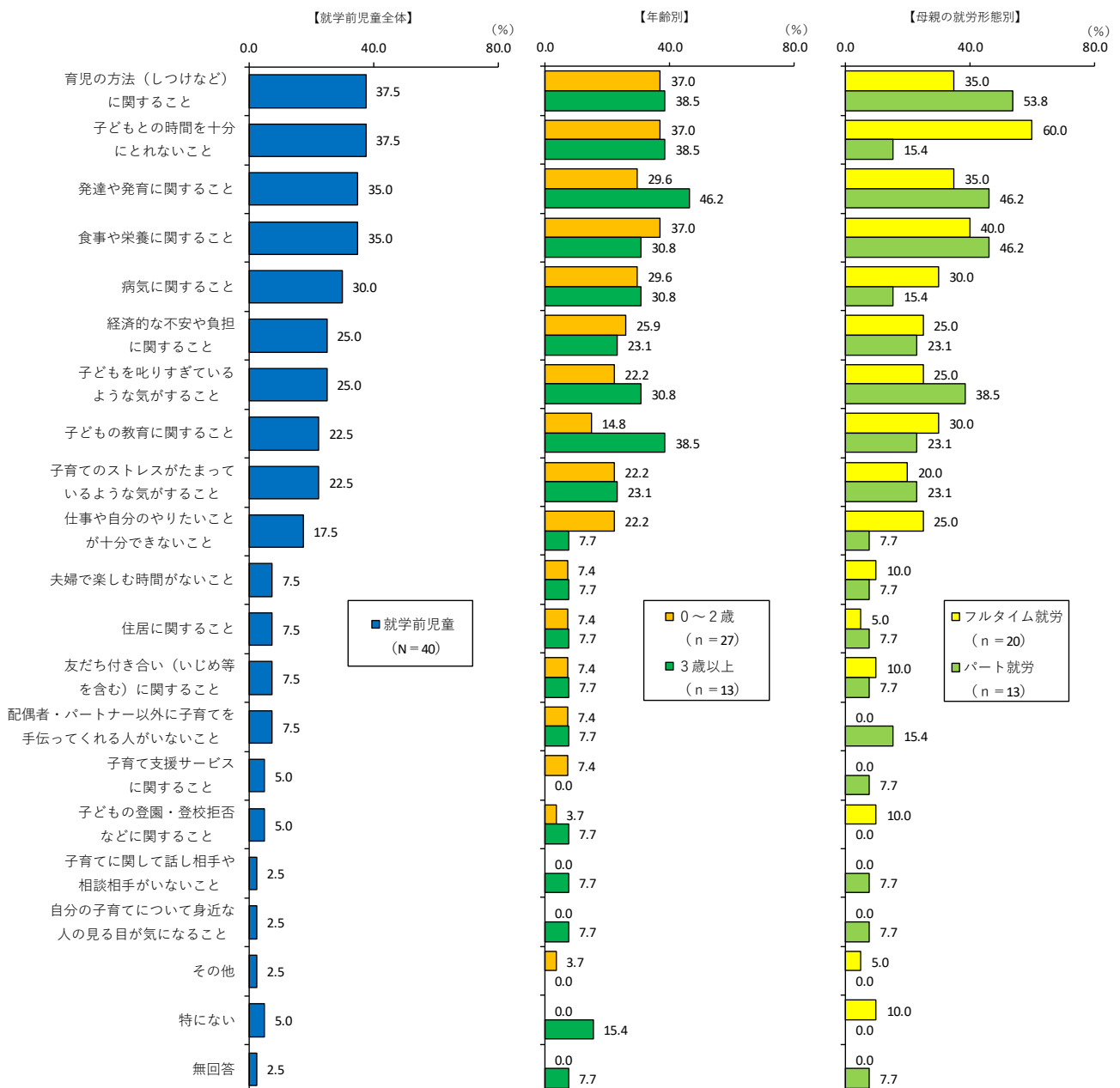
小学生全体では『身体や精神的な疲れがあるとき』と回答した割合が58.3%と最も高く、次いで『自分が病気の時』(50.0%)となっています。

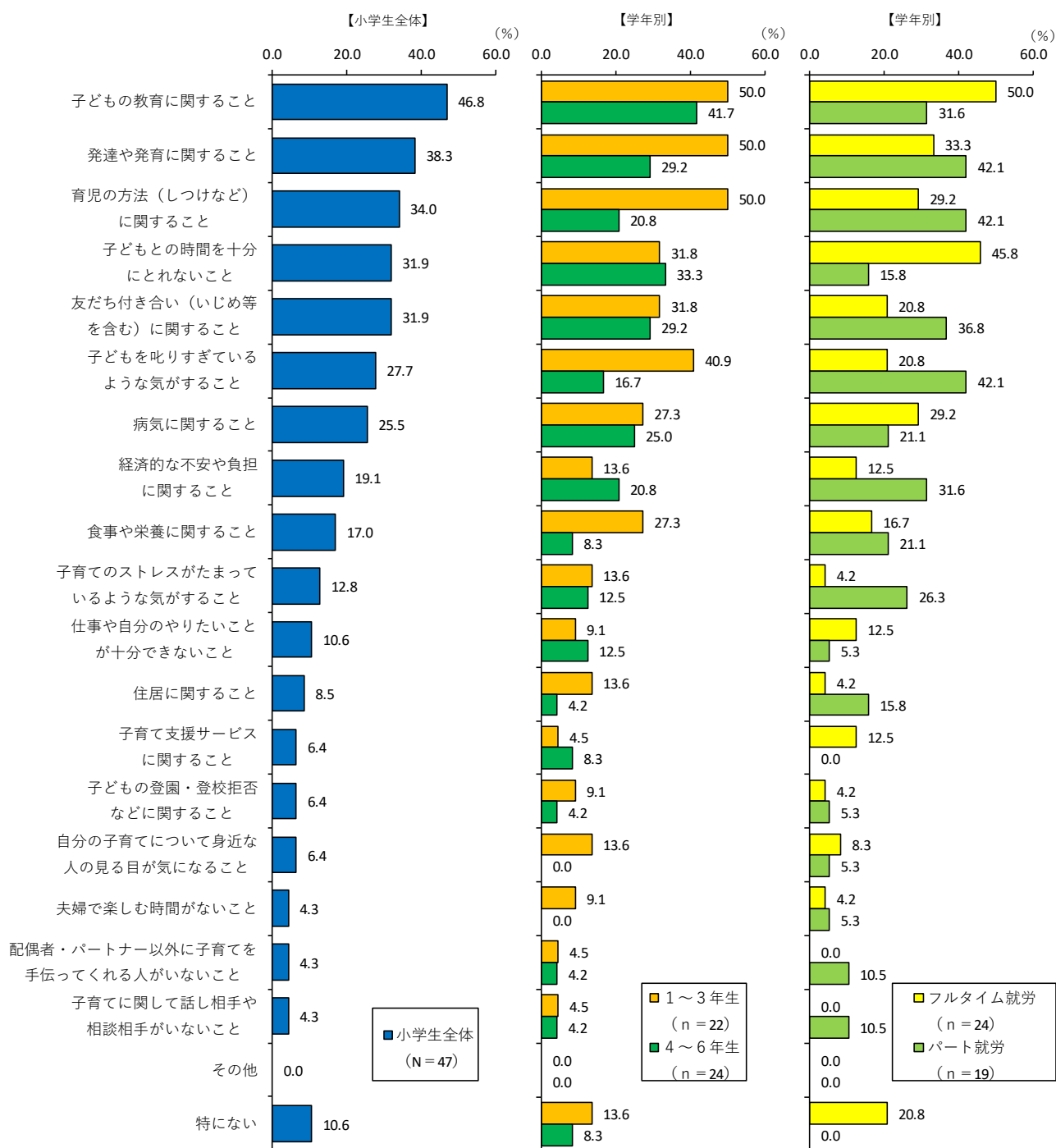


(3) 子育てに関して悩んでいること

悩んでいること、又は気になることについて、就学前児童全体では『育児の方法（しつけなど）に関すること』及び『子どもとの時間を十分にとれないこと』と回答した割合がいずれも37.5%と最も高く、次いで『発達や発育に関すること』及び『食事や栄養に関すること』（いずれも35.0%）となっています。

小学生全体では『子どもの教育に関すること』と回答した割合が46.8%と最も高く、次いで『発達や発育に関すること』（38.3%）、となっています。

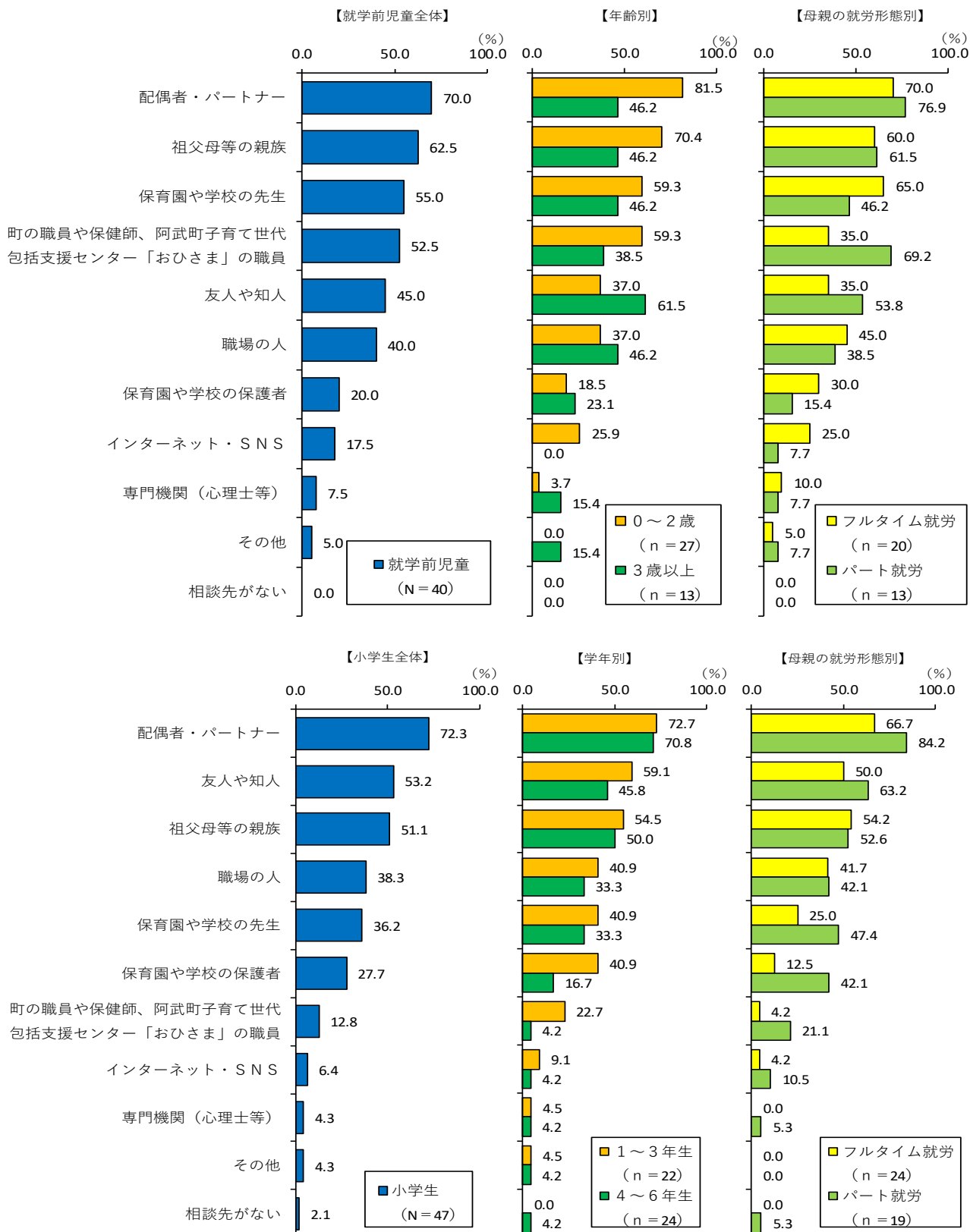




(4) 子育てに関する相談先

相談先について、就学前児童全体では『配偶者・パートナー』と回答した割合が70.0%と最も高く、次いで『祖父母等の親族』(62.5%)、となっています。

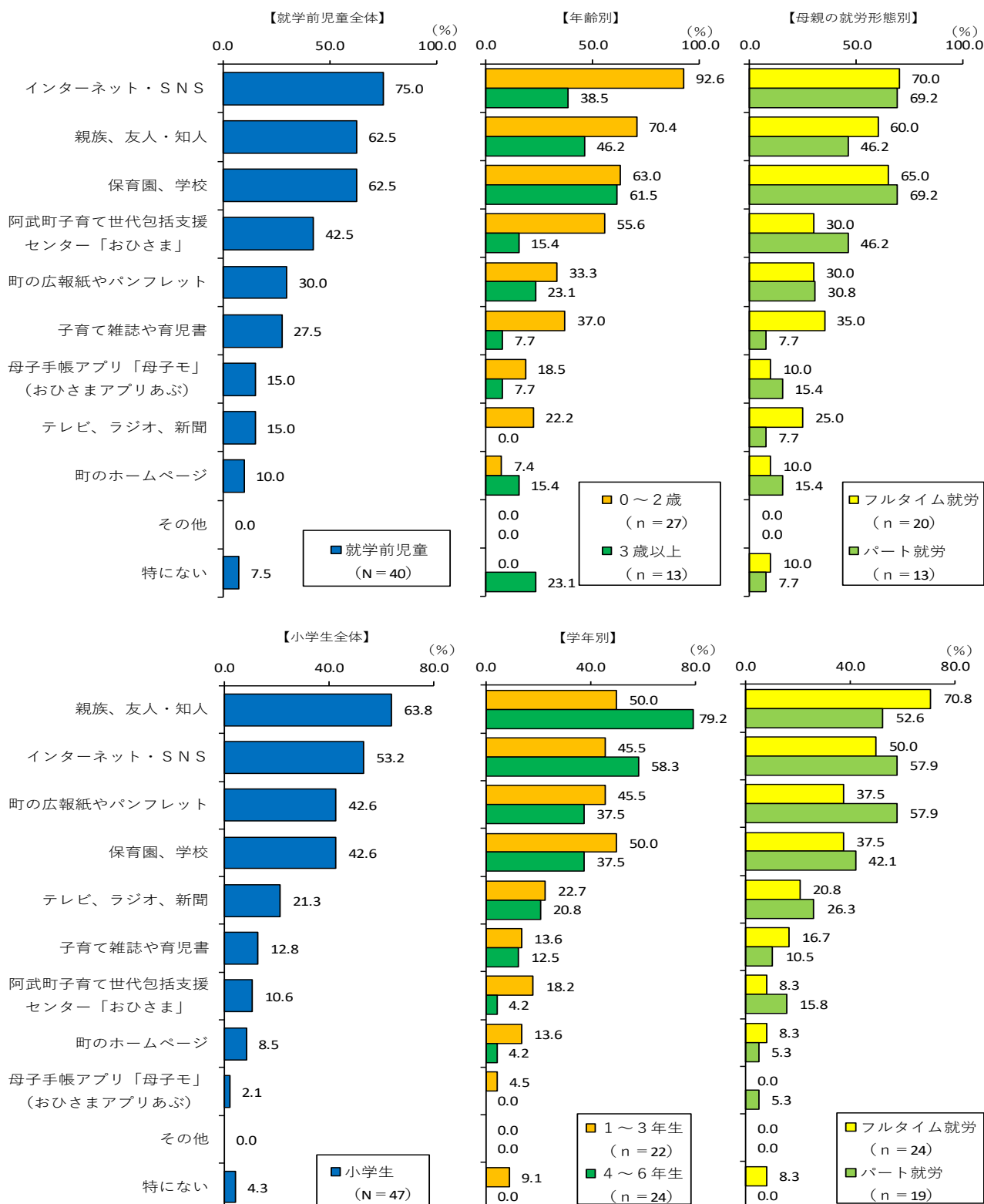
小学生全体では『配偶者・パートナー』と回答した割合が72.3%と最も高く、次いで『友人や知人』(53.2%)となっています。



(5) 子育てに関する情報の入手先

情報の入手先について、就学前児童全体では『インターネット・SNS』と回答した割合が75.0%と最も高く、次いで『親族、友人・知人』及び『保育園、学校』（いずれも62.5%）となっています。

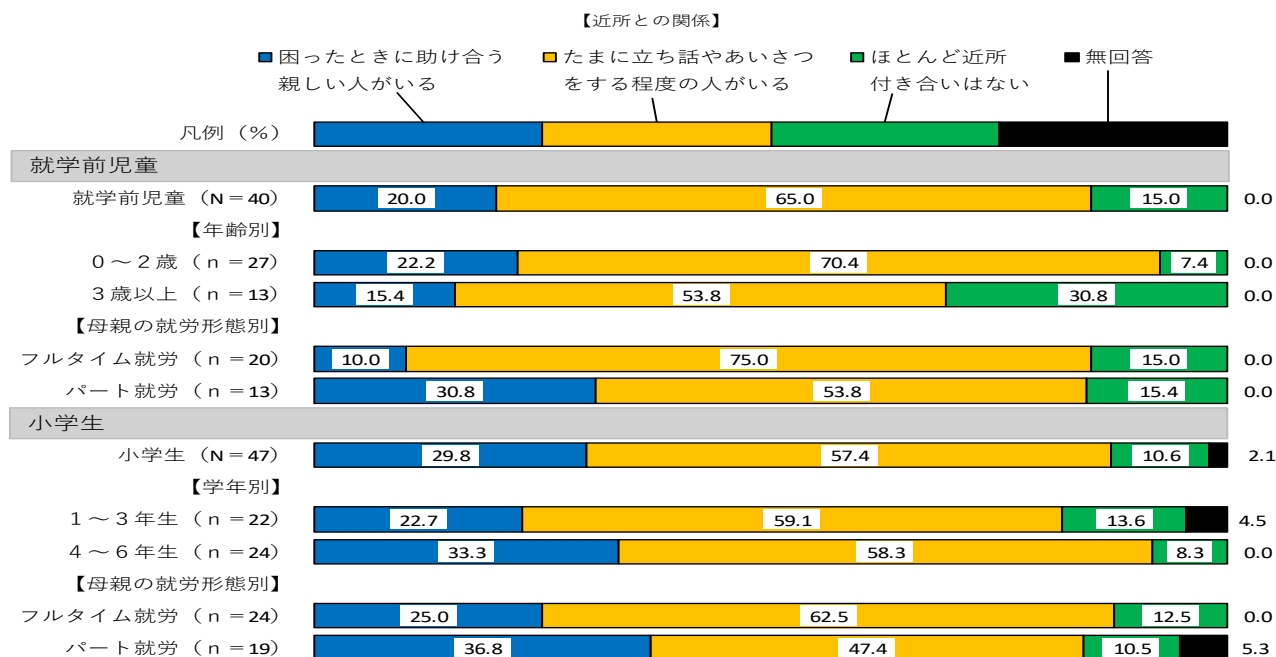
小学生全体では『親族、友人・知人』と回答した割合が63.8%と最も高く、次いで『インターネット・SNS』（53.2%）となっています。



(6) 近所との付き合いの程度

付き合いの程度について、就学前児童全体では『困ったときに助け合う親しい人がいる』と回答した割合は 20.0%、『たまに立ち話やあいさつをする程度の人がある』が 65.0%、『ほとんど近所付き合いはない』が 15.0%となっています。

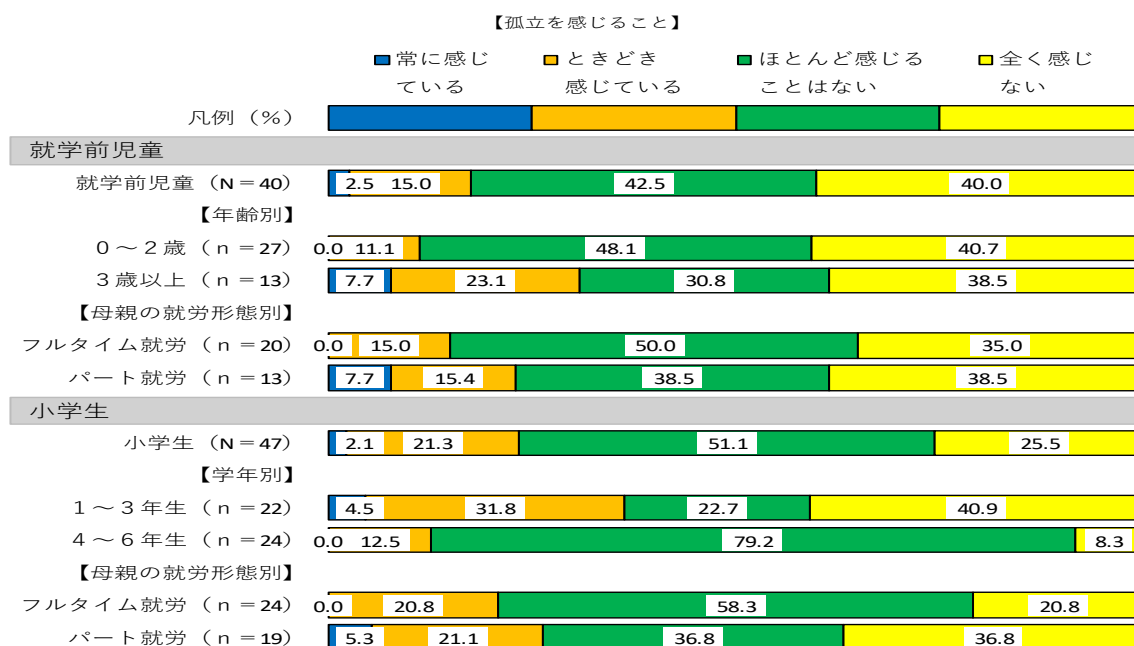
小学生全体では、『困ったときに助け合う親しい人がいる』と回答した割合は 29.8%、『たまに立ち話やあいさつをする程度の人がある』が 57.4%、『ほとんど近所付き合いはない』が 10.6%となっています。



(7) 孤立感

孤立を感じることにについて、就学前児童全体では『感じている』（「常に感じている」と「ときどき感じている」の合計）と回答した割合は 17.5%、『感じていない』（「ほとんど感じることはない」と「全く感じない」の合計）が 82.5%となっています。

小学生全体では、『感じている』と回答した割合は 23.4%、『感じていない』が 76.6%となっています。

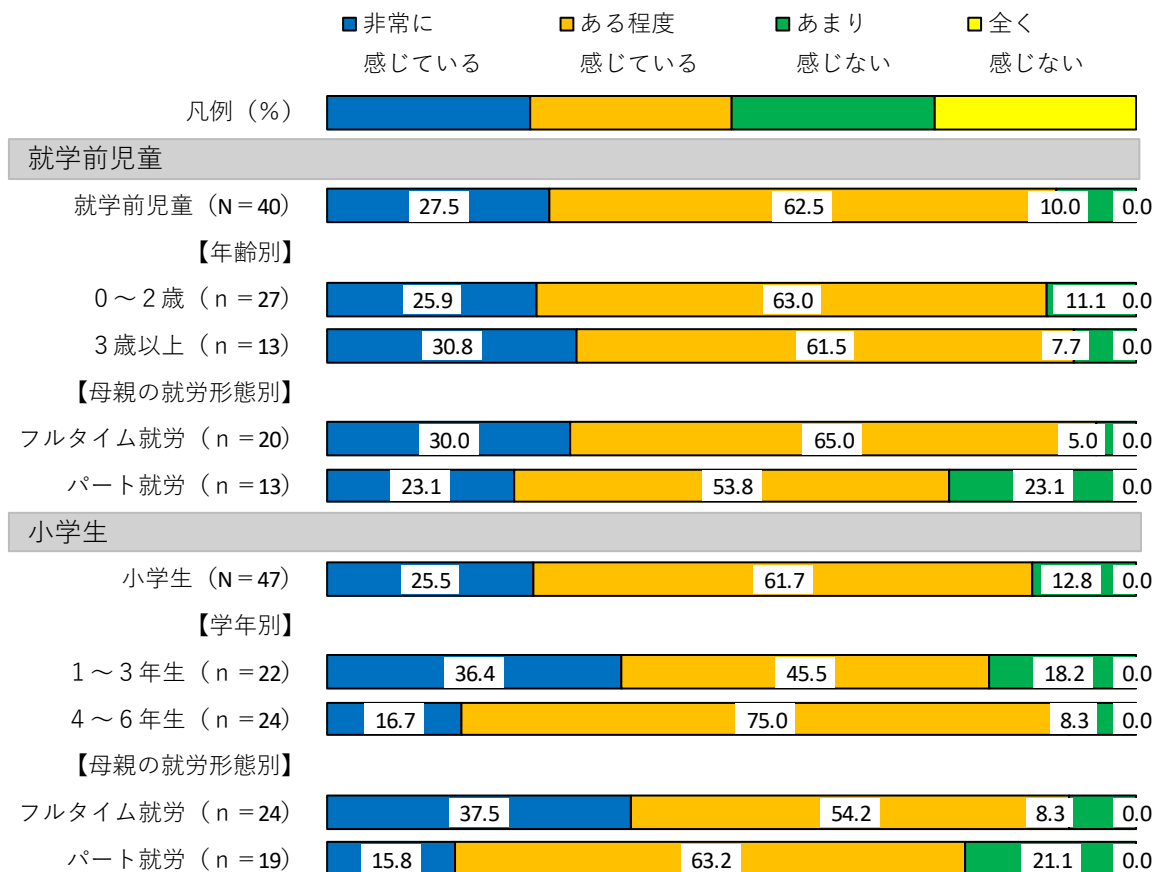


(8) 子育てが地域の人などに支えられていると感じること

支えられていると感じることについて、就学前児童全体では『感じている』（「非常に感じている」と「ある程度感じている」の合計）と回答した割合は 90.0%、『感じない』（「あまり感じない」と「全く感じない」の合計）が 10.0%となっています。

小学生全体では、『感じている』と回答した割合は 87.2%、『感じない』が 12.8%となっています。

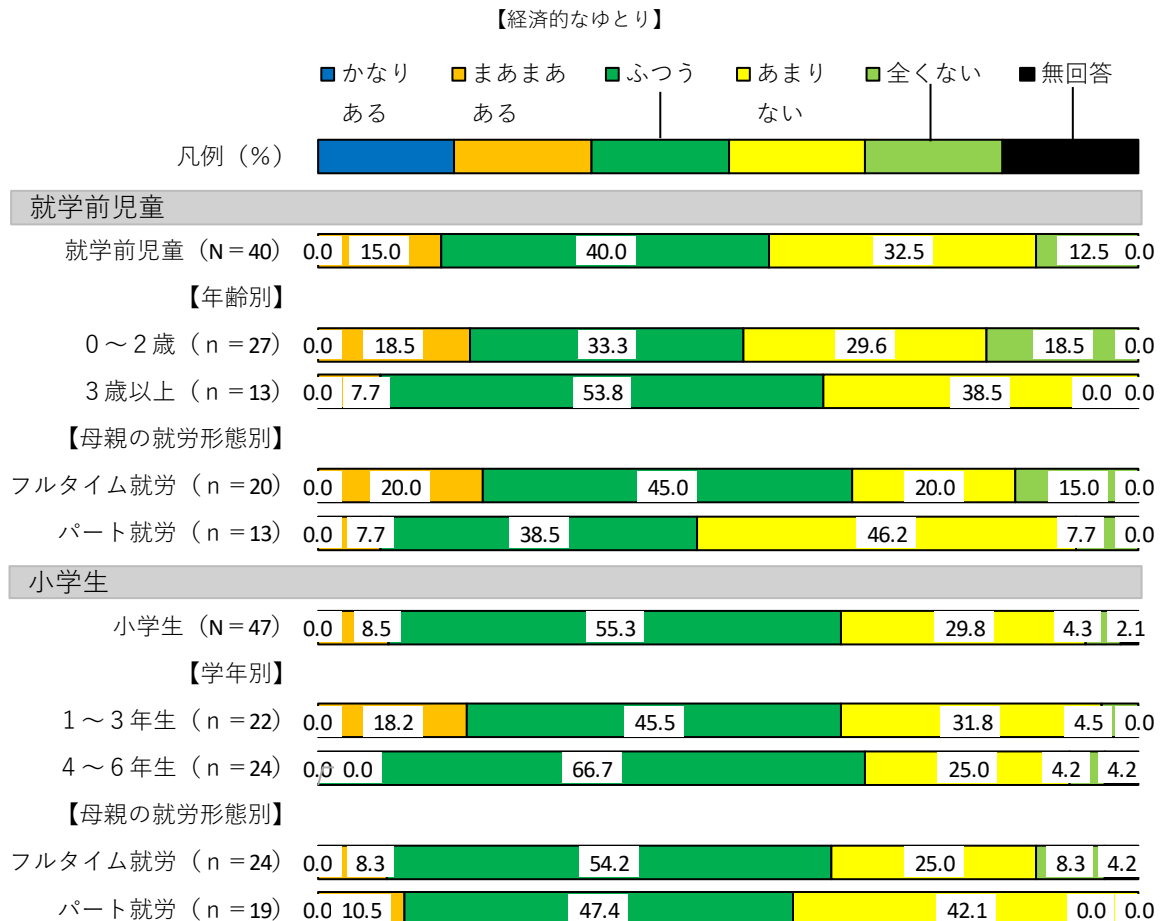
【地域の人や社会に支えられていると感じること】



(9) 経済的なゆとり

ゆとりについて、就学前児童全体では『ある』（「かなりある」と「まあまあある」の合計）と回答した割合は 15.0%、『ふつう』は 40.0%、『ない』（「あまりない」と「全くない」の合計）が 45.0%となっています。

小学生全体では、『ある』と回答した割合は 8.5%、『ふつう』が 55.3%、『ない』が 34.1%となっています。



(10) 子育て支援に関する事業・制度の利用状況等

子育て支援に関する事業・制度の利用状況等について就学前児童全体で①から⑩の事業では、『知っているが、利用したことがある』と回答した割合が高い順では、「①出生祝金」（80.0%）、次いで「④阿武町任意予防接種費用助成」（67.5%）となっています。

『知っているが、利用したことはない』と回答した割合が高い順では、「⑧空き家リフォーム補助金」（85.0%）、次いで「③不妊治療費助成」（77.5%）となっています。

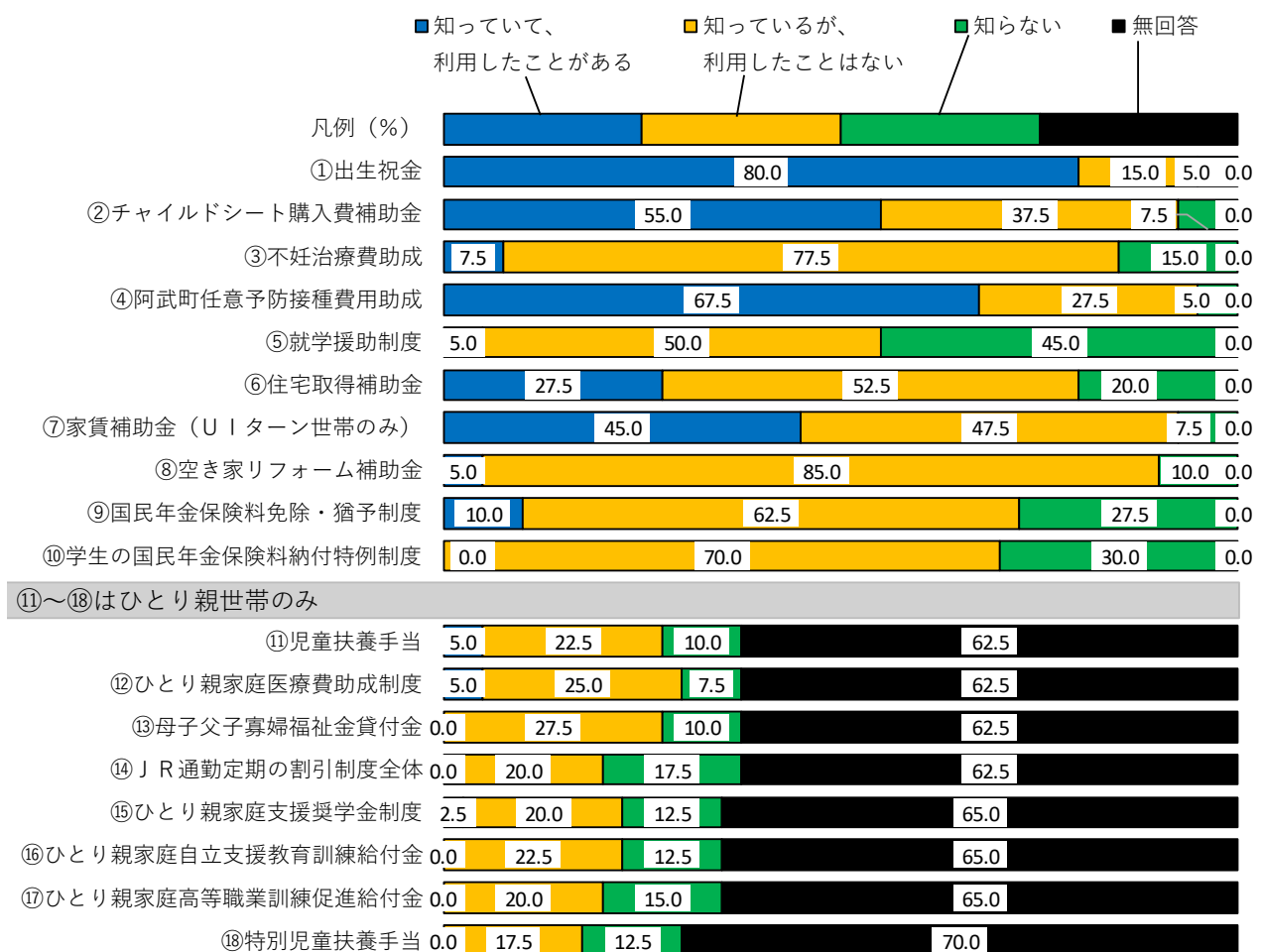
『知らない』と回答した割合が高い順では、「⑤就学援助制度」（45.0%）、次いで「⑩学生の国民年金保険料納付特例制度」（30.0%）

⑪から⑱の事業では、『知っているが、利用したことがある』と回答した事業は、「⑪児童扶養手当」（5.0%）、「⑫ひとり親家庭医療費助成制度」（5.0%）、「⑮ひとり親家庭支援奨学金制度」（2.5%）となっています。

『知っているが、利用したことはない』と回答した割合が高い順では、「⑬母子父子寡婦福祉金貸付金」（27.5%）、次いで「⑫ひとり親家庭医療費助成制度」（25.0%）となっています。

『知らない』と回答した割合が高い順では、「⑭ＪＲ通勤定期の割引制度」（17.5%）、次いで「⑰ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」（15.0%）となっています。

【事業・制度の認知・利用状況】（就学前児童（N=40））



小学生全体で①から⑩の事業では、『知っている利用したことがある』と回答した割合が高い順では、「④阿武町任意予防接種費用助成」(76.6%)、次いで「①出生祝金」(70.2%)となっています。

『知っているが、利用したことはない』と回答した割合が高い順では、「⑧空き家リフォーム補助金」(76.6%)、次いで「⑤就学援助制度」(68.1%)となっています。

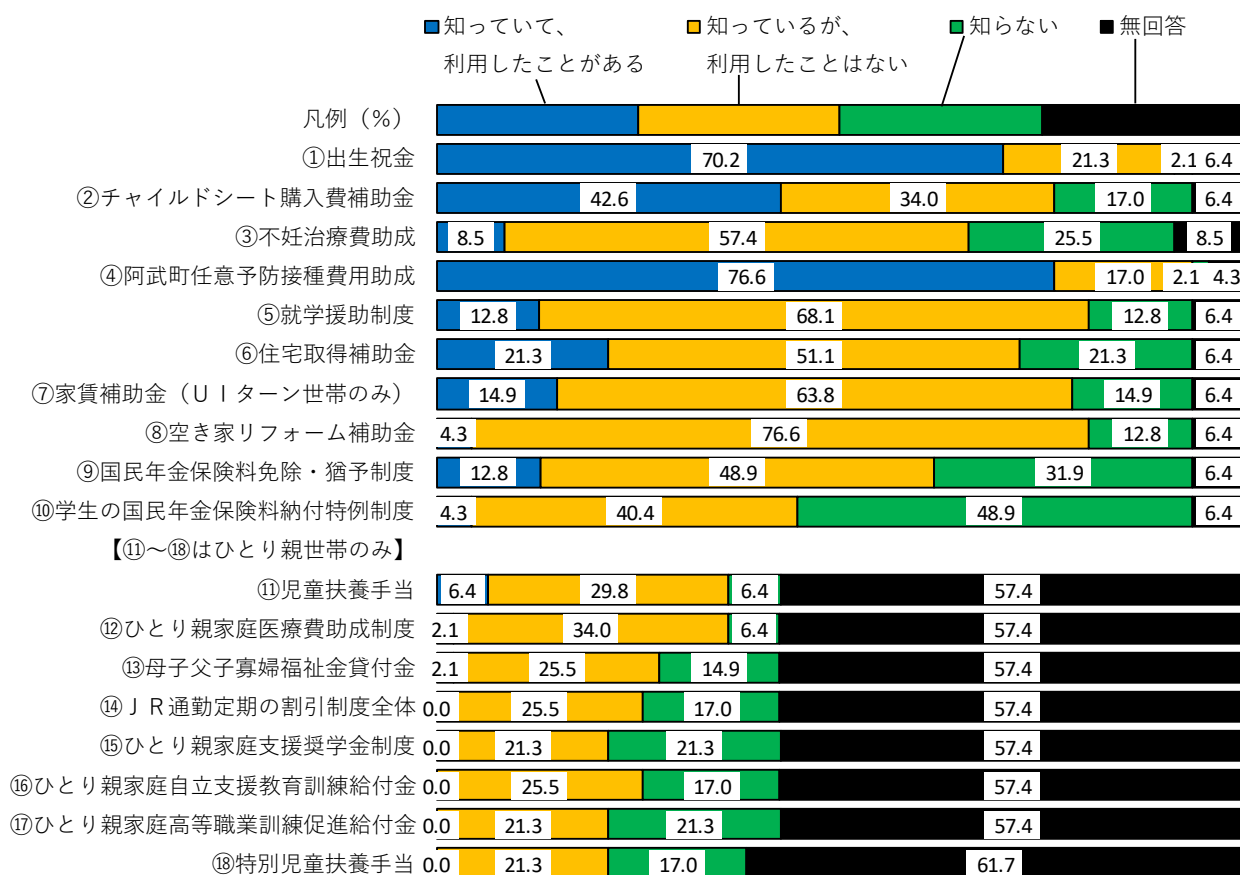
『知らない』と回答した割合が高い順では、「⑩学生の国民年金保険料納付特例制度」(48.9%)、次いで「⑨国民年金保険料免除・猶予制度」(31.9%)となっています。

⑪から⑱の事業では、『知っている利用したことがある』と回答した事業は、「⑪児童扶養手当」(6.4%)、「⑫ひとり親家庭医療費助成制度」及び「⑬母子父子寡婦福祉金貸付金」(いずれも2.1%)となっています。

『知っているが、利用したことはない』と回答した割合が高い順では、「⑫ひとり親家庭医療費助成制度」(34.0%)、次いで「⑪児童扶養手当」(29.8%)となっています。

『知らない』と回答した割合が高い順では、「⑮ひとり親家庭支援奨学金制度」及び「⑰ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」(いずれも21.3%)、「⑭ＪＲ通勤定期の割引制度」、「⑯ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」及び「⑱特別児童扶養手当」(いずれも17.0%)となっています。

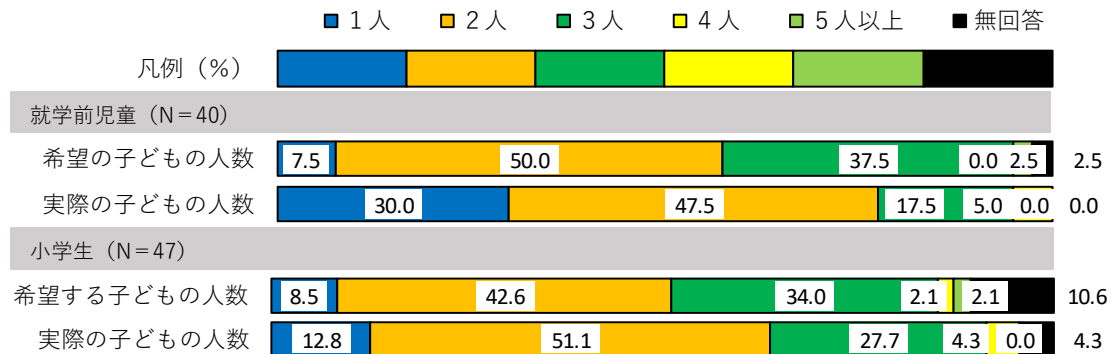
【事業・制度の認知・利用状況】(小学生(N=47))



(11) 希望する子どもの人数と実際の人数

希望する子どもの人数と実際の人数について、就学前児童全体では希望する人数の割合が高い順に、『2人』(50.0%)、『3人』(37.5%)、『1人』(7.5%)、『5人以上』(2.5%)、『4人』(0.0%)となっていますが、実際の人数は、『2人』(47.5%)、『1人』(30.0%)、『3人』(17.5%)、『4人』(5.0%)、『5人』(0.0%)となっています

【希望する子どもの人数と実際の子ども的人数】（就学前児童（N=40））

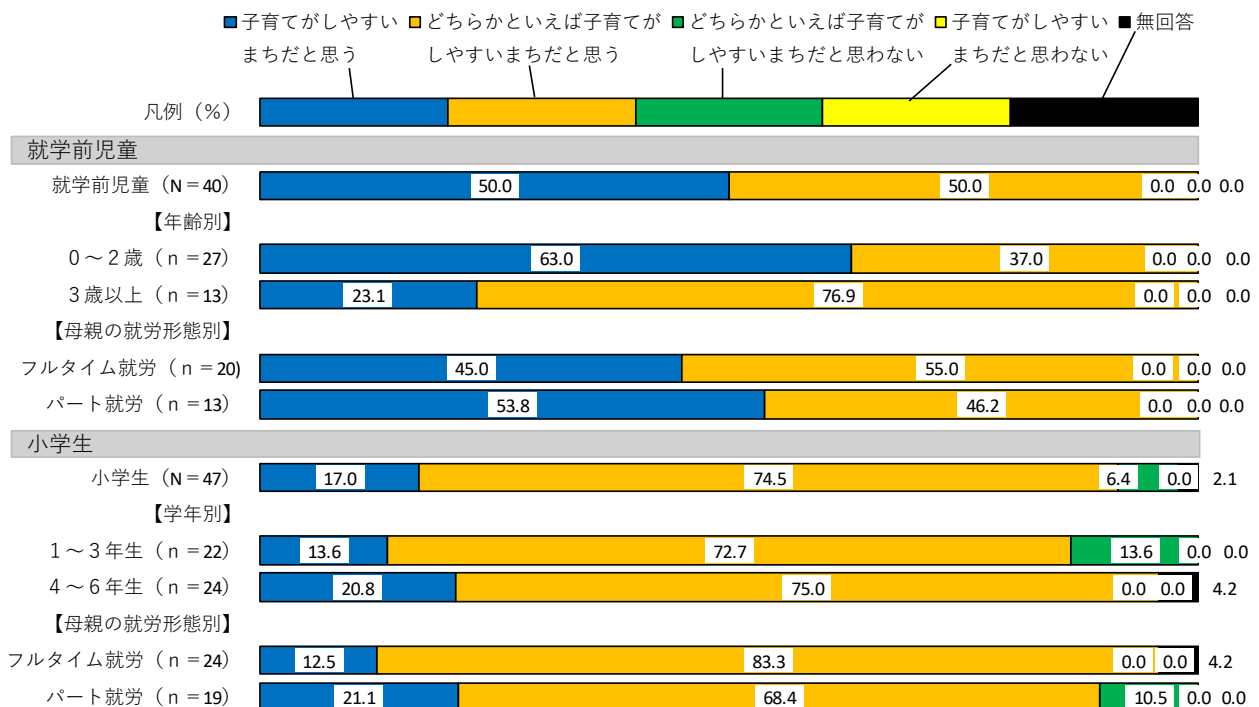


(12) 阿武町の子育てのしやすさ

子育てしやすいまちだと思うかについて、就学前児童全体では『思う』（「子育てがしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てがしやすいまちだと思う」の合計）と回答した割合は 100.0%、『思わない』（「どちらかといえば子育てがしやすいまちだと思わない」と「子育てがしやすいまちだと思わない」の合計）が 0.0%となっています。

小学生全体では『思う』と回答した割合は 91.5%、『思わない』が 6.4%となっています。

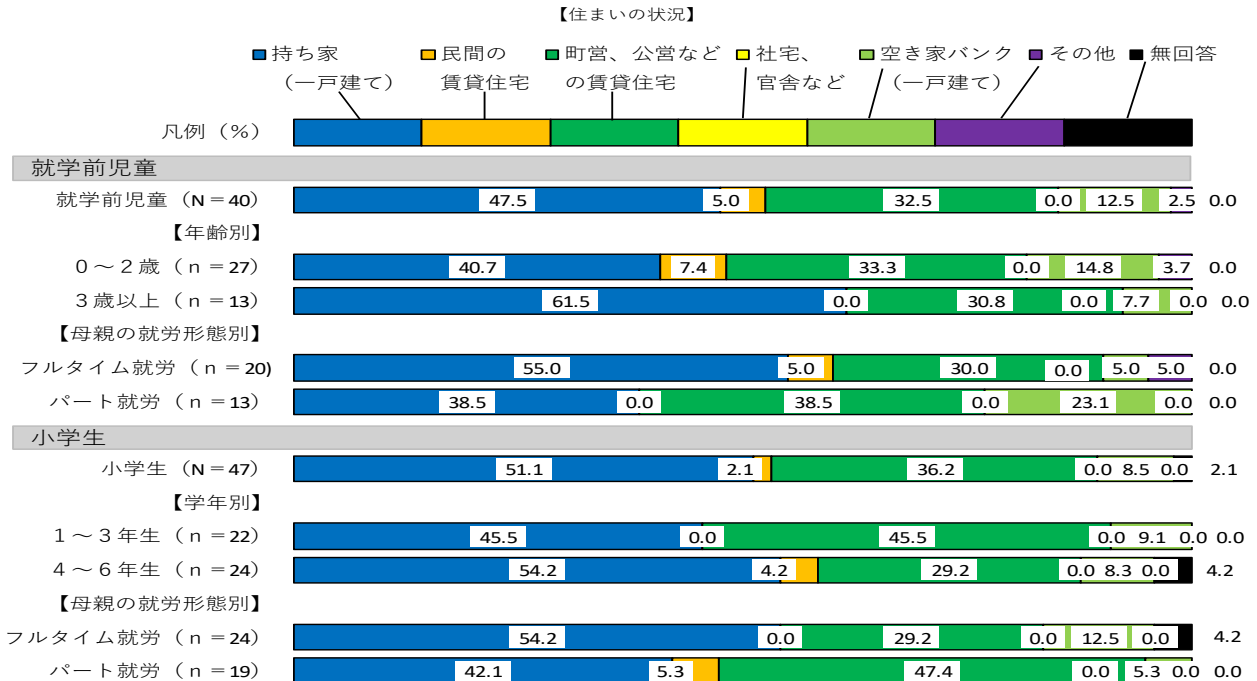
【阿武町は子育てしやすいまちだと思うか】



(13) 住まいの状況

住まいの状況について、就学前児童全体では『持ち家（一戸建て）』と回答した割合が47.5%と最も高く、次いで『町営、公営などの賃貸住宅』（32.5%）、となっています。

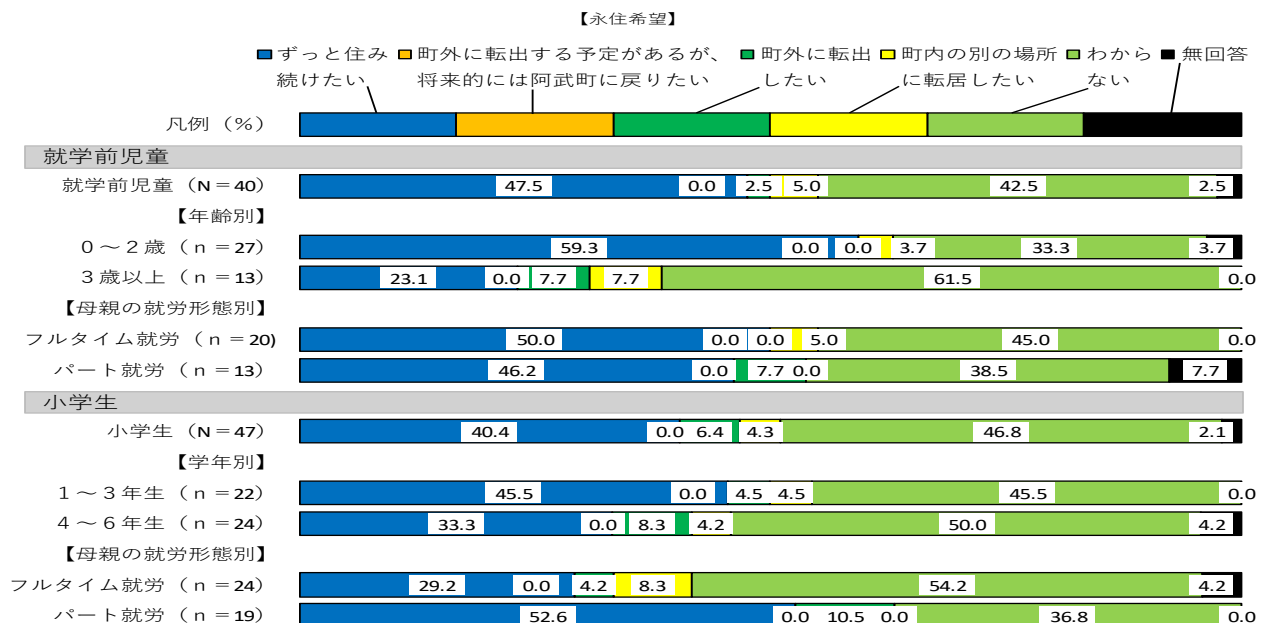
小学生全体では『持ち家（一戸建て）』と回答した割合が51.1%と最も高く、次いで『町営、公営などの賃貸住宅』（36.2%）となっています。



(14) 永住意向

住み続けることについて、就学前児童全体では『ずっと住みたい』と回答した割合が47.5%と最も高く、次いで『町内の別の場所に転居したい』（5.0%）となっています。

小学生全体では『ずっと住みたい』と回答した割合が40.4%と最も高く、次いで『町外に転居したい』（46.8%）となっています。

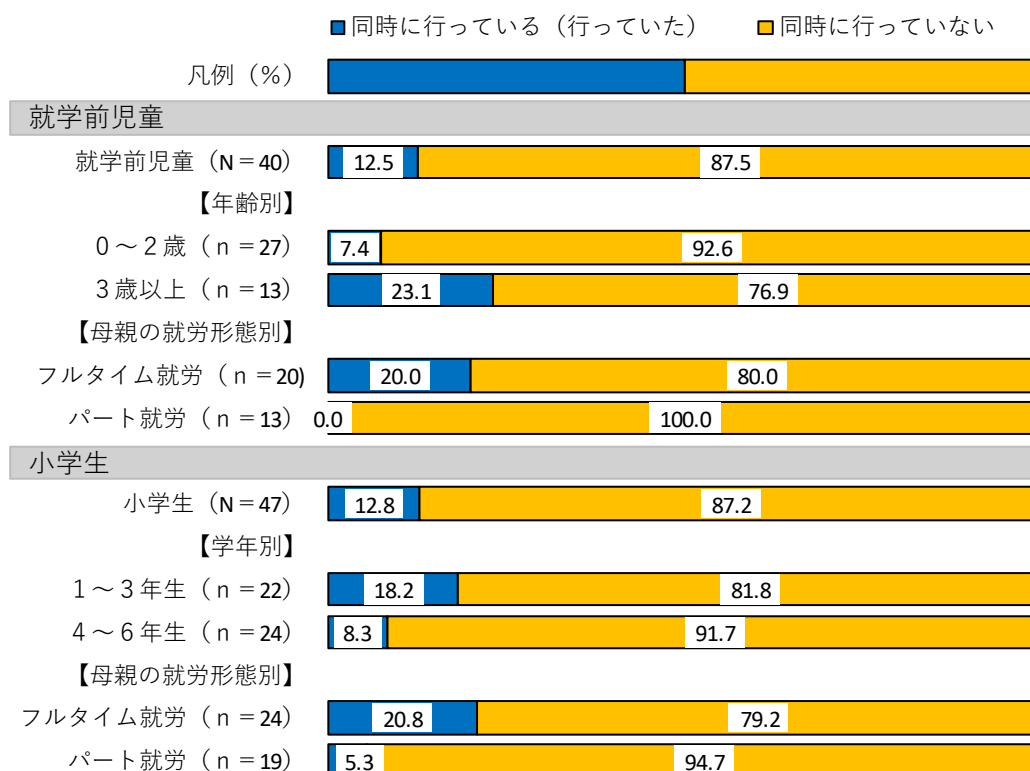


(15) ダブルケアの状況

ダブルケアについて、就学前児童全体では『同時に行っている（行っていた）』と回答した割合が12.5%、『同時に行っていない』が87.5%となっています。

小学生全体では『同時に行っている（行っていた）』と回答した割合が12.8%、『同時に行っていない』が87.2%となっています。

【介護と子育てのダブルケアの状況】



(16) ダブルケアを行っている人

子育てと介護を同時に行っている人について、就学前児童では『お子さんの母親』が4人、『その他』が1人となっています。

小学生では『お子さんの母親』が3人、『お子さんの父親』が2人、『その他』が1人となっています。

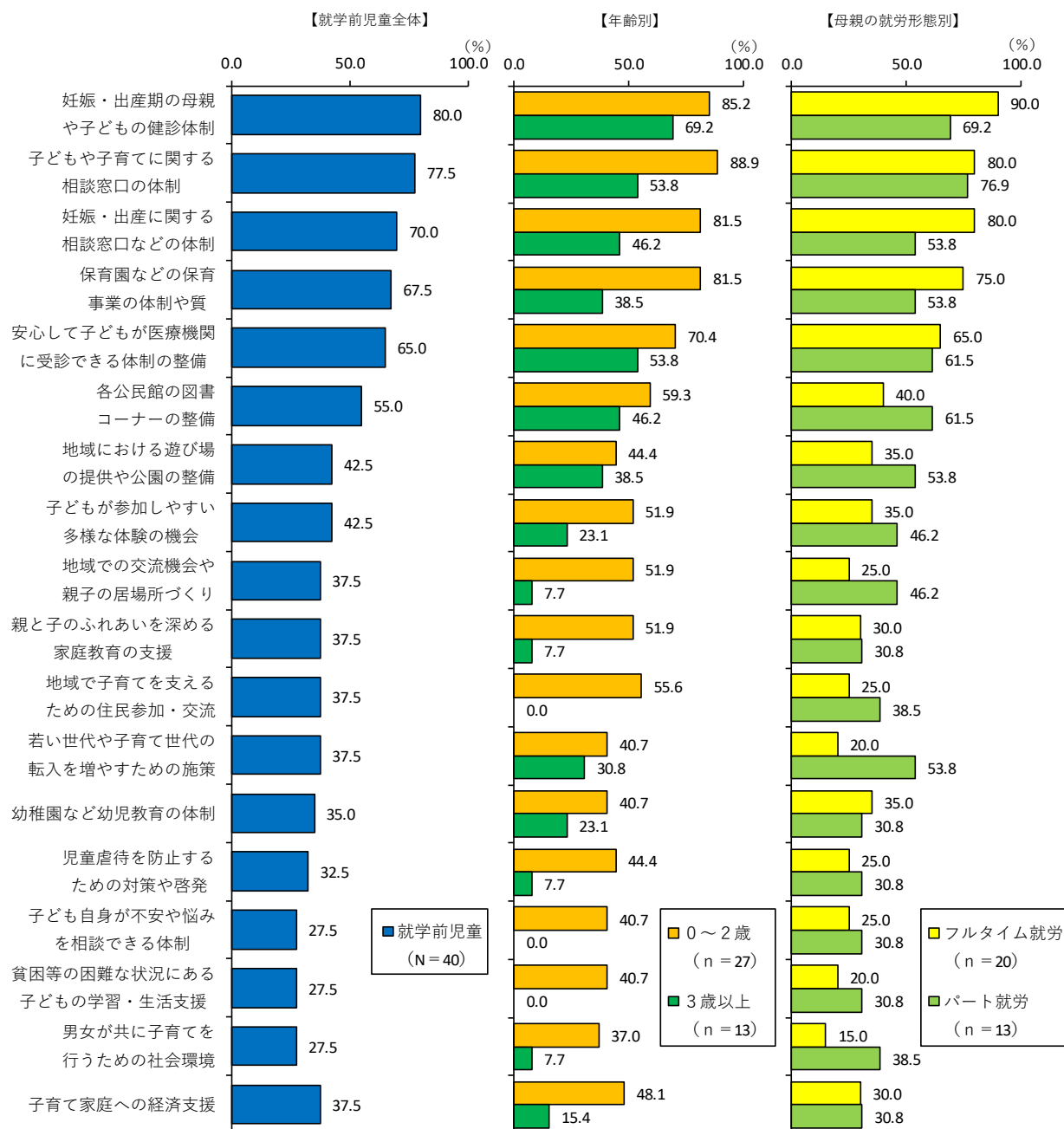
【主に子育てと介護を同時に行っている（行っていた）人】

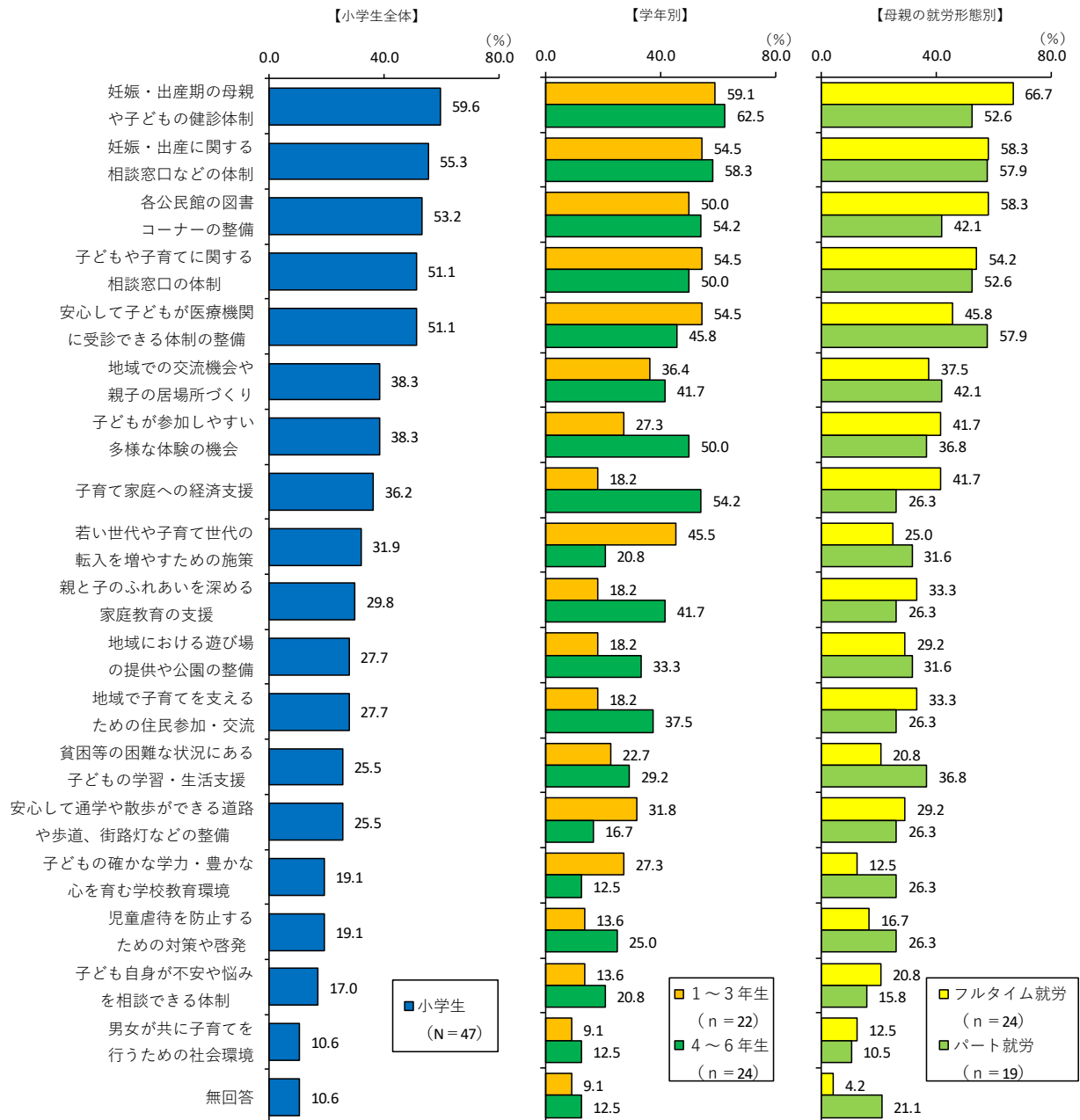
(単位:人)

			お子さんの母親	お子さんの父親	その他の方
就学前児童	全体(n=5)		4	0	1
	年齢別	0～2歳(n=2)	1	0	1
		3歳以上(n=3)	3	0	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=4)	3	0	1
		パート就労(n=0)	0	0	0
小学生	全体(n=6)		3	2	1
	学年別	1～3年生(n=4)	1	2	1
		4～6年生(n=2)	2	0	0
	母親の就労形態別	フルタイム就労(n=5)	3	1	1
		パート就労(n=1)	0	1	0

(17) 子育てに関する取り組みに対する満足度と重要度

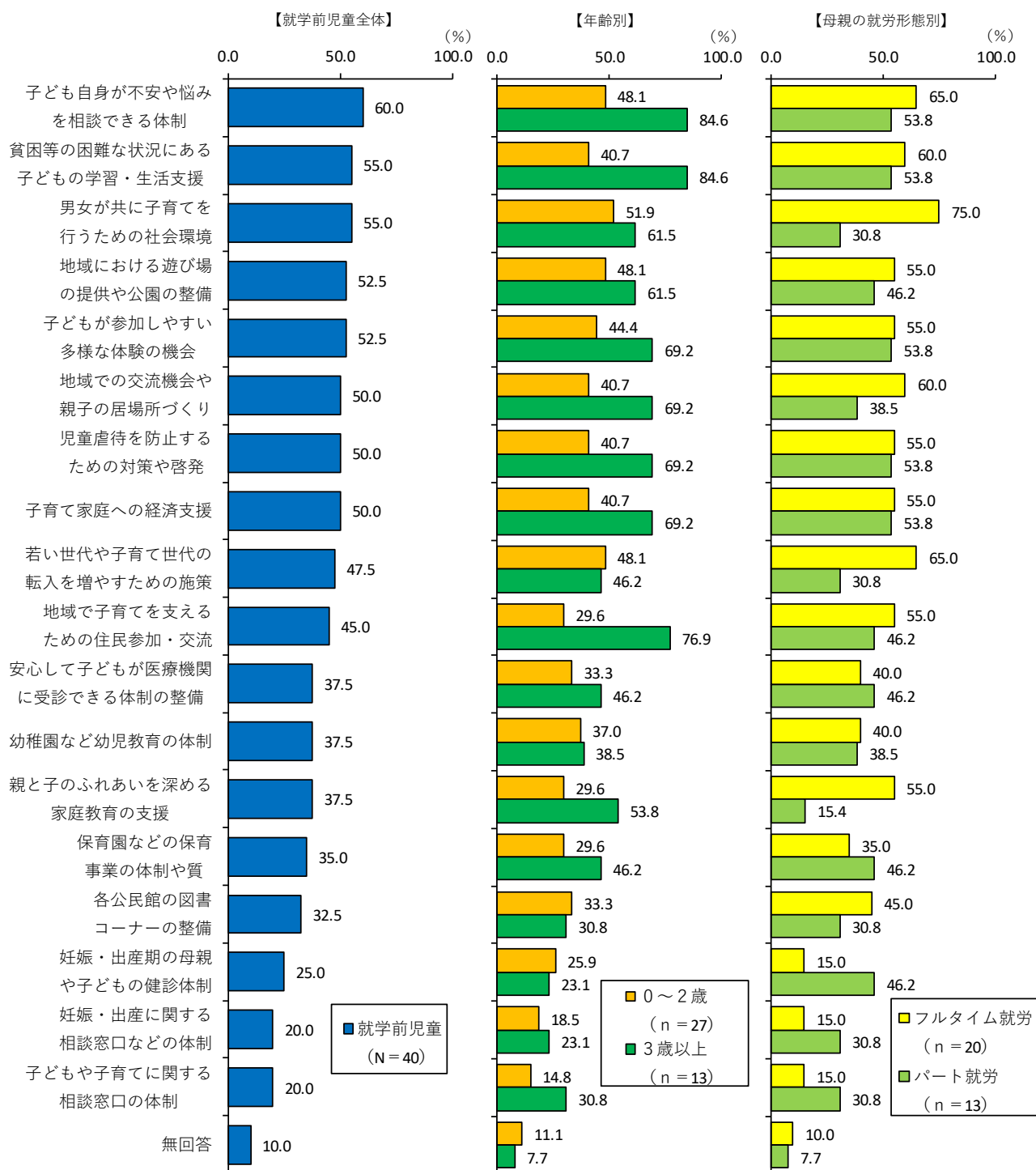
満足度に関して、就学前児童全体では、『妊娠・出産期の母親や子どもの健診体制』と回答した割合が80.0%と最も高く、次いで『子どもや子育てに関する相談窓口の体制』(77.5%)、となっています。小学生全体では、『妊娠・出産期の母親や子どもの健診体制』と回答した割合が59.6%と最も高く、次いで『妊娠・出産に関する相談窓口などの体制』(55.3%)となっています。

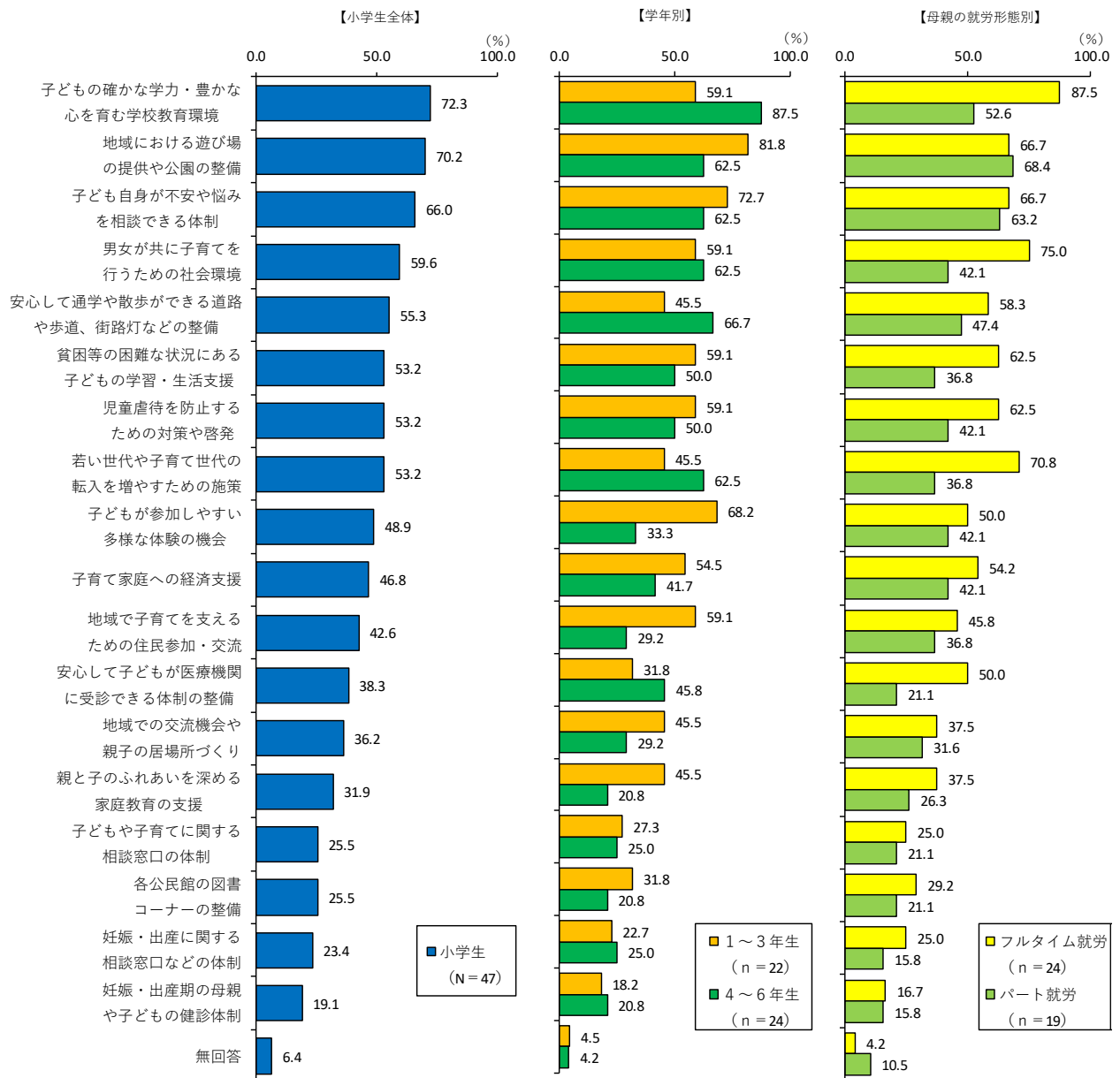




今後、重要と思う取り組みに関して、就学前児童全体では、『子ども自身が不安や悩みを相談できる体制』と回答した割合が60.0%と最も高く、次いで『貧困等の困難な状況にある子どもの学習・生活支援』及び『男女が共に子育てを行うための社会環境』（いずれも55.0%）となっています。

小学生全体では、『子どもの確かな学力・豊かな心を育む学校教育環境』と回答した割合が72.3%と最も高く、次いで『地域における遊び場の提供や公園の整備』（70.2%）、『子ども自身が不安や悩みを相談できる体制』（66.0%）となっています。





(18) 町への要望や意見等

[経済的な支援]

- ・町外からの転入者ばかりに税金が使われているので、長年町内に住んでいる人にも還元してほしい。

[保育園について]

- ・分園が休園となったため、奈古・福賀間の距離・時間の負担が大きく、使いづらいことが多い。
- ・給食とおやつをの質をもっと向上、改善してほしい。主菜は肉に偏ってバランスが良くなかったり、おやつは砂糖を使った甘い物や、市販の添加物の入ったものがほとんどでがっかりしている。
- ・保育園の坂道は小さな子どもを連れて上がるのは大変。

[学校について]

- ・サポートルームにいる先生は、小学校に通っている保護者でない方が良い。知っている保護者だと、自分の子が不登校になって利用したいと思っても利用しにくい。
- ・暑い時期での小・中学校運動会の開催だと熱中症が心配。
- ・学校への不満や要望を直接、学校に親が伝えずに聞いてくれる機関が欲しい。

[子育て環境や情報について]

- ・室内の遊び場がなく、雨の日や酷暑、寒さ等で近年外で遊べる場が少なくなっている。小さくてもいいので、室内で遊べる環境が欲しい。
- ・公民館の図書ルームの土日常時オープンをしてほしい。
- ・支援ばかりが充実しすぎると自立できなくなるので、地域で交流体験しながら生活できる環境がほしい。
- ・道の駅の公園が、子どもの遊ぶ場所にしてはトイレ・自販機も真反対側にあって利用者のことを考えていない。
- ・町営住宅の間取りが悪い。子育てにあった間取り、使い勝手がいいように考える必要があると思う。

[その他]

- ・住むには家を建てるか、町営住宅か空き家バンクをリフォームするしかないので、賃貸アパート等定額で借りられる住宅があれば若い世代の移住も増えるのではないか。
- ・道の駅の公園の滑り台は静電気がかなりくるので改善してほしい。
- ・相談に行っても解決の方法は教えてもらえるが、最終的には解決せず自分たちですることが多い。最後まで解決に対して向き合ってほしい。
- ・町民運動会や綱引き大会がなくなり、地域の方々といっしょに参加できる行事がなくなったことが少し寂しく感じる。
- ・道の駅に屋内の飲食スペースやキッズスペースを作してほしい。

第3章 子ども・子育て支援法に基づく事業実績と実施状況について

1 地域子ども・子育て支援事業の実績について

子ども・子育て支援法第61条第2項第2号に基づき、計画内に本町が地域の実情に応じて実施する事業を定めています。各事業の実施及び計画について報告します。

		令和2年度計画	令和2年度実績	令和3年度計画	令和3年度実績
(1) 利用者支援事業		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
(2) 地域子育て支援拠点事業 (年間利用者数)		300人/1カ所	298人/1カ所	300人/1カ所	346人/1カ所
(3) 妊産婦健康診査 (年間延利用者数)		140人	48人	140人	131人
(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業		10人	5人	10人	10人
(5) 養育支援訪問事業		3人	1人	3人	1人
(6) 一時預かり事業 (年間延利用者数)		99人	22人	110人	17人
(7) 延長保育事業		16人	11人	16人	8人
(8) 病児保育事業		7人	7人	7人	26人
(9) 放課後児童健全育成事業	低学年	27人	34人	38人	41人
	高学年	8人	14人	9人	8人

	令和4年度計画	令和4年度実績	令和5年度計画	令和5年度実績	令和6年度計画	令和6年度実績
(1)	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
(2)	300人/1カ所	160人/1カ所	300人/1カ所	531人/1カ所	300人/1カ所	517人/1カ所
(3)	140人	146人	140人	153人	140人	97人
(4)	10人	12人	10人	14人	10人	10人
(5)	3人	1人	3人	1人	3人	3人
(6)	110人	15人	110人	33人	110人	33人
(7)	14人	5人	14人	17人	14人	54人
(8)	7人	3人	7人	18人	7人	26人
(9)	16人	39人	33人	32人	12人	27人
	11人	9人	10人	10人	8人	10人

2 基本施策の実施状況・評価

(1) 結婚の希望を叶えるための支援

①結婚に向けた支援策の充実

【町の取り組み】

婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、経済的負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的として住宅取得、賃貸費用、引越費用、住宅リフォーム費用を補助する「新婚生活支援補助金」を実施した。

【結果・評価】

計画期間中 4 件の申請があった。利用者のアンケートからも結婚による新しい生活を迎える費用の不安軽減に大きく寄与していることが伺えることから、子育て支援に有効な制度であると考えられる。

②ライフデザイン構築のための支援

【町の取り組み】

高校生は年 3 回、中学生は年 2 回、みどり保育園で保育実習を行い、乳幼児とのふれあい体験の時間を設けていた。また「保育基礎」を専攻している高校生は、夏休み等を利用してボランティアで保育の補助を体験した。

小・中・高校生による地域貢献ボランティア活動「For the Town」を実施し、地域と学生が密接に関わり支え合う活動を通して、将来なりたい自分の姿のイメージづくりを行った。また、小学校では地元で働く人を講師とする「職業講話」、中学校では、全校生徒による地域に出向いての奉仕活動や、2 年生で職場体験学習として 2 日間実際の職場で勤労体験を行った。

【結果・評価】

少子化やライフスタイルの多様化が進む中、乳幼児とのふれあい体験はライフデザインを形成する貴重な機会となっている。保育士不足をはじめ地元への就職希望者が少ない中で、将来の職業選択について考える場にもしていきたい。

「For the Town」では、「福賀鯉のぼり立て」、「プール清掃」、「スイムラン大会補助員」、「盆踊り大会会場設営」、「歳末助け合い街頭募金」など、22 件の依頼に対し、延べ 112 人の小中高生が参加した。

③若者の安定した雇用に向けた支援

【町の取り組み】

町に住所を有し、定住意思のある方が町内または通勤可能な町外の事業所に新卒就業された場合に町内就業 10 万円、町外就業 5 万円を交付する就業支度金制度や、町内事業所に正規雇用された従業員が町外から町内へ住所を移した場合に、事業所に一人当たり 20 万円を交付する阿武町事業者版定住奨励金を実施した。

【結果・評価】

就業支度金の計画期間内の申請件数は 8 件。雇用の数、種類に課題がある当町におい

て、転出防止の効果と、将来子育てをする際に地元の安心感を得られることから、有効な制度であると考えられる。

事業者版定住奨励金は令和4年度より施行し、現在まで2件計5名の町内への転入者を増やすことに繋がった。人口減少対策と、通勤時間の短縮により、子育ての時間を増やすことにも繋がる有効な制度であると考えられる。

(2) 妊娠・出産の希望を支えるための支援

①妊娠期からの切れ目ない支援

【町の取り組み】

令和4年4月より福祉バス助成制度の対象に妊産婦を追加。子育て世代包括支援センター「おひさま」を中心に子育てにおける窓口を一本化し、令和4年度からは妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じる伴走型相談支援事業を開始した。また、産前産後サポート事業、産後ケア事業、ブックスタート事業、母子モによる情報配信を実施した。

子育て支援センター（ほっとハウスみどり）の活動として、子育てサークル（ひよこクラブ）月4回の活動を実施し、親子ふれあい遊びや子育て・発達相談、園庭開放や保育園行事へ招待するなど交流の場を提供した。また、みどりママの会の活動支援を行った。

【結果・評価】

子育て世代包括支援センター「おひさま」については、就学前児童においては70%が満足と回答しているが、「知らない」と回答している人が7.5%いることから子育てにおける総合的な相談窓口としての役割も含め周知が必要。また、産前産後サポート事業や産後ケア事業の専門職による支援体制はできた。今後は、事業の周知方法として、ホームページや子育てガイドブックの更新を随時、行っていくことが必要である。支援が必要な家庭については、必要な支援が適切な時期に受けることができるように利用しやすいしくみや事業内容の検討が必要である。

子育て支援センターは、保護者が交流できる場となり、参加している保護者のリフレッシュや交流の場につながっているが、0歳から入園する子が増え、交流できる人が限られている。参加されない親子へのアプローチ方法を考えていく必要がある。

②健康な体づくり・母子保健対策の充実

【町の取り組み】

子育て世代包括支援センター「おひさま」にて母子健康手帳の交付や面談を全員に実施。妊婦健康診査や産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、5歳児発達相談会、子育て教室（遊びの教室）を実施した。

5歳児から中学3年生まで、「フッ化物洗口」に取り組んでいる。

【結果・評価】

健診や子育て教室、子育て相談会を通して専門職に対して発育や発達について相談で

きる場はあるが、多くの保護者が悩んでいる「育児の方法に関すること」や「発達や育児に関すること」「食事や栄養に関すること」について内容の充実や相談しやすい体制づくりが必要。また、保護者の生活習慣が子どもの生活習慣や健康に大きく影響することから健診や教室、訪問等の機会を通して健康な体作りのための健康教育が必要である。

分娩施設や周産期医療機関まで移動時間は長く、必要時には 60 分以上かけて受診しなければならない、心身の負担も大きくなることから経済的な支援の必要性がある。

「フッ化物洗口」を中心とする「歯の健康」に対する継続した取り組みは、阿武町教育の特色の一つとなっており、令和 6 年度は阿武小学校が、県の「歯の健康優良校 県教育長賞」を受賞するなど大きな成果が見られる。

③不妊に悩む人への支援

【町の取り組み】

相談支援として不妊治療や不妊に関する相談や医学的・専門的な相談場所の紹介、不妊治療費助成に関する普及啓発を実施。また、不妊治療費助成事業として不妊治療を受けている方に治療費の一部助成を実施した。

【結果・評価】

不妊治療を受けることができる医療機関が近隣にはなく、高度な医療を受けるためには遠方の医療機関を受診する必要がある。費用助成は、県独自の制度もあるが、治療によっては、高額になることもある。また、アンケートの結果から事業を「知らない」と回答した方もおり、今後も継続的に負担軽減となるよう経済的支援と併せて相談窓口の周知や相談しやすい体制づくりが必要。

(3) 安心して子育てできる環境づくり

①子育て家庭の負担軽減

【町の取り組み】

子育て世代への経済支援として、児童手当の支給やひとり親以外の低所得の子育て世帯の給付金の支給を実施。また 18 歳までの子どもの医療費や保育料の無償化、令和 5 年度より給食費の無償化、済的理由で就学が困難と認められる家庭に就学支援や下宿等の費用の補助を実施した。

令和 2 年度より、生後 1 年までの間、毎月おむつ等を配布する事業を開始し、月 1 回専門職による訪問や面談と併せて実施し、令和 4 年度から一体的な相談支援と併せて、妊娠届出時と新生児訪問時の面談後に給付金（5 万円）の支給を開始した。

町営住宅の入居に際しては、多子世帯やひとり親世帯に対する優先入居を行った。

【結果・評価】

児童手当を公務員を除く対象世帯に 4 月に 1 回支給。令和 6 年 10 月からは児童手当法改正に伴い、所得制限撤廃、対象児童の拡大等が行われ、対象と思われる世帯への周知・申請受付を実施し、給付金についても対象と思われる方への速やかな支給を実施した。

こども医療費助成制度や給食費を無償化したことで、子育て家庭の負担が軽減しており、近年、医療費助成の対象を高校生まで拡大する自治体が増えていることを鑑みると、阿武町は子育て家庭からの高いニーズにいち早く応えたと評価できる。

「就学援助金」受給は8件。「特別支援教育就学奨励費」受給は4件。

②幼児教育・保育の充実

【町の取り組み】

子育て支援センター「ほっとハウスみどり」で行う子育てサークル「ひよこクラブ」や子育て教室「あそびの教室」を実施し、親子のふれあい遊びや年齢に応じた遊びの紹介、体験を実施した。

【結果・評価】

核家族化により、子どもの発育や発達を学べる機会が減少している。今後も教室を通じて親子でふれあいができる場を作り、ふれあいや遊びを通して子どもの成長を促すことを学べ、相談しやすい場を作っていく必要がある。また、必要に応じた家庭支援も必要がある。

③多様なニーズに応じた子育て支援

【町の取り組み】

病児保育、放課後児童クラブや障害児対策の充実・療育支援事業を実施し、令和5年度からは発達支援業務を担う保育士を雇用し、さらなる支援を実施した。療育支援では、発達上、継続的な見守りや支援が必要な幼児に対して、医療機関や療育機関につなぐとともに関係機関と連携を取り、親子の支援を実施した。また、発達支援教室の開催や教育相談等の各種専門相談の機会を設け身近な場所で相談や支援を実施した。

【結果・評価】

山口県広域利用で病児保育を実施。療育を必要とする子どもが増加しているが、療育機関は少なく専門的な療育が受けられない現状がある。今後も身近な場(保育園内または母子健康センター)で支援を継続し、日々の保育の中で発達支援につながるような環境づくりや保育の質の向上が求められる。

④子どもの環境づくり

【町の取り組み】

県1／2補助の「乳幼児医療費助成制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」に加え、町単独の「こども医療費助成制度」を実施し、高校生までの医療費の無償化を実施した。

食育の推進としては、「食べたものが自分のからだをつくる」という食の基本を大切に、学校や公民館、食生活改善推進協議会と連携して郷土料理体験教室やヘルスサポート事業など食体験を通して子どもの食の自立に向けた取り組みを実施した。

次代を担う世代の育成では、思春期保健対策として命の授業や乳幼児とのふれあい体験教室を開催した。また、食生活、運動、歯の健康を通じて生活習慣の振り返りと望ましい生活習慣の確立を図るため、出前講座や健康教室を開催した。

【結果・評価】

こども医療費助成制度は平成 29 年 10 月に対象者を高校 3 年生までに拡大。通院・入院時の窓口負担を所得割制限なしで無料化するのは県内初の取り組みで、阿武町は子育て世代を支える医療体制をいち早く確保したと言える。総助成額及び助成件数は令和 2 年度から 4 年度までは横這いだが、5 年度は増加。子育て世代の負担を軽減する重要な施策と評価する。

⑤教育環境の整備

【町の取り組み】

町内各校でそれぞれ年 3～5 回、学校運営協議会を開催し、家庭や地域と連携した学校運営を展開した。学校運営協議会には、毎回教育委員会の指導主事も参加をし、現状を把握するとともに必要に応じて指導助言を行った。

毎年、「阿武町『人権』を考える集い」を中心に、3 地区での人権学習講座、教職員人権教育研修会、「いじめ防止・根絶強化月間」に併せた児童生徒のポスター・標語コンクールなど、人権教育に関する取り組みを計画的に実施した。また、各学校では毎年「人権参観日」を開催し、学校の取り組みを公開するとともに、親子で人権について考える機会とした。

小中学校に学習支援員、図書支援員、校務支援員、ICT 支援員、サポートルーム支援員、事務職員を町独自で配置し、生活習慣や学習習慣の定着を図るよう努めた。また、異校種間連携を推進するための「保小連携教育」や、教員の授業力を高めるための「授業力向上研究」といった県の指定事業を積極的に受け、教員の資質向上に取り組んだ。

その他、特別支援教育の推進、家庭教育支援体制の充実、地域における多様な教育、キャリア教育の推進、いじめ、不登校等への対応を行った。

【結果・評価】

各学校ともコミュニティ・スクールによる学校運営が順調に行われており、各学校の実態に合った地域連携教育のスタイルが確立されている。今後は、小中一貫教育校として学校運営協議会を統合していくことが課題と捉えている。

「阿武町『人権』を考える集い」には 142 名が参加。中学生が全員参加したり、学習講座「オープンカレッジ」や「PTA 研修」とタイアップしたりしながら、子どもから大人まで幅広い世代が一緒に人権について学ぶ機会となっている。人権学習講座には、3 地区合計で 73 人が参加。現在は毎年 3 地区で開催しているが、人口減少が進む中、参加者を増やすための工夫が必要と感じている。

マンパワー不足の中、町独自による支援員の配置は、教育環境の充実に大きな効果をあげている。特に ICT 支援員の配置は、GIGA スクールの推進や教員の働き方改革を進める上で欠かせない存在として学校から大変喜ばれている。

(4) 仕事と家庭生活との両立

①仕事と子育ての両立に向けた支援

【町の取り組み】

令和５年度より、はぎファミリー・サポート・センターが利用できるようになり、令和６年度からは利用料の半額補助の制度を開始。また、令和６年度より一時保育の無償化を実施し、保育サービスを充実させた。

【結果・評価】

一時保育の無償化を行ったことにより、仕事等の理由で保育が必要な家庭のきめ細かい支援を行うことができた。はぎファミリー・サポート・センターは援助会員が少なく、利用者からも利用しにくいとの声もあるため、会員募集や制度整備等改善が必要。

②男性の家事・育児参画の推進

【町の取り組み】

男性の意識改革として、母子健康手帳交付時にお父さんの育児手帳の交付や小中学生を対象に乳幼児とのふれあい体験教室を開催した。また、県知事と県内市町による「やまぐち“とも×いく”共同アピール」を実施。

【結果・評価】

乳幼児とのふれあい体験はもちろん、社会科、家庭科、道徳科等の授業において「男女平等」、「男女共同参画社会」等について学習する機会は多く、男性の家事・育児参画に対する理解促進は進んでいる。

(5) 子どもと子育てにやさしい社会づくり

①地域・企業・団体の連携による支援

【町の取り組み】

子ども支援会議を通じて支援が必要な保護者や児童に対して社会福祉協議会による経済的支援や民生委員・児童委員の訪問による見守りを実施。また小中学校との交流や奈古分校の保育実習や居残りボランティアを実施。

民生委員や子育てボランティアによる子育て教室やひよこクラブでの活動支援を実施した。

【結果・評価】

活動支援を通して、子育て中の母親と地域のボランティアのつながりができた。

②多様な担い手による子育て支援

【町の取り組み】

家庭教育アドバイザー養成講座受講者中心による家庭教育支援チーム「おひさま」による「おひさまカフェ」を実施。また、夏休みに高校生ボランティアが児童に勉強を教える「夏休み特別教室」を実施。

【結果・評価】

保護者同士の交流や情報交換できる機会が減少している。対象者のニーズに合わせた教室の開催や情報提供の実施が必要。高校生だけでなく、大学生等も児童に勉強を教える取り組みを進めたい。

③子どもと子育てにやさしい風土づくり

【町の取り組み】

公園の整備や分譲宅地の販売を実施。また妊産婦も使用可能な福祉交通券を発行し、令和6年度よりコミュニティワゴンからデマンド型コミュニティ交通に移行した。令和5年度からは学校給食費の無償化を開始した。

「広報あぶ」に「やまぐち家庭教育支援強化月間」のお知らせを掲載したり、新入生仮入学の日に「家庭の日クリアファイル」を配布したりするなどして、啓発に努めた。また、山口県教育委員会からの通知を受け、阿武町でも令和6年10月から「家族でやま学の日」を導入。家族でふれあう時間を確保するよう促した。

【結果・評価】

啓発に努めているが、「家庭の日」や「トークの日」については、社会全体に意識の弱さを感じる。「家族でやま学の日」の利用については5件（3家庭）報告が上がっている。

④子どもの安全確保

【町の取り組み】

年2回交通立哨、年1回公園安全点検を実施。また、学校では避難訓練や交通安全指導、引き渡し訓練を実施し、「こども110番の家」のぼり旗を設置した。令和5年度には、みどり保育園では経年劣化に伴う改修工事を実施したほか、「山口県学校安全総合支援事業」の指定を受け、安全教育、防災教育に学校ぐるみで取り組んだ。

【結果・評価】

様々な取り組みにより、子どもや教員の防災意識は高まっている。ここ数年、大きな事件や事故は発生していない。

（6）困難を有する子どもへの支援

①児童虐待防止対策の推進

【町の取り組み】

ハイリスク者の把握として、母子健康手帳の交付時での面談や産婦健康診査時の産後うつ病チェックを実施。乳幼児健診でのアンケートや子育て相談を通じて虐待の有無の把握、支援の必要性を判断した。また、子ども支援会議の定期的な開催、必要に応じてケース会議を開催し関係機関と情報共有した。また、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間において周知を図った。

【結果・評価】

保育園・小中学校・教育委員会等の関係機関や児童相談所と連携を図り、リスクのある妊婦から中学生までの情報共有、支援の方向性を協議し、統一した支援を行うことが

できた。今後も、育児に不安や困難を抱えたり、孤立している保護者等の相談・支援体制の整備を行う。また、虐待等の発生予防、迅速な把握・対応ができるよう小学校・児童相談所など関係機関との連携を深め、こまめな情報の共有化を行う。

②子どもの貧困対策

【町の取り組み】

定期的に「子ども支援会議」を開催し、関係機関が連携して情報の共有、支援体制の確立に努めた。支援の必要がある家庭にはスクールソーシャルワーカーを派遣する体制をつくった。

「放課後子ども教室」の実施や、町民センターの「図書ルーム」を放課後小中学生の学習の場として開放している。

【結果・評価】

「放課後子ども教室」を、奈古地区では毎月1回、福賀地区では毎週1回開催した。毎回工夫を凝らした企画を用意し、子どもたちが喜んで参加をしている。また放課後「図書ルーム」を利用して勉強する小中学生の姿が多くなっている。

③ひとり親家庭への支援

【町の取り組み】

児童扶養手当や子育て世帯生活支援特別給付金（県）の支給を行った。また、定期乗車券購入割引制度やひとり親家庭支援奨学金制度（県母子寡婦福祉連合会）の周知・受付を実施した。

【結果・評価】

対象世帯へは広報や現況届時等に合わせ周知を図り、サービスの提供や支給を行うことができた。対象に限られる場合は直接郵送することで申請漏れがないよう努め、希望する方からの申請を受け付けることができた。



第4章 課題のまとめ（現状に対する今後の方針）

1 結婚の希望を叶えるための支援について

町では男女ともに30歳代の未婚率が高い現状にあります。結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用に向けた支援を充実し、社会全体で応援する取り組みを推進します。また、中学生や高校生等にも結婚や子育て等をイメージする機会や職場体験等、ライフデザイン構築のための支援や魅力ある雇用の場づくりを行います。

2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援について

町では、ここ数年は出生数が増加しているものの少子化が進行しています。妊娠・出産の希望を叶えるための不妊治療の支援の充実を図るとともに、妊産婦、乳幼児の健康な体づくりや母子保健対策の充実、子育て世代包括支援センター「おひさま」、こども家庭センター（令和8年度開設予定）を中心に、関係機関と連携し妊娠期から産後、子育て期までの切れ目ない支援体制を構築します。

3 安心して子育てできる環境づくりについて

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりを推進します。

特に乳幼児期、学童期における食生活、運動、歯、口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる健康づくり対策の充実に努めます。

また、子育て家庭の多様なニーズを踏まえて、質の高い保育、放課後児童クラブ等を利用できるよう地域や関係機関との連携、関係する人材の育成に努め、安心して子育てできる環境、子どもの居場所づくりを行います。

4 困難を有する子どもへの支援について

町内にも多くはありませんが困難を有し、支援を必要とする子どもがいます。児童虐待や子どもの貧困問題等、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの有望な将来が閉ざされることがないように、関係機関で連携をとり早期に発見し対応できるしくみづくりを行います。また、ひとり親家庭への支援等、子どもと家庭を支援する取り組みを行います。

5 働き方改革の推進について

町では、就業したり、就業しながら子育てすることを希望する女性が多いため、女性が働きやすい職場づくりを支援することが求められます。また、子育て家庭には核家族が大半であり、多様な働き方の推進や育児休業、短時間勤務等の多様な制度の周知、利用促進を行うとともに、家事・育児参画の促進に向けた取り組みを重点的に推進します。

6 子どもと子育てにやさしい社会づくりについて

子どもや家庭にかかわる機関や各種団体等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を図り、親子が共に楽しめる場づくりや地域子育て関係者によるネットワークの強化、地域の子育て支援の輪を広げます。

また、子育てに配慮した住宅の確保や安心して外出でき、安全に遊ぶことができる環境づくりを行います。

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域設定

子ども・子育て支援法第61条に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町では、これからも町全体で地域の子育てを行っていくことから、町全域を「一区域」と設定し、子育て支援施策を展開していきます。



2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第61条第2項第2号に基づき、教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるものとされています。

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受け、給付を受ける必要があります。

これまでの実績やアンケート調査の結果を踏まえて、認定区分ごとに、下記のとおり量の見込みと確保方策を定めます。

区分		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
①量の見込み	必要利用定員総数	0人	27人	10人	31人	0人	38人	10人	23人
②確保方策 (内訳)	特定教育・ 保育施設	0人	27人	10人	31人	0人	38人	10人	23人
		萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所	萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所
	地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
0人	43人	10人	20人	0人	41人	10人	20人	0人	23人	10人	20人
0人	43人	10人	20人	0人	41人	10人	20人	0人	23人	10人	20人
萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所	萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所	萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【認定区分】（子ども・子育て支援法第19条第1項）

- ・1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの
- ・2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ・3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第61条第2項第2号に基づき、本町が地域の実情に応じ、本計画に従って実施する「地域子育て・支援事業」について、これまでの実績やアンケート調査の結果を踏まえて、下記のとおり量の見込みと確保方を定めます。

(1) 利用者支援事業

令和7年までは、子育て世代包括支援センターを総合相談窓口とし、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っていきます。令和8年度からは、こども家庭センターで子育て世代包括支援センターおよびこども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援、全ての子ども家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。

利用者支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（カ所）	1	1	1	1	1
②確保方策（カ所）	1	1	1	1	1
確保方策について	令和7年度までは子育て世代包括支援センターでの事業実施、令和8年度からはこども家庭センターを設置し、引き続き関係機関と連携しながら、利用者ニーズにあった支援を行います。				

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町ではみどり保育園に「子育て支援センターほっとハウスみどり」を併設しています。

地域子育て支援拠点事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（カ所）	1	1	1	1	1
②確保方策（カ所）	1	1	1	1	1
確保方策について	現状の1カ所に対応可能であるが、子育て支援員の研修への参加等により質の向上に努めます。				

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	対象者人数（人）	10	10	10	10	10
	健診回数（回）	14	14	14	14	14
	実施数（延回数）	140	140	140	140	140
②確保方策（延回数）		140	140	140	140	140
確保方策について		現在、実施している妊婦健康診査事業で対象者全員に対し対応が可能。引き続き対象となる妊婦全員に対し事業を実施し、必要量を確保します。				

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳幼児全戸訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	10	10	10	10	10
②確保方策（実人数）	10	10	10	10	10
確保方策について	現在、実施している乳幼児家庭全戸訪問事業で、乳児のいる全ての家庭訪問を行います。引き続き事業を実施することで必要量を確保します。				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や軽減をはかる事業です。

養育支援訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延人数）	3	3	3	3	3
②確保方策（延人数）	3	3	3	3	3
確保方策について	乳幼児全戸家庭訪問事業と連携して、支援を必要とする人を把握し、養育支援が必要と認められる児童及び保護者を対象に、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業です。

子育て短期支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延人数）	14	14	14	14	14
②確保方策（延人数）	14	14	14	14	14
確保方策について	支援を必要とする人を把握し、委託支援が必要と認められる児童及び保護者を対象に登録・申請等の支援を行います。				

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。一時保育を行うことで、育児に対するリフレッシュにも役立っています。本町では、みどり保育園で現行同様に実施し、保育ニーズに柔軟に対応していきます。

一時預かり事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延人数）	30	30	30	30	30
②確保方策（延人数）	30	30	30	30	30
確保方策について	引き続き、みどり保育園で一時預かり事業を実施します。みどり保育園で実施している一時預かり事業により必要量を確保することで子育て家庭の保育ニーズに対応します。				

(7) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。本町では、保育所の開所時間を超える保育ニーズに対応するために、開所時間の延長を継続して実施していきます。

延長保育事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（実人数）	16	16	16	14	14
②確保方策（実人数）	16	16	16	14	14
確保方策について	引き続き、みどり保育園で延長保育事業を実施し、必要量を確保します。				

(8) 病児・病後保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本町では山口県全域での病児保育の利用が可能となり、様々な保育ニーズに対応していきます。

病児保育事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（延人数）	7	7	7	7	7
②確保方策（延人数）	7	7	7	7	7
確保方策について	令和元年度より開始した県内の広域利用により、引き続き県内での病児保育ニーズに対応できるよう取り組みます。				

(9) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本町では、阿武小学校区・福賀小学校区で実施し、さらなる活動内容の充実を図ります。

放課後児童健全育成事業		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	低学年（実人数）	35	31	29	27	38
	高学年（実人数）	8	8	8	13	8
②確保方策		43	39	37	40	46
確保方策について		放課後児童健全育成事業においては、引き続き放課後児童クラブとして「阿武児童クラブ」と「福賀児童クラブ」の2カ所で実施します。近年の利用意向の高まりや地域の状況を踏まえ、開所時間等の運営方法を検討し、細やかなニーズに対応できるよう取り組みます。				

(10) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

子育て世帯支援訪問事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（延人数）	30	30	30	30	30
②確保方策（延人数）	30	30	30	30	30
確保方策について	支援を必要とする人を把握し、訪問支援が必要と認められる児童及び保護者を対象に、家事・子育てに関する相談、指導、助言等の支援を行います。				

(12) 産後ケア事業

おおむね出産後 1 年以内の母子が、町が委託している医療機関等でゆっくりと休養しながら、産後の体調管理と育児サポート（授乳・沐浴・育児相談など）を受けることができる事業です。

産後ケア事業		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の 見込み	産婦数（人）	10	10	10	10	10
	利用産婦数（人）	3	3	3	3	3
	実施数（延日数）	6	6	6	6	6
②確保方策（延日数）		6	6	6	6	6
確保方策について		町が委託している医療機関で産後ケア事業を実施し、助産師等による心身のケアや育児サポートを行います。				

(13) 妊産婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

産後ケア事業		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の 見込み	妊娠届出数（回）	10	10	10	10	10
	面談回数（回）	21	21	21	21	21
	実施数（延回数）	210	210	210	210	210
②確保方策（延日数）		210	210	210	210	210
確保方策について		令和 7 年度までは子育て世代包括支援センター、令和 8 年度からはこども家庭センターにおいて、面談等による情報提供や相談等を行い、ニーズに応じて必要な支援を行います。				

第6章 計画の概要

1 計画の基本目標

若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができるよう、町全体で子どもと子育て家庭を支える町づくりを進め、「一人一人に寄り添う安心子育ての町」を推進します。

「一人一人に寄り添う安心子育ての町」

2 目指す姿と取り組みの方向

【目指す姿】

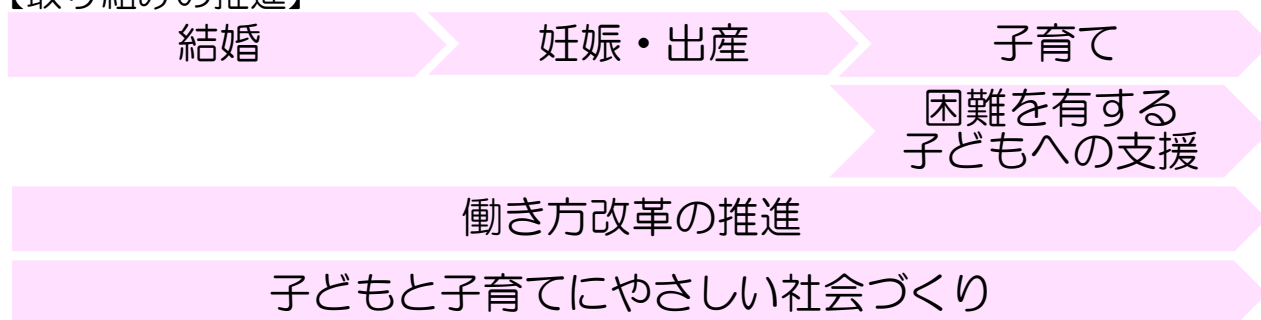
社会全体で子どもや子育て家庭を支える意識が町民に浸透し、安心して結婚・妊娠・出産、子育てできる環境の中で、若い世代が生き生きと子育て等に取り組み、子どもたちが健やかに成長します。

- I 結婚を希望する人が出会い、結婚できる
- II 子どもを希望する人が安心して、妊娠・出産できる
- III 子どもが健やかに成長できる
- IV 全ての子どもが明るい未来を切り開くことができる
- V 仕事と家庭を両立できる
- VI 子どもと子育て世帯をやさしく見守り、支える社会をつくる

【取り組みの方向】

ライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援により、誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境づくりを推進するとともに、働き方改革の推進や子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進、また児童虐待防止対策や子どもの貧困対策等の充実により、子どもと子育てに理解のある社会を実現します。

【取り組みの推進】



3 計画の体系

一人一人に寄り添う安心子育ての町

結婚の希望を叶えるための支援

- 1 結婚に向けた支援策の充実
- 2 ライフデザイン構築のための支援
- 3 若者の安定した雇用に向けた支援
- 4 魅力ある雇用の場づくり

妊娠・出産の希望を叶えるための支援

- 1 妊娠期からの切れ目ない支援
- 2 健康な体づくり・母子保健対策の充実
- 3 不妊症や不育症に悩む人への支援

安心して子育てできる環境づくり

- 1 子育て家庭の負担軽減
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 多様なニーズに応じた子育て支援
- 4 子どもの健康づくり
- 5 教育環境の整備
- 6 子どもの居場所づくり

困難を有する子どもへの支援

- 1 児童虐待防止の推進
- 2 社会的養護の推進
- 3 子どもの貧困対策
- 4 ひとり親への支援
- 5 ヤングケアラーへの支援

働き方改革の推進

- 1 仕事と子育ての両立に向けた支援
- 2 男性の家事・育児参画の促進

子どもと子育てにやさしい社会づくり

- 1 地域・企業・団体の連携による支援
- 2 子どもや子育てにやさしい休み方改革の推進
- 3 多様な担い手による子育て支援
- 4 子どもと子育てにやさしい風土づくり
- 5 子どもの安全確保

第7章 施策の具体的な展開

1 結婚の希望を叶えるための支援

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用に向けた支援を充実し、社会全体で応援する取り組みを推進します。

(1) 結婚に向けた支援策の充実

■具体的な施策

①多様な交流の場づくり（まちづくり推進課）

若者交流の創出や活動支援、各種関連セミナーやイベントの情報提供を行います。

②結婚新生活支援補助金（まちづくり推進課）

夫婦ともに39歳以下で世帯所得500万円未満の世帯が結婚された場合に引越費用や住宅賃貸費用を補助します。

③結婚祝金（まちづくり推進課）

定住意思のある方が結婚された際にお祝い金を支給します。

④住宅取得補助金（まちづくり推進課）

新婚や子育て世帯等が住宅を取得された際に、その取得費の一部を補助します。

⑤空き家リフォーム補助金（まちづくり推進課）

空き家バンク物件をリフォームされた際に、その経費の一部を補助します。

⑥家賃補助金（まちづくり推進課）

定住意思のある方が、賃貸住宅に入居された際、家賃の一部を補助します。

(2) ライフデザイン構築のための支援

■具体的な施策

①次世代の親の育成（健康福祉課・教育委員会）

乳幼児と中学生・高校生のふれあい事業を実施し、結婚や子育て等のライフデザイン形成を支援します。

②主体的な生き方を目指すキャリア教育の推進（教育委員会）

児童生徒がボランティア活動や職場体験等に参加し、地域の大人と交流することを通して、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。

(3) 若者の安定した雇用に向けた支援

■具体的な施策

①がんばる農林水産業就業・経営等支援事業（農林水産課）

新たに農業を始める方に就業準備金や農大就学補助等の経済的支援を行います。

また、新たに漁師になる方に就業準備金や家賃補助等の経済的支援を行います。

②起業化支援事業（まちづくり推進課）

新たに起業される方に経済的支援を行います。

③就業支度金（まちづくり推進課）

定住意思のある方が町内または通勤可能な町外の事業所に新卒就業された際に就業支度金を支給します。

（４）魅力ある雇用の場づくり

■具体的な施策

①企業誘致促進事業（まちづくり推進課）

工業団地の整備や積極的なセールス活動を展開し、魅力的な企業誘致に努めます。

②中小企業経営支援事業（まちづくり推進課）

企業の求人サポートや産学連携支援等企業の魅力づくりを支援します。

項目	現状（R5 年度）	実績見込値 （R11 年度）
多様な交流の場づくり	1 回	2 回
結婚新生活支援事業	0 件	2 件
結婚祝金	1 件	5 件
住宅取得補助金	4 件（新築 2、中古 2）	9 件（新築 4、中古 5）
空き家リフォーム補助金	7 件	9 件
家賃補助金	23 件	10 件
乳幼児ふれあい事業	21 人	10 人
For the Town プロジェクト （小中高生地域ボランティア）	65 人	50 人
中学生職場体験	20 人	15 人
起業化支援事業	1 件	2 件
就業支度金	1 件	6 件
企業誘致促進事業	4 件	10 件
中小企業経営支援事業	—	11 件

2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、乳幼児期からの子どもの健康づくりに向けた小児医療体制の確保、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育づくりを推進します。

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援

■具体的な施策

①産前産後サポート事業（健康福祉課）

妊娠、出産、育児に関して専門職が相談を受け、情報提供等を行い安心して出産子育てできるようサポートします。

②産後ケア事業（健康福祉課）

1歳までの母子を対象に医療機関や家庭で専門スタッフが産後の体調管理と育児サポートを行います。

③乳児おむつ等配布見守り事業（健康福祉課）

生後1歳6か月までの家庭に対し、月1回おむつ等の育児用品を支給するとともに面談を通して保護者の困りごとや不安が解消するよう支援を行います。

④母子健康手帳アプリ「母子モ」を活用した子育て情報の配信（健康福祉課）

「母子モ」を活用し、子育て情報や地域の教室等の案内を行います。

⑤母子保健推進員活動（健康福祉課）

母子保健推進員として、家庭訪問やサークル活動などの子育て支援活動を通して行政と住民のパイプ役の活動を行います。また、地域における母子保健の推進向上のため研修等を実施し、活躍する人材の資質向上を推進します。

(2) 健康な体づくり・母子保健対策の充実

■具体的な施策

①母子健康手帳の交付（健康福祉課）

子育て世代包括支援センター「おひさま」（令和8年度以降は、こども家庭センター）で専門職による面談を全員に行い母子健康手帳を交付します。

②妊産婦健康診査（健康福祉課）

妊娠中14回分、産後2回分の健康診査にかかる健診費用を助成します。

③歯科健康診査（健康福祉課）

妊娠期から乳幼児期の保護者と子どもを対象に健康診査と歯科指導を実施します。

④新生児聴覚検査（健康福祉課）

新生児に対して聴覚検査を実施し、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療を促します。

⑤乳児健康診査（健康福祉課）

1か月児・3か月児・7か月児を対象に医療機関で健康診査を実施します。

⑥幼児健康診査（健康福祉課）

1歳児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児・5歳児を対象に健康診査を実施

し、専門職による各種相談を行います。

⑦子育て相談会（健康福祉課）

公認心理師や保育士等、専門職による子育て相談の機会を提供し、育児や発達の悩みや不安の軽減に努めます。

⑧フッ化物洗口事業（健康福祉課・教育委員会）

町内保育所、小中学校と連携をとり、フッ化物洗口を行い、むし歯予防に取り組みます。

⑨予防接種事業（健康福祉課）

定期予防接種の勧奨、任意予防接種の費用助成を行い、感染症の発症と蔓延を予防します。

（3）不妊症や不育症に悩む人への支援

■具体的な施策

①不妊治療助成事業（健康福祉課）

不妊治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図ります。

項目	現状（R5 年度）	実績見込値 （R11 年度）
産前産後サポート事業利用	妊娠期：100% 新生児期：100%	妊娠期：100% 新生児期：100%
産後ケア事業実施機関	宿泊型 2 件 デイケア型 2 件	増加
「母子モ」登録者数	44 件	増加
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	100%	100%
1 歳 6 か月までの 麻疹・風疹ワクチン予防接種率	81.8%	100%
3 歳児におけるう歯のない人の割合	100%	100%
乳幼児健康診査の受診率：1 か月	100%	100%
乳児健康診査受診率：3 か月	100%	100%
乳児健康診査受診率：7 か月	100%	100%
幼児健診受診率：1 歳 6 か月	100%	100%
幼児健診受診率：3 歳	100%	100%
出生に対する低出生体重児の割合	0%	0%

3 安心して子育てできる環境づくり

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、乳幼児期からの子どもの健康づくりに向けた小児医療体制の確保、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育づくりを推進します。

(1) 子育て家庭の負担軽減

■具体的な施策

①福祉交通券助成制度（健康福祉課）

妊娠中から産後 1 年まで、町営バスやデマンド型交通等の運賃を助成するものです。日常生活の利便性の向上や、社会活動の範囲拡大を実現します。

②保育料無償化（健康福祉課）

保育料を完全無償化し、保育にかかる負担を軽減します。

③給食費無償化（教育委員会）

阿武町在住の小中学生を対象に、給食費を全額補助し、子育て世代の負担軽減を図ります。

④児童手当（健康福祉課）

高校生までを養育する家庭に、生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために支給します。

⑤ファミリー・サポート・センター利用補助（健康福祉課）

12 回/月を上限として、利用料の半額を助成します。

⑥乳幼児医療費助成制度・阿武町こども医療費助成制度（健康福祉課）

高校生までの医療費を助成し、安心して医療が受けられるようにします。

⑦出産祝金（まちづくり推進課）

定住意思のある方が、お子さんを出産された際にお祝い金を支給します。

⑧住宅取得補助金（まちづくり推進課）

新婚や子育て世帯等が住宅を取得された際に、その取得費の一部を補助します。

⑨空き家リフォーム補助金（まちづくり推進課）

空き家バンク物件をリフォームされた際に、その経費の一部を補助します。

⑩家賃補助金（まちづくり推進課）

定住意思のある方が、賃貸住宅に入居された際、家賃の一部を補助します。

⑪高校生修学支援補助金（まちづくり推進課）

高校生の通学のための町営バス無料化もしくは下宿代の一部を補助します。

⑫住宅への支援（土木建築課）

子育て世帯に配慮するため、町営住宅や空き家バンクの募集に際し、多子世帯や、ひとり親世帯に対する優先入居を行います。

⑬出産・子育てサポート事業（健康福祉課）

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じる「伴走型相談支援」と経済的な負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

(2) 幼児教育・保育の充実

■具体的な施策

①保育所等の受け入れ体制整備（健康福祉課）

計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育を実施するために必要な支援を行い、保護者が円滑に教育・保育施設等を利用できるよう広報等で周知を図ります。

②子育てサークル「ひよこクラブ」の実施（みどり保育園）

未就園児親子を対象に保育園内「ほっとハウスみどり」の開放をします。
保護者からの育児相談や入園に向けての保育園の情報提供を行います。

③一時預かり保育（健康福祉課）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かります。

④延長保育（健康福祉課）

保育施設の定時の預かり時間よりも、延長して保育を行います。

⑤病児保育（健康福祉課）

山口県内広域利用の実施により、病気等で集団保育が困難な場合、一時的に専用施設で保育できるようにします。

(3) 多様なニーズに応じた子育て支援

■具体的な施策

①病児保育（健康福祉課）

山口県内広域利用の実施により、病気等で集団保育が困難な場合、一時的に専用施設で保育できるようにします。

②放課後児童クラブ（健康福祉課）

日中不在により家庭内で保育ができない児童に対し、下校時間後において適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。また、放課後児童クラブの円滑な運営に向け、指導員や子育て支援員の確保と研修による資質向上を図ります。

③ファミリー・サポート・センター（健康福祉課）

「育児のお手伝いをしたい方」と「育児のお手伝いをしてほしい方」が地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織・有償ボランティア活動です。保育や子育て支援分野の充実を図るため、研修の機会を提供し、保育所やファミリーサポート等の支援者として活動してもらえる人材を確保します。

③障害児対策の充実（健康福祉課）

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児サービス等で切れ目ない一貫した支援で子どもの成長や自立を助け保護者の負担軽減などを行います。

医療的ケア児に関するコーディネーターによる相談体制を整えます。

④療育支援事業（健康福祉課・みどり保育園）

発達上、継続的なサポートや配慮が必要な幼児に対して、医療機関や療育機関と連携をとりながら親子の成長を支援します。また、保育園に発達支援保育士を配置し、園内で相談や支援が受けられる体制を整備します。併せて発達支援などを通じて児童の成長を支援するため、各種研修等を実施し、人材の確保や資質向上を推進します。

(4) 子どもの健康づくり

■具体的な施策

①歯と口の健康づくり事業（健康福祉課・みどり保育園）

保育所や学校と連携し、全身の健康に影響を及ぼす歯と口の健康に関する取り組みを推進します。

②思春期保健講座（健康福祉課）

乳幼児とのふれあい体験講座や、いのちの授業など保健と教育が連携して健康教育を促進します。また、心の問題に早期対応するため相談体制の充実強化を図ります。

③食育の推進（健康福祉課・教育委員会）

地元の食材について学び、子どもの食育体験を広げる取り組みを通して、食べものや食に関わる人々に感謝する心を育て、健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。

④保健対策の推進（健康福祉課・教育委員会）

子どもの心身の成長過程に応じた課題等について正しい情報を提供し、学校や地域における健康教育や性に関する指導の充実に努めます。

(5) 教育環境の整備

■具体的な施策

①学力向上のための教育環境の整備（教育委員会）

学校に学習支援員を配置し、児童生徒の状況に応じたきめ細やかな指導体制を充実させます。また、町営塾の開設や大学生による長期休業中の補充学習の実施に努めます。

②ＩＣＴ環境の整備（教育委員会）

１人１台端末の整備とＩＣＴ支援員に配置によって教育のＩＣＴ化を促進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、教育の質の向上を図ります。

③地域連携教育の充実（教育委員会）

コミュニティ・スクールや地域協育ネットでの学校・家庭・地域が連携・協働した取り組みの質を高め、地域学校協働活動の推進により、地域総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援します。

④特別支援教育の推進（教育委員会）

特別支援教育の視点や合理的配慮などについて研修を行い、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

⑤キャリア教育の推進（教育委員会）

キャリアパスポートを活用した系統的・計画的なキャリア教育を推進し、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした職場体験等の取り組みによって、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力を育成します。

⑥家庭教育支援体制の充実（教育委員会・健康福祉課）

家庭教育アドバイザー、地域の子育て経験者等で編成された家庭教育支援チームと教育委員会、健康福祉課が連携しながら、保護者等への学習機会の提供や地域における相談支援体制の充実を図ります。

⑦いじめ・不登校への対応（教育委員会）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった学校外の専門家と連携

しながら、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止につながる心の教育を推進します。また、学校での教育相談体制を整備するとともに、教育委員会でサポートルームを開設し、不登校支援の新たな受け皿としていきます。

⑧人権教育の実施（教育委員会）

多様な人権課題に多様な世代がアプローチし学ぶことができる機会をつくるとともに、地域の教育力の活用や体験的な活動の導入により人権感覚を育成し、豊かな人間性や社会性を育みます。

(6) 子どもの居場所づくり

■具体的な施策

①放課後児童クラブ（健康福祉課）

日中不在により家庭内で保育ができない児童に対し、下校時間後において適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

②放課後子ども教室（教育委員会）

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるように、放課後児童クラブとも連携しながら、学習や体験活動等の機会を提供します。

③地域貢献ボランティア活動（教育委員会）

小、中、高校生に地域ボランティア活動の機会を提供することで、子どもと地域とが密接に関わり、支え合える町づくりを推進します。

④地域クラブの創設（教育委員会）

学校部活動の地域移行に伴い、新たな地域クラブを整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保します。

項目	現状（R5 年度）	実績見込値 （R11 年度）
福祉交通券助成制度	2 件	5 件
保育料無償化	実施済	継続
児童手当	379 世帯	350 世帯
ファミリー・サポート・センター利用補助	—	5 件
給食費無償化	実施済	継続
乳幼児医療費助成制度	乳幼児医療：52 人 こども医療：223 人	乳幼児医療：45 人 こども医療：215 人
出産祝金	16 件	15 件
住宅取得補助金	4 件(新築 2、中古 2)	9 件(新築 4、中古 5)
空き家リフォーム補助金	7 件	9 件
家賃補助金	23 件	10 件
高校生修学支援補助金	12 人	10 人
保育園入園児童数（年度末時点）	55 人	50 人
子育てサークル「ひよこクラブ」	20 人	15 人

一時預かり保育	31 人	30 人
延長保育	18 人	14 人
病児保育	18 人	7 人
放課後児童クラブ	42 人	46 人
ファミリー・サポート・センター	依頼会員：4 人 援助会員：2 人	依頼会員：10 人 援助会員：10 人
児童発達支援 (子ども発達支援センター実施)	3 人/月	4 人/月
保育所等訪問支援 (子ども発達支援センター実施)	2 人/月	2 人/月
放課後子ども教室	5 人	5 人
地域クラブ	R8 完全移行	継続
ABUチャレンジセミナー	R7 開始	継続
コミュニティ・スクール	実施済	継続
キャリアパスポート	実施済	継続
家庭教育支援チーム	実施済	継続
サポートルーム	R6 開設	必要に応じ対応
人権参観日	実施済	継続

4 困難を有する子どもへの支援

児童虐待や子どもの貧困など、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもと家庭を支援する取り組みが重要となっています。困難な環境にあったとしても、全ての子どもが、その未来を明るく切り開くために必要な支援を充実します。

(1) 児童虐待防止の推進

■具体的な施策

①子ども支援会議（健康福祉課）

支援を必要とする子ども、家庭の早期把握や適切な支援の提供が進むよう、関係機関と定期的に情報共有会議を行います。

②オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（健康福祉課）

「秋のこどもまんなか月間」に広報・啓発活動を集中的に取り組みます。

③子育て世帯訪問支援事業（健康福祉課）

訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。

④養育訪問支援事業（健康福祉課）

養育上の問題を抱える家庭に対して専門職による家庭訪問を行い、育児指導や家事援助、保護者の身体的・精神的不調に対する相談や助言を行います。

(2) 社会的養護の推進

■具体的な施策

①子ども支援会議（健康福祉課）

支援を必要とする子ども、家庭の早期把握や適切な支援の提供が進むよう、関係機関と定期的に情報共有会議を行います。

②子育て短期支援事業（健康福祉課）

児童を養護することが一時的に困難になった場合等に、児童福祉施設等で一定期間養育し保護をすることにより、児童及びその家庭の福祉向上を図ります。

(3) 子どもの貧困対策

■具体的な施策

①子ども支援会議（健康福祉課）

支援を必要とする子ども、家庭の早期把握や適切な支援の提供が進むよう、関係機関と定期的に情報共有会議を行います。

②就学援助制度（教育委員会）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品等の学校で必要な経費の一部を助成します。

(4) ひとり親への支援

■具体的な施策

①児童扶養手当（健康福祉課）

生活の安定と自立の促進に寄与するために支給します。

②母子父子寡婦福祉資金貸付金（健康福祉課）

母子家庭・父子家庭や寡婦の方等が、経済的自立により安定した生活を営むことができるよう、各種の貸付けを行います。

③ＪＲ特定者用定期乗車券割引制度（健康福祉課）

児童扶養手当の支給を受けている世帯の世帯員の方に、ＪＲの通勤定期乗車券（鉄道のみ）をおよそ３割引で購入できる証明書の交付を行います。

④ひとり親家庭医療費助成制度（健康福祉課）

ひとり親家庭の高校生までの医療費を助成し、安心して医療が受けられるようにします。

(5) ヤングケアラーへの支援

■具体的な施策

①子育て世帯訪問支援事業（健康福祉課）

訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。

項目	現状（R5 年度）	実績見込値 （R11 年度）
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	実施済	継続
子育て世帯訪問支援事業	—	30 人
子育て短期支援事業	—	14 人
就学支援制度	12 人	10 人
児童扶養手当	23 世帯	20 世帯
母子父子寡婦福祉資金貸付金	0 件	1 件
JR 特定者用定期乗車券割引制度	1 件	1 件
ひとり親家庭医療費助成制度	31 人	25 人

5 働き方改革の推進

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化する中、男女が安心して子供を生み育てられる環境づくりが重要となります。このため、職場において、子育てを支援する制度が整備され、積極的に活用されるよう企業等への働きかけ等、子育てを支える職場環境づくりを行います。

（1）仕事と子育ての両立に向けた支援

■具体的な施策

①多様な働き方の推進（総務課）

企業等において、育児休業、短時間勤務など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の紹介・啓発を行い、それらを利用しやすい職場環境づくりを推進します。

②子育て支援広報強化（総務課）

仕事と子育ての両立を実現するための住民の理解や育児休業制度など、子育てに関する理解や意識を向上する広報活動の充実に努めます。

③職場環境の整備に向けた働きかけ（総務課）

事業者や住民に向けて、長時間労働の削減など、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を行います。

（2）男性の家事・育児参画の促進

■具体的な施策

①男性の意識改革（総務課）

新婚夫婦などに「家事から始まる男女共同参画手帳」や「家事ハウツー集」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた啓発等を推進します。

②男性の意識改革（教育委員会）

学校内で児童生徒と乳幼児がふれあう機会を設け、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。

項目	現状（R5 年度）	実績見込値 （R11 年度）
家事から始まる男女参画手帳配布	実施済	継続
家事ハウツー集の配布	実施済	継続
乳幼児ふれあい事業	21 人	10 人

6 子どもと子育てにやさしい社会づくり

子どもを育てやすく、子育て家庭にとって暮らしやすい社会づくりを実現するために、行政機関と地域住民が一体となり、地域の中で子育てを支えることが重要となります。そのためには、地域子育て支援センター等を活用して地域と子育ての結びつきをより一層強化していきます。

（1）地域・企業・団体の連携による支援

■具体的な施策

①子育て支援センター「ひよこクラブ」（みどり保育園）

民生委員や子育てボランティアによる子育て教室やひよこクラブでの活動支援を行い、子育て中の親と地域のボランティアのつながりを作ります。

（2）子どもや子育てにやさしい休み方改革の推進

■具体的な施策

①「家族でやま学の日」の導入（教育委員会）

学校の休業日以外でも、家族とともに校外で体験や探究の活動を行える「家族でやま学の日」を導入し、家族で過ごせる仕組みを構築します。

（3）多様な担い手による子育て支援

■具体的な施策

①学生による子育て支援（教育委員会）

長期休暇等において、児童福祉に意欲のある学生と放課後児童クラブ等とのマッチングを図り、子育ての担い手として活用する取り組みを推進します。

（4）子どもと子育てにやさしい風土づくり

■具体的な施策

①やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度（健康福祉課）

妊産婦や障害のある方等が公共施設等に設置されている身体障害者用の駐車場が利用できるよう、周知と理解を促進します。

②こどもまんなか 児童福祉月間（健康福祉課）

毎年5月に親子のふれあいの大切さの啓発や、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運を高める取り組みを行います。

③「家庭の日」、「阿武町トークの日」の普及（教育委員会）

家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」(毎月第3日曜日)、「阿武町トークの日」(毎月19日)の普及・啓発を行い、各家庭での取り組みを推進します。

(5) 子どもの安全確保

■具体的な施策

①子どもの交通安全を確保するための活動の推進（総務課）

行政、地域、関係団体が連携して、全国交通安全運動期間に合わせ、児童生徒登校時の立哨見守りを行い、通学時の安全を確保します。

②子どもを犯罪から守る環境の整備及び活動の推進（総務課）

道路や公園等の公共施設に防犯カメラや防犯外灯を設置する等、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を行い、地域の見守り体制を充実します。

③交通安全対策（教育委員会）

学校、家庭、地域、関係団体等が連携し、通学路の安全点検や街頭指導、児童生徒に対する交通安全教育を行います。

④防犯を含む生活安全の推進（教育委員会）

保育園や学校において施設の安全点検を定期的に行うとともに、事故の発生・再発防止のためのガイドラインや事故発生時の対応マニュアル等を周知・徹底し、的確な対応が行われるように努めます。また、防犯教室や防犯訓練等の実施により、児童生徒の安全意識・能力の向上を図ります。

⑤災害安全（防災）の推進（教育委員会）

様々な災害を想定した避難訓練を定期的の実施し、子どもたちが災害時に自身で判断し行動することができる力を育成します。

項目	現状（R5 年度）	実績見込値 （R11 年度）
「家族でやま学の日」	R6.10 から	継続
「家庭の日」、「阿武町トークの日」	実施済	継続
遊具安全点検	実施済	継続
各校避難訓練	実施済	継続
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	3 件	3 件
こどもまんなか 児童福祉月間	実施済	継続

第8章 計画の推進

1 計画の周知

計画の基本理念に掲げた「一人一人に寄り添う安心子育ての町」を実現していくためには、地域行政はもちろんのこと、町民や子どもにかかわるすべての関係機関や事業者等による主体的な取り組みが重要となります。そのため、本計画について、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知を図ります。

2 関係機関との連携・協働

子ども・子育て支援は、地域社会全体で行うという視点から、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら取り組みを進めます。

特に、子どもや子育て家庭の身近な支援体制が重要であるため、民生委員・児童委員をはじめ、地域における保育士、保健師、教員等の関係者が連携を図りながら、企業、事業所、子育てを支援する各種団体等、地域組織、関係機関とのネットワークづくりを進めます。

3 計画の実施状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各年度において実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させます。

そのため、庁内関係課が連携し、年度ごとの実施状況の把握・点検を行い、各施策・事業を総合的、計画的に進めます。さらに、子どもの保護者や事業者等で構成する「阿武町子ども・子育て会議」での意見や提案を踏まえ、次年度の事業に反映させるとともに、進捗の点検・評価を行い、実効性のある計画の進行管理と改善を行っていきます。

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 の規定に基づき阿武町子ども・子育て支援事業計画の目標の実現をめざし、要保護児童の早期発見及び当該児童への適切な支援を図るため、阿武町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査し、審議するものとする。

- (1) 阿武町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 要保護児童等の保護、支援等に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) 事業所関係者
- (6) 警察関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、健康福祉課福祉保険係において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

2 阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会設置要綱（平成 17 年阿武町訓令第 9 号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

- ・福祉関係者（民生委員・児童委員、保育園、児童相談所）
- ・保健医療関係者（保健推進委員、医師等）
- ・学校関係者（小学校長、PTA関係者等）
- ・子育て支援関係者（母親クラブ、子ども会、女性団体等）
- ・事業所関係者
- ・警察関係者



阿武町子ども・子育て会議委員名簿

任期 自 令和 6 年 8 月 1 日
至 令和 8 年 7 月 31 日

	区 分	役 職 名	氏 名	備 考
1	福祉関係者	民生児童委員協議会長	藤 村 聖 美	
2	//	主任児童委員	片 山 恵 子	
3	//	主任児童委員	白 松 利 恵	
4	//	保育園保護者会長	桂 大 郎	
5	//	萩児童相談所主幹	山 本 哲 郎	
6	//	保健推進連絡協議会長	末 若 ゆ り 子	
7	学校関係者	小中 PTA 連絡協議会長	杉 本 正 光	
8	//	阿武小学校長 (小学校長代表)	塩 田 徹 夫	
9	子育て支援関係者	子ども育成連絡協議会長	高 井 一	
10	//	みどりママの会会長 (代表)	井 町 小 百 合	
11	事業所関係者	阿武建設株式会社	宮 崎 智	
12	警察関係者	奈古警察官駐在所長 (駐在所代表)	袈 裟 丸 篤 史	
13	人権関係者	人権擁護委員 (代表)	水 津 明 文	
14	//	法務局萩支局長	吉 屋 仁 志	

事 務 局 ： 健康福祉課

関係機関 ： 教育委員会・社会福祉協議会・みどり保育園



第三次阿武町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発行 阿武町

編集 阿武町健康福祉課

阿武町大字奈古 2636 番地

TEL 08388-2-3115

FAX 08388-2-2090